

Welcome to Itabashi!

目次



① <u>いたばし くやくしよ とどけ で てつづ</u> 板橋区役所 届出と手続き	① - 1
<u>いたばし くやくしよ</u> 板橋区役所	① - 2
<u>あかつかちやうしや</u> 赤塚庁舎	① - 3
<u>くみんじ むしよ</u> 区民事務所	① - 4
<u>くやくしよほんちやうしや</u> <u>あんない</u> 区役所本庁舎 フロア案内	① - 6
<u>くやくしよほんちやうしや</u> <u>しやうへん しせつ</u> 区役所本庁舎 周辺施設	① - 7
<u>ざいりゆうかんりせいど</u> 在留管理制度	① - 8
<u>じやうしよへんこう</u> <u>とどけ で</u> 住所変更などの届出	① - 11
<u>じやうみんひやう</u> 住民票の写し	① - 12
<u>いんかんとうろく</u> 印鑑登録	① - 13
<u>せいど</u> <u>こじんばんごう</u> マイナンバー制度 (個人番号)	① - 13
<u>こせき</u> 戸籍	① - 14
<u>やかんきやうじつまどぐち</u> 夜間休日窓口	① - 15



② <u>しゅっさん こ きやういく</u> 出産・子ども・教育	② - 1
<u>にんしん</u> 妊娠がわかったら	② - 2
<u>けんこうふくし</u> 健康福祉センター	② - 3
<u>あか</u> <u>う</u> 赤ちゃんが生まれたら	② - 5
<u>しゅっさん</u> <u>いくじ</u> <u>たい</u> <u>じよせい</u> 出産・育児に対する助成	② - 8
<u>こそだ</u> <u>しえん</u> 子育て支援	② - 11
<u>こ</u> <u>がくしゅう</u> <u>せいかつしえん</u> <u>じぎやう</u> 子どもの学習・生活支援事業「まなぶーす」	② - 14
<u>ほいくえん</u> <u>やうちえん</u> 保育園・幼稚園	② - 14
<u>がっこうきやういく</u> 学校教育	② - 15
<u>ほうか</u> <u>ごたいさくじぎやう</u> 放課後対策事業「あいキッズ」	② - 16
<u>ひとり</u> <u>おやしえん</u> ひとり親支援	② - 18
<u>にほんご</u> <u>しゅうとくしえん</u> 日本語の習得支援	② - 21



③ 国民健康保険・年金・医療・税金 ③- 1

こくみんけんこう ほけん
国民健康保険 ③- 2

こくみんねんきん
国民年金 ③- 4

けんこうふくし
健康福祉センター ③- 5

けんこうそうだん けんしん
健康相談・健診 ③- 7

じよせい けんこう
女性の健康 ③- 10

がいこくご たいおう いりょう きかん
外国語で対応できる医療機関 ③- 11

きゅうきゅうびょういん
救急病院 ③- 15

ぜいきん
税金 ③- 16

けい じどうしゃ とうろく はいしゃ
オートバイ・軽自動車の登録と廃車 ③- 18



④ 福祉 ④- 1

かい ご ほけん
介護保険 ④- 2

しょう
障がいのある方に ④- 3

こうれいしゃ
高齢者 ④- 4

せいかつ しえん
生活支援 ④- 5

おやしえん
ひとり親支援 ④- 6

く
いたばし暮らしのサポートセンター ④- 6



⑤ 暮らし（生活ルール） ⑤- 1

コミュニティ ⑤- 2

しげん わ かた だ かた
資源とごみの分け方・出し方 ⑤- 3

じてんしゃ
自転車・バイク ⑤- 7

ペット ⑤- 8

しょうひしゃ
消費者のために ⑤- 9

めいわくきつえん ぼうし
迷惑喫煙の防止 ⑤- 9



6 きんきゅう **緊急のとき** **6** - 1

きんきゅう じ つうほうさき
緊急時の通報先 **6** - 2

きゅうきゅうびやういん
救急病院 **6** - 3

はんざい じ こ
犯罪と事故 **6** - 4

じ しん
地震 **6** - 5

すいがい そな
水害に備えて **6** - 6

ひ なん
避難 **6** - 7

ぼうさい
防災マップ **6** - 8



7 としょかん ぶんか しせつ しせつ **図書館・文化施設・スポーツ施設** **7** - 1

としょかん
図書館 **7** - 2

しせつ
スポーツ施設 **7** - 3

ぶんか きょうよう しせつ
文化教養施設 **7** - 4

しゅうかい しせつ
集会施設 **7** - 6

こうえん
公園 **7** - 7

かつどう
ボランティア・NPO 活動 **7** - 7

かんこう
いたばし観光センター **7** - 8

だんじょびやうどうすいしん
男女平等推進センター **7** - 8



8 やくだ じょうほう **お役立ち情報** **8** - 1

がいこくご たいおう そうだんまどぐち
外国語で対応できる相談窓口 **8** - 2

くせい かん がいこくご そうだん
区政に関して外国語で相談するには **8** - 4

だんじょびやうどう かん そうだんまどぐち
男女平等に関する相談窓口 **8** - 4

いたばしく りよう
板橋区で利用できるサービス **8** - 4

いたばしく はいふ こうほう し じょうほう し
板橋区で配布している広報紙、情報誌 **8** - 5

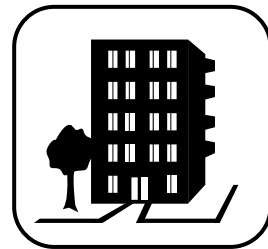
かくか はいふ がいこくご しりょう
各課で配布している外国語の資料 **8** - 5

こくさいこうりゅう じぎょう あんない
国際交流事業のご案内 **8** - 6

1

いたばしくやくしよ 板橋区役所

とどけで てつづき 届出と手続



いたばしく がいこくせきじゆうみん せいかつじようほう 板橋区 外国籍住民のための生活情報

く やくしよちようしやあんない じゆうしよへんこう こ しゅつしよ う とどけで 区役所庁舎案内・住所変更・子どもの出生などの届出

いたばしくやくしよ 板橋区役所	①-2
あかつかちようしや 赤塚庁舎	①-3
くみんじむしよ 区民事務所	①-4
く やくしよほんちようしや あんない 区役所本庁舎 フロア案内	①-6
く やくしよほんちようしや しゅうへんしせつ 区役所本庁舎 周辺施設	①-7
ざいりゅうか んりせいど 在留管理制度	①-8
じゆうしよへんこう とどけで 住所変更などの届出	①-11
じゆうみんひよう うつ 住民票の写し	①-12
いんかんとうるく 印鑑登録	①-13
せいど こじんばんごう マイナンバー制度(個人番号)	①-13
こせき 戸籍	①-14
やかん きゅうじつまどぐち 夜間・休日窓口	①-15

はっこう いたばしくやくしよ ぶんか こくさいこうりゅうか
発行:板橋区役所 文化・国際交流課

〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1 TEL:03(3579)2018

はっこう ねん がつ
発行:2024年3月

いたばしくやくしよ ちょうしやあんない
板橋区役所 庁舎案内

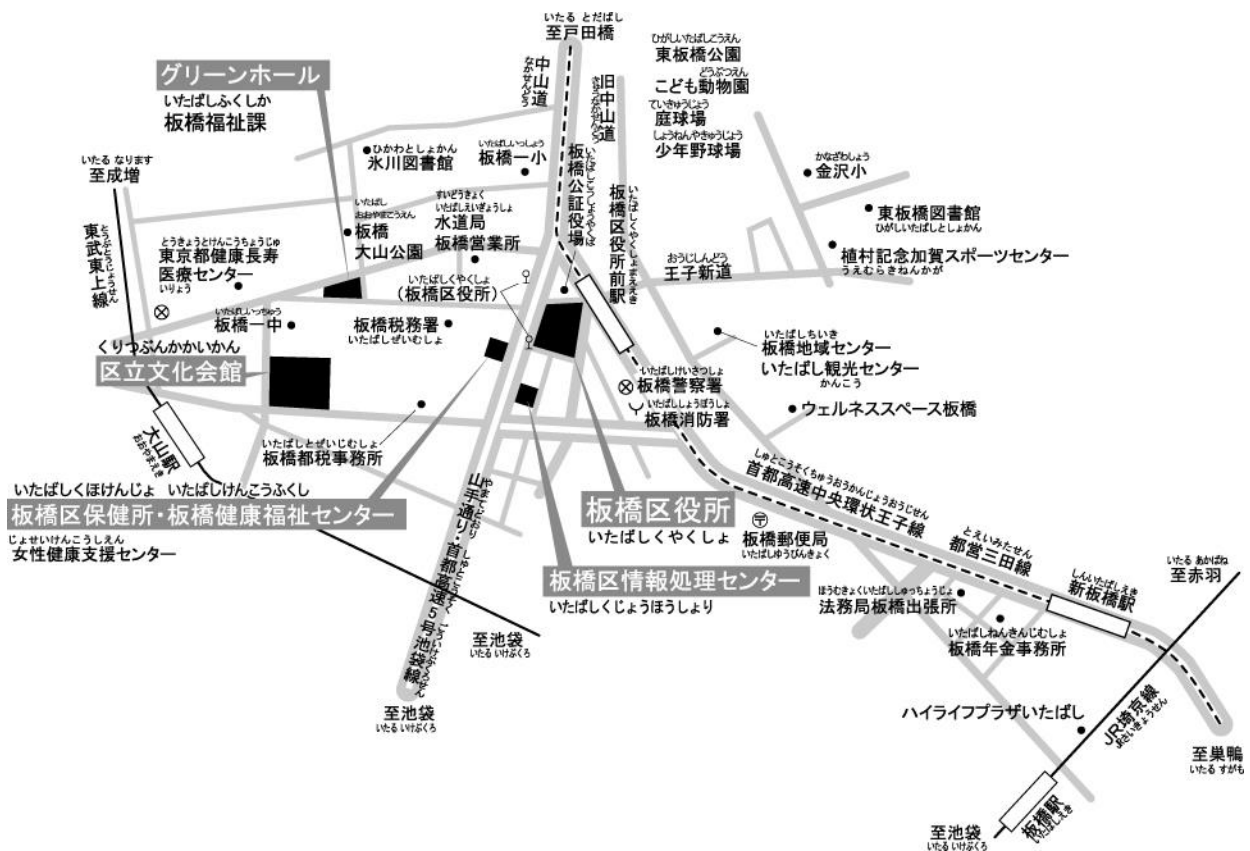
◆ **板橋区役所 本庁舎**

区役所の本庁舎では、様々な手続きを行っています。

開庁日 毎週月曜日～金曜日(祝祭日を除く)と毎月第2日曜日
 ※ 土曜日・日曜日・12月29日～1月3日はお休みです。
 ※ 毎月第2日曜日は一部の窓口のみ、業務を行っています。

開庁時間 8:30～17:00
 ※ 毎月第2日曜日は一部の窓口のみ 9:00～17:00
 ※ 毎週火曜日は一部の窓口のみ 19:00 まで。

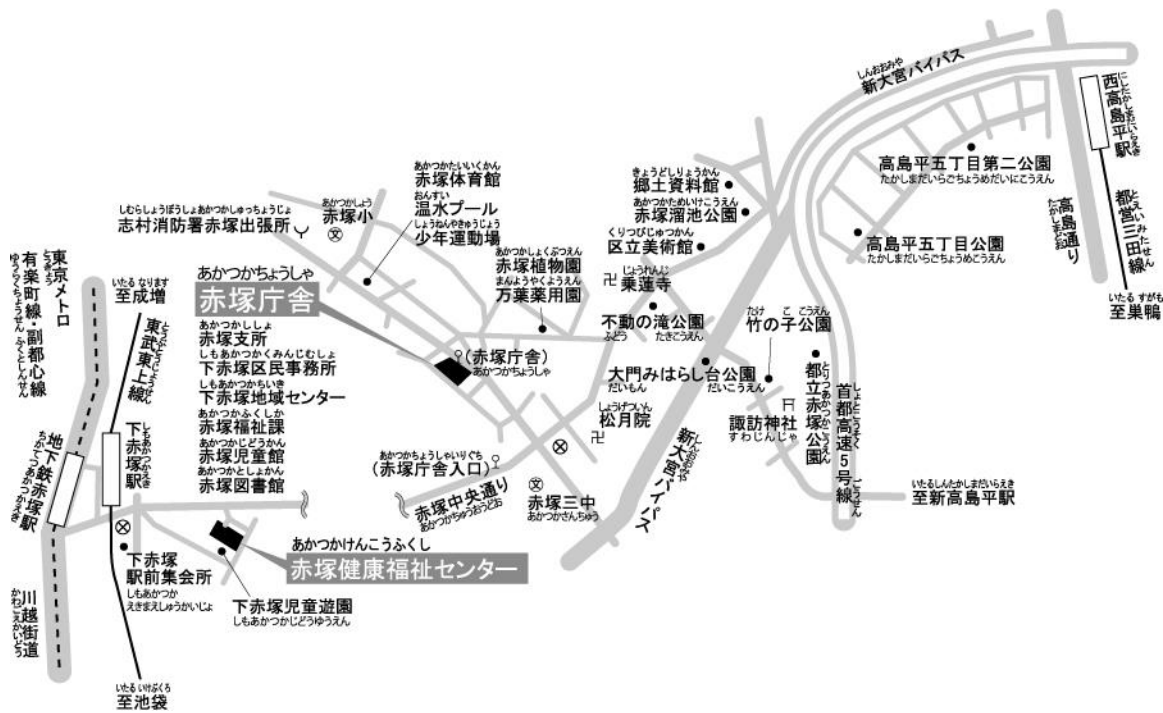
電話番号 03-3964-1111(代表)
 所在地 板橋区板橋2-66-1
 交通 都営三田線「板橋区役所前」駅 下車1分
 東武東上線「大山」駅 下車10分



◆区役所 赤塚庁舎

赤塚庁舎内の赤塚支所では、児童手当、児童扶養手当、児童育成手当等の申請、自動車臨時運行許可申請(仮ナンバーの貸出)、出生、婚姻届等の受付及び埋葬・火葬の許可など、区役所の業務の一部を取り扱っています。

- 開庁日 毎週月曜日～金曜日(祝祭日を除く) ※土曜日・日曜日・12月29日～1月3日はお休みです。
- 開庁時間 8:30～17:00
- 電話番号 03-3938-5113
- 所在地 板橋区赤塚6-38-1
- 交通 東武東上線「下赤塚」駅 下車15分
 東京メトロ有楽町線・東京メトロ副都心線「地下鉄赤塚」駅 下車17分
 東武東上線成増駅北口から赤羽駅西口行バス「赤塚庁舎」下車1分
 コミュニティバス「りりりん GO」・国際興業バス「赤塚庁舎入口」下車4分



くみんじむしょ 区民事務所

かいちようび まいしゅうげつようび きんようび しゅくさいじつ のぞ
開庁日 毎週月曜日～金曜日(祝祭日を除く)

※土曜日・日曜日・12月29日～1月3日はお休みです。

かいちようじかん
開庁時間 8:30～17:00

くみんじむしょ 区民事務所	しよざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号
なかしやうくみんじむしょ 仲町区民事務所	いたばしくなかしやう 板橋区仲町20-5	03-3959-4105
ときわだいくみんじむしょ 常盤台区民事務所	いたばしくときわだ 板橋区常盤台3-27-1	03-3967-6711
しむらさかうえくみんじむしょ 志村坂上区民事務所	いたばしくあずさわ 板橋区小豆沢2-19-15	03-3969-7571
はすねくみんじむしょ 蓮根区民事務所	いたばしくさかした 板橋区坂下2-18-1	03-3969-7581
しもあかつかくみんじむしょ 下赤塚区民事務所	いたばしくあかつか 板橋区赤塚6-38-1	03-3938-5110
たかしまだいらくみんじむしょ 高島平区民事務所	いたばしくたかしまだいら 板橋区高島平3-12-28	03-3938-1191

まどぐち あつか おも しごと 窓口で扱っている主な仕事

- 住民異動の届け出
- 住居地届け出
- 印鑑登録
- 証明書発行
(住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍の証明書、課税・非課税・納税証明書、
軽自動車税納税証明書)
- 母子健康手帳の交付(妊娠の届け出)
- 住民税、軽自動車税のお支払い
- 国民健康保険料・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料のお支払い
- 都営住宅募集案内などの配布
- 飼い犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付
- 死亡届の受付(下赤塚は赤塚支所の住民サービス係で受け付けます)
- マイナンバーカードの申請・受取(受取予約が必要です)

くやくしよほんちようしや あんない
区役所本庁舎 フロア案内

ぼうちようせき 傍聴席	13F	
ほんかいぎじよう 本会議場	12F	
いいんかいしつ 委員会室	11F	
くぎかいじむきよく ぎいんひかえしつ 区議会事務局 議員控室	10F	
だいかいざしつ 大会議室 A・B	9F	
⑪施設経営課 教育施設担当課 ⑫地域振興課 ⑬文化・国際交流課 ⑭スポーツ振興課 ⑮生活支援課 生活支援臨時給付金担当課 ほけんふくし じむきよく 保健福祉オンブズマン事務局	8F	
⑪資源循環推進課 ⑫環境政策課 ⑬契約管財課 ⑭選挙管理委員会事務局 ⑮監査委員事務局	7F	おくじようていえん 屋上庭園
<教育委員会事務局>⑪教育総務課 ⑫新しい学校づくり課 ⑬学校配置調整担当課 ⑭学務課 ⑮生涯学習課 史跡公園 担当課 ⑯地域教育力推進課 ⑰指導室 教育委員会室	6F	きようくしえん 教育支援センター だんじよしやかいきんかくか いたばしほけんじよ かい いてんよてい 男女社会参画課(板橋区保健所5階へ移転予定)
⑪建築安全課 ⑫鉄道立体化推進課 高島平まちづくり推進課 ⑬まちづくり調整課 ⑭住宅政策課 ⑮都市計画課 地区整備課 ⑯建築指導課	5F	こうじせつけいか ⑳みどり公園課 こくごんか ⑳工事設計課 ㉑みどり公園課 どほくけいかく こうつうあんぜんか かわまちづくりけいかく ㉒土木計画・交通安全課 かわまちづくり計画 担当課 たんとくか ㉓土木部管理課
⑪財政課 ⑫政策企画課 ブランド戦略担当課 ⑬経営改革推進課 ⑭総務課 くちようしつ 区長室	4F	じんじか ㉑人事課 こうちようこうほうか ちいさほろくさいしえんか ㉒広聴広報課 ㉓地域防災支援課 ぼうさいまき かんりか ぼうさい ㉔防災危機管理課 防災センター
⑪納税課 ⑫課税課 ⑬会計管理室	3F	けんこうすいしんか ㉑健康推進課 こどもせいさくか こそだ しえんか ㉒子ども政策課 子育て支援課 ほいくろんえいか ほいく か ㉓保育運営課 保育サービス課 しょう せいさくか しょう ㉔障がい政策課 障がいサービス課 あか ちやんの うえき じゆにゆう か 赤ちゃんの駅(授乳・おむつ替え)
⑩障がいサービス課(板橋地域支援係) ⑪障がいサービス課(障がい相談係) ⑫障がいサービス課(障がい児支援係) ⑬後期高齢医療制度課 ⑭介護保険課 ⑮⑯長寿社会推進課	2F	㉕～㉖国保年金課 じんざいいくせい 人材育成センター(マイナンバー交付窓口)
⑥子育て支援課(子どもの手当医療係) ⑦区政情報課・区政資料室 あか ちやんの うえき じゆにゆう が していきんゆうきかん 赤ちゃんの駅(授乳・おむつ替え) 指定金融機関 ATM けいびしつ きゆうじつ やかんうけつけ ギャラリーモール プロモーションコーナー イベントスクエア	1F	①～⑤戸籍住民課 レストラン・売店
ちかてつれんらくぐち 地下鉄連絡口	B1F	ちゆうやじよう 駐車場 みなみかん 南館

くやくしょほんちようしゃ しゅうへんしせつ
区役所本庁舎 周辺施設

いたばしきじょうほうしり
板橋区情報処理センター

階	組織
10F	IT推進課
7F	消費者センター
6F	くらしと観光課 商店街連合会 社会福祉協議会(アクティブシニア就業支援センター) 板橋区観光協会事務局
5F	産業振興課 板橋区産業振興公社 一般社団法人日本光学会
4F	区民相談室
3F	介護保険課(認定係)
2F	シルバー人材センター
1F	社会福祉協議会(権利擁護いたばしサポートセンター)

グリーンホール

階	組織
7F	男女平等推進センター(団体交流室・情報資料コーナー)
4F	いたばし暮らしのサポートセンター いたばし就労支援コーナー
3F	板橋福祉課(管理係、総合相談係、援護係)
2F	板橋福祉課(保護第1～6係)

いたばしきほけんじょ
板橋区保健所

階	組織
5F	生活衛生課(食品衛生係 環境衛生施設係 建築物衛生係)
3F	生活衛生課(管理係 医務・薬事係) 予防対策課(管理・公害保健係 予防接種係 感染症対策係)
1F	板橋健康福祉センター 女性健康支援センター

ざいりゅうかんにせいど 在留管理制度

とくあわ さき
問合せ先

こせきじゅうみんか じゅうみんたいちようがかり くやくしよみなみかん かいこせきじゅうみんかうけつけ でんわ
戸籍住民課 住民台帳係 区役所南館1階戸籍住民課受付 電話03-3579-2207

2012年7月9日に入国管理法などの外国人に適用される法律が改正され、日本に住む外国人の届出の方法や場所などが変わりました。なお、特別永住者の方は以下の説明と取扱が異なりますので、(5)の問合せ先または住民台帳係にお問い合わせください。

2012年7月9日からの改正のポイント

- ④対象者は、3 か月を超える適法な在留資格を有する方のみとなります。在留資格のない方や在留資格が「短期滞在」などの方は対象となりません。
- ⑤以前の外国人登録証明書に代わり、在留カードが交付されます。
- ⑥制度の対象となる外国人は日本人と同様に住民票に登録されます。

(1)在留カードの交付を受けた方へ(注意事項)

①住居地の届出

住居地を定めてから14日以内に、在留カード等を持参の上、住居地の市区町村の窓口において、その住居地の届出をしてください。

なお、正当な理由なく、上陸した日から90日以内に住居地の届出をしない場合、在留資格が取り消されることがありますので、ご注意ください。

②在留カードの常時携帯義務

在留カードは、常に携帯しなければなりません。

なお、16歳未満の方については、常に携帯する必要はありません。

③在留資格の更新や変更があった場合

出入国在留管理庁から市区町村に変更内容が通知されますので、この点のみでは市区町村での特段の手続きは不要です。ただし、これに伴って国民健康保険証の有効期限も更新される場合等、関連する手続きが発生する場合があります。

(2)住民票の手続きについて

・今住んでいる区から別の市区町村に引越す場合は、日本人と同様に、事前に今住んでいる区に転出届をして転出証明書の交付を受け、引越し後に新住所の市区町村で転入届をします。

・転入、転居の手続きの際には、引越す方全員の在留カード等が必要です。

・在留資格のない方や在留資格が「短期滞在」などの方は、住民票には登録されないため、住民票の写しの交付を受けたり印鑑登録をしたりすることができません。

(3) 各種手続き・申請の場所

地方出入国 在留管理官署	・在留資格・期間の変更申請、在留カードの再交付申請、氏名、国籍等の変更申請、在留カード漢字氏名表記申出
市区町村	・転入届、転居届、転出届、住居地届、世帯主変更など ・住民票の交付

(4) 「みなし再入国許可」制度

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人の方が出国後1年以内(※)に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要はありません。ただし、みなし再入国許可により出国した方は、その有効期間を海外で延長することはできません。また、出国後1年以内(※)に再入国しないと在留資格が失われることとなりますので、注意してください。

※在留期限が出国後1年以内に到来する場合は、その在留期限までに再入国してください。

出国する際に、必ず在留カードを提示してください。詳しくは地方出入国在留管理局までお問い合わせください。

(5) さらに制度や手続きについて知りたい方へ

・在留資格や在留カードに関すること

外国人在留総合インフォメーションセンター

電話 0570-013904(IP電話・海外から:03-5796-7112)

(特別永住者以外の方) 出入国在留管理庁ホームページ

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_4_index.html

(特別永住者の方) 出入国在留管理庁ホームページ

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_2_index.html

・住民票に関すること

総務省ホームページ

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu/index.html

(6) 在留カードの返納について

在留カードを所持する外国人の方は、制度の対象者でなくなったとき、在留カードの有効期間が満了したとき、再入国許可を受けて出国し、再入国許可の有効期間内に再入国しなかったときなど、所持する在留カードが失効したときは、失効した日から14日以内に在留カードを返納しなければなりません。

返納方法については、住居地を管轄する地方出入国在留管理局に直接持参していただくか、下記の返納先に送付してください。期限内に返納しないと罰金に処せられることがあります。

郵送による場合の返納先

〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階

東京出入国在留管理局おだいば分室あて

※封筒の表に「在留カード返納」と表記してください。

(7)登録原票の開示請求について

2012年7月9日からの制度改正により、外国人登録法は廃止されました。このため、市区町村での外国人登録原票記載事項証明書の作成・交付がなくなりました。2012年7月8日以前に登録原票に記載されていた情報については下記にご請求ください。交付には日数がかかります。郵送による請求もありますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

請求先

出入国在留管理庁 総務課情報システム管理室 出入国情報開示係

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階

電話:03-5363-3005

受付:土・日曜日、祝日、年末年始を除く9:00～17:00

(8)東京出入国在留管理局

東京出入国在留管理局では、在留資格の取得・変更、在留期間の更新、資格外活動及び永住、再入国許可などの在留手続きに関する事務を行っています。また、在留総合インフォメーションセンターでは、入国や在留についての相談に多言語で対応しています。

●東京出入国在留管理局

東京都港区港南5-5-30 電話0570-034259(IP電話・海外から:03-5796-7234)

受付時間:9:00～16:00(土・日曜日、祝日を除く)

●入国・在留関係の相談

外国人在留総合インフォメーションセンター

電話 0570-013904 (IP電話・海外から:03-5796-7112)

受付時間:8:30～17:15(土・日曜日、祝日を除く)

対応言語:英語、韓国語、中国語、スペイン語など

(9)帰化

外国人が、日本の国籍を取得することを「帰化」といいます。帰化するためには法務大臣の許可を得なければなりません。手続きの方法については東京法務局にお問い合わせください。

●東京法務局国籍課

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎8階 電話03-5213-1347

じゅうしょへんこう とどけで
住所変更などの届出

お問い合わせ先

戸籍住民課 住民異動係 区役所南館1階 戸籍住民課受付 電話03-3579-2205
届出場所 区役所南館1階 戸籍住民課受付または各区民事務所

(1)住所変更など

申請の種類	申請の期間	申請時に必要なもの	申請をする人
入国したとき	住み始めた日から14日以内	①届出する方全員の在留カードまたは特別永住者証明書または外国人登録証明書(みなし特別永住者証明書) ②家族関係が分かる公的な書類(同一世帯に親族がいる場合)の原本 ③パスポート ※①+②=(A)	本人または同一世帯の方 ※届出ができるのは、16歳以上の方になります。 (代理人が届出するときは、本人の委任状が必要です)
短期滞在などの在留資格から住民票の対象となる在留資格に変更になったとき	対象となる在留許可を受けた日から14日以内	①届出する方全員の在留カードまたは特別永住者証明書または外国人登録証明書(みなし特別永住者証明書) ②家族関係が分かる公的な書類(同一世帯に親族がいる場合)の原本 ③パスポート ※①+②=(A)	
他の市区町村から転入したとき ※注2	引っ越しをした日から14日以内	転出証明書+(A)の書類 +マイナンバーカード(お持ちの方のみ)または住基カード(お持ちの方のみ) ※注1	
板橋区内で転居したとき ※注2		(A)の書類+マイナンバーカード(お持ちの方のみ)または住基カード(お持ちの方のみ)	
世帯主や続柄に変更があったとき	変更のあった日から14日以内	(A)の書類+パスポート	
転出するとき ※注2 ※注3	引っ越しをする約2週間前から	(A)の書類+マイナンバーカード(お持ちの方のみ)または住基カード(お持ちの方のみ)	
出国するとき ※注3	出国する約2週間前から	(A)の書類+マイナンバーカードまたは通知カード+住基カード(お持ちの方のみ)	

このほか国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢医療制度、児童手当、子ども医療費助成、保育園の申込、転入学、住民税などの手続きがある場合があります。詳細については各リーフレットをご覧ください。

※注1:マイナンバーカード(または住基カード)をお持ちの方で、転出証明書が発行されない方法での手続きを取られた場合は、マイナンバーカード(または住基カード)をお持ちください。

※注2:引っ越し OSS(ワンストップサービス)での手続きについては、板橋区ホームページをご覧ください。

※注3:転出届は郵送でも受け付けています。詳細は郵送転出担当03-3579-2226 までお問い合わせください。

(2) 子どもが生まれたとき

申請の種類	届出場所	申請の期間	申請時に必要なもの	申請をする人
出生届	戸籍住民課 区役所南館1階 戸籍住民課受付 03-3579-2202 赤塚支所 住民サービス係 03-3938-5113	誕生日を含 めて14日 以内	①出生届(出生証明書 は、出産した病院の医師 等が記入したものを添付) ②母子健康手帳 (日本語版) ③婚姻証明書(外国で 婚姻した場合)	生まれた子の父 または母 (父または母が 届け出できない 場合は、お問い 合わせください)
在留資格取得許可 申請	東京出入国在留 管理局	誕生日から 30日以内 (誕生日から 60日を超え て日本に 滞在する 場合)	手続きの方法など詳細については、外国人 在留総合インフォメーションセンターにお問い 合わせください。 電話 0570-013904 (IP電話・海外から: 03-5796-7112)	
特別永住許可申請	戸籍住民課 住民台帳係 区役所南館1階 戸籍住民課受付 03-3579-2207	誕生日から 60日以内	①出生届受理証明書・ 住民票各1通 ②窓口申請に来た方の 本人確認書類	生まれた子の父 または母 (父または母が 届出人になれ ない場合は、お 問い合わせくだ さい)

このほか国民健康保険の手続きや、児童手当、子ども医療費助成、出産育児一時金、ひとり親家庭や赤ちゃんに障がいがある場合などに支給される手当があります。詳細については各リーフレットをご覧ください。

住民票の写し

問合せ先 戸籍住民課証明係 区役所南館1階戸籍住民課受付 電話03-3579-2210

2012年7月9日の法改正以降それまでの登録原票記載事項証明書に代わる証明書として、日本人と同様に、住所、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、在留資格、在留期間などを証明します。

本人と同一世帯の方以外が申請する時は、本人が書いた委任状が必要になります。

窓口で申請する方の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・在留カード等)をお持ちください。証明書の発行は有料です。

いんかんとうろく 印鑑登録

問い合わせ先

戸籍住民課 住民異動係 区役所南館1階 戸籍住民課受付 電話03-3579-2205

※印鑑・実印について

日本では契約をするときなどに、サインと同じ意味で印鑑が使われています。印鑑ははんこ販売店で購入したり、注文して作ることができます。区役所にあらかじめ印影を登録して、印鑑登録証明書の交付を受けられるようにしてある印鑑を実印といいます。自動車の登録、不動産の登記、金銭貸借の保証や公正証書の作成など、重要な取引には印鑑登録証明書が必要になります。

(1) 印鑑登録の申請

印鑑登録ができるのは、板橋区に住居登録をしている満15歳以上のご年齢で、成年被後見人でない方です。ご本人が登録したい印鑑と在留カード・特別永住者証明書(みなしも含む)をお持ちになり、区役所の住民異動係または各区民事務所に申請してください。印鑑登録証を交付します。登録は有料です。

※15歳の方のお手続きや、成年被後見人の方の印鑑登録の申請については、住民異動係にお問い合わせください。

本人以外が申請するときは本人の自筆の委任状が必要になります。なお、登録できる印鑑には一定の条件がありますので、住民異動係にお問い合わせください。

板橋区外から転入してきた場合には、それまでの印鑑登録は廃止され、新たに板橋区での手続きが必要です。区外に転出するときは、印鑑登録証またはいたばし区民カードを返却してください。

(2) 印鑑登録証明書

問い合わせ先 戸籍住民課証明係 区役所南館1階 戸籍住民課受付 電話03-3579-2210

印鑑が登録済みであることを証明する印鑑登録証明書が必要なときは、区役所または各区民事務所の窓口で申請してください。証明書の発行は有料です。申請には印鑑登録証(いたばし区民カード)が必要です。印鑑を持つてくる必要はありません。

マイナンバー制度 (個人番号)

問い合わせ先

板橋区マイナンバーコールセンター 電話03-6905-7031

住民票に記載されている外国人住民の方についても、マイナンバー制度(個人番号)の運用が開始されました。詳しくはお問い合わせください。

・ご希望によりマイナンバーカードの交付を受けることができます。(初回発行は無料。)

・マイナンバーカードをお持ちになると、全国の主なコンビニエンスストアでも、ご自分の住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書の交付が受けられます。(有料)

問い合わせ先

戸籍住民課戸籍係 区役所南館1階戸籍住民課受付 電話03-3579-2202
赤塚支所住民サービス係(住所:板橋区赤塚6-38-1) 電話03-3938-5113

戸籍とは、日本人の氏名、生年月日、父母の氏名及び続柄、婚姻関係など、個人が生まれてから死亡するまでの事柄を登録、公証するものです。外国籍の方は戸籍を作ることはできませんが、日本国内での出生・死亡の報告や新たに婚姻や離婚など親族関係を創設する際には届け出が必要です。

なお、届出人が外国籍の方の場合は署名はローマ字などの母国語でも大丈夫です。

(1) 出生届

届出期間	誕生日を含めて14日以内
届出人	子の父または母(父または母が届出できない場合は、お問い合わせください)
届出地	出生地または届出人の住所地
必要なもの	出生届(出生証明書は、出産した病院の医師等が記入したものを添付)、母子健康手帳(日本語版)、婚姻証明書(外国で婚姻した場合)

(2) 死亡届

届出期間	亡くなったことを知った日から7日以内
届出人	親族(親族が届出できない場合は、お問い合わせください)
届出地	死亡地または届出人の住所地
必要なもの	死亡届(死亡診断書または死体検案書は、死亡を確認した医師等が記入したものを添付)、亡くなった方のパスポート(外国籍の場合)

(3) その他の届出

届出の内容などにより、必要書類が異なりますので、必ず戸籍係へお問い合わせください。

(4) 届書受理証明書の交付

問い合わせ先

戸籍住民課証明係 区役所南館1階戸籍住民課受付 電話03-3579-2210

出生、死亡、婚姻などの届出を受理したことの証明が必要なときは、届書受理証明書の交付申請をしてください。申請にあたっては、本人確認ができるものが必要です。

届出人以外の方が申請する場合は、事前にお問い合わせください。証明書の発行は有料です。

- 出生にともない、新たに在留資格を取得する場合、婚姻や離婚などにより、在留資格が変更となる場合は、東京出入国在留管理局での手続きが必要です。

※問い合わせ先は、10 ページ(8)をご覧ください。

やかん きゆうじつまどぐち
夜間・休日窓口

のうぜいかい こせきじゆうみんか こくほねんきんか こそだ しえんか まどぐち まいつきだい にちようび きゆうじつ こぜんじ
 納税課・戸籍住民課・国保年金課・子育て支援課の窓口は毎月第2日曜日(休日サービス)、午前9時
 こ こじ まいしゆうかよう しゆくじつ へいちようび のぞ よるじ かいちよう やかん と あつか
 ～午後5時、毎週火曜(祝日・閉庁日を除く)夜7時まで開庁(夜間サービス)しています。取り扱っている
 きようむないよう つぎ ひよう こそだ しえんか やかん じっし
 業務内容は次の表のとおりです。(子育て支援課については、夜間サービスは実施していません。)

(1) 諸証明の発行業務

<p>ぎよう む ないよう 業務内容</p> <p>といあわせ でんわばんごう 問合・電話番号</p>	<p>まどぐち ないよう 窓口のサービス内容</p>
<p>じゆうみんき ほんだいちよう 住民基本台帳</p>	<p>じゆうみんひよう うつ じゆうみんひようきさいじこうしやうめいしよ 住民票の写し、住民票記載事項証明書 ※本人確認ができるものがが必要です。 ※代理人が請求するときは、委任状と代理人の本人確認ができるものがが必要です。</p> <p>いんかんとらうくしやうめいしよ 印鑑登録証明書 ※印鑑登録証(いたばし区民カード)が必要です。</p>
<p>ぜいしやうめい 税証明</p> <p>こせきじゆうみんか しやうめいかり 戸籍住民課 証明係 (区役所南館1階 こせきじゆうみんかうけつけ 戸籍住民課受付) 03-3579-2210</p>	<p>かぜいしやうめいしよ ひかぜいしやうめいしよ のうぜいしやうめいしよ 課税証明書・非課税証明書・納税証明書 ※住民税の申告などが必要な場合などは発行できません。 ※本人確認ができるものがが必要です。 ※代理人が請求するときは、委任状と代理人の本人確認ができるものがが必要です。</p>
<p>こ せき 戸籍</p> <p>こせきじゆうみんか しやうめいかり 戸籍住民課 証明係 (区役所南館1階 こせきじゆうみんかうけつけ 戸籍住民課受付) 03-3579-2210</p>	<p>こせき ぜんぶじこうしやうめいしよ(こせきとうほん) こせき こじんじこうしやうめいしよ(こせきしやうほん) こせき ふひよう 戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)、戸籍の附票 の写し、届書受理証明書 ※本人確認ができるものがが必要です。 ※代理人が請求するときは、委任状と代理人の本人確認ができるものがが必要です。</p>

※「本人確認ができるもの」については、区のホームページ、上記各問合せ先でご確認ください。

かくしゆとどけでぎょうむ
(2)各種届出業務

業務内容	窓口のサービス内容
問い合わせ 電話番号	
住民基本台帳	<p>てんにゆう てんしゆつ てんきまう とどけで 転入・転出・転居等の届出</p>
<p>こせきじゆうみんか じゆうみんいどうがかり 戸籍住民課 住民異動係 (区役所南館1階 戸籍住民課受付) 03-3579-2205</p>	<p>※本人確認ができるものがが必要です。 ※届出人は、本人又は同一世帯の世帯主です。代理人が届出するときは、届出人の委任状と代理人の本人確認ができるものがが必要です。 ※前住所地の区市町村などに問い合わせる必要がある場合は処理できません。 ※海外からの転入で外国籍の方は、休日窓口では転入届の受付はできません。</p> <p>いんかんとうろく しんせい 印鑑登録の申請</p> <p>※登録する印鑑をお持ちください。 ※在留カード・特別永住者証明書などの本人確認ができるものがが必要です。 本人確認に、在留カード・特別永住者証明書以外をお持ちになる場合は、お問い合わせください。 ※板橋区に住民登録している満15歳以上のご年齢で、成年被後見人でない方 ※代理人の方が届出をするときは、本人が自署し、登録する印鑑を押印した委任状と、代理人の方の本人確認ができるものがが必要です。 ※15歳未満の方は申請できません。</p>
マイナンバー制度	<p>しんせい マイナンバーカードの申請</p>
<p>こせきじゆうみんか 戸籍住民課 (区役所北館2階⑩窓口) 板橋区マイナンバーコールセンター 03-6905-7031</p>	<p>く へんれい こじん ほんごうつうしよ う と 区に返戻された個人番号通知書の受け取り</p> <p>※本人確認ができるものが重要です。 本人確認に、在留カード・特別永住者証明書以外をお持ちになる場合は、お問い合わせください。</p>
戸籍	<p>やかん と あつか 夜間サービスでは取り扱いしていません。</p>
<p>こせきじゆうみんか こせきがかり 戸籍住民課 戸籍係 (区役所南館1階 戸籍住民課受付) 03-3579-2202</p>	<p>やかん けつつけ しゆえいしよくいん とどけでしよ あず (夜間受付で守衛職員が届出書をお預かりします)</p> <p>こせき とどけで 戸籍の届出</p> <p>※本籍地の区市町村などに問い合わせる必要がある場合などは、当日処理できないことがあります。</p>
国民健康保険	
<p>こくほねんきんか 国保年金課 国保資格係 (区役所南館2階⑫窓口) 03-3579-2406</p>	<p>てんにゆうとどけとう し かくしゆとく てんしゆつとどけとう し かくそうしつ 転入届等ともなう資格取得、転出届等ともなう資格喪失</p> <p>※前住所地の区市町村などに問い合わせる必要がある場合は、当日処理ができないことがあります。</p>
<p>こくほねんきんか 国保年金課 国保給付係 (区役所南館2階⑬窓口) 03-3579-2404</p>	<p>りょうようひ こうがくりょうようひ しんせい げんどくてきようにんていししやう ほつこう しゆつさんいくじいちじきん そうさいひ しんせい 療養費、高額療養費の申請、限度額適用認定証の発行、出産育児一時金、葬祭費の申請</p> <p>※税情報の確認が取れない場合など、その場で手続きができないことがあります。</p>
国民年金	
<p>こくほねんきんか 国保年金課 国民年金係 (区役所南館2階⑮窓口) 03-3579-2431</p>	<p>こくほねんきんか にゆう そうしつ にんいかにゆう のぞ ねんきんほげんりょう めんじよ のうふゆうや がくせいのうふとくれいしんせい 国民年金の加入・喪失(任意加入は除く)、年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例申請</p> <p>※年金の記録が確認できないため、当日の手続きができない場合や、後日追加の手続きが必要な場合があります。</p>

<p>子どもの手当・医療費助成</p> <p>子育て支援課 子どもの手当医療係 (区役所北館1階⑥窓口)</p> <p>子どもの手当03-3579-2477 医療費助成 03-3579-2374</p>	<p>夜間サービスでは取り扱いしていません。</p> <p>子どもの手当(児童手当・児童育成手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当) ※手当によっては、所得の確認ができない・戸籍の届出に伴う証明がとれないと受付できない場合があります。</p> <p>子ども医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成 ※医療機関・保険者等に問い合わせる必要がある場合は、当日処理ができません。</p> <p>注意事項: 確認資料により、当日処理ができない場合があります。</p>
<p>特別永住者の方の各種手続</p> <p>戸籍住民課 住民台帳係 (区役所南館1階 戸籍住民課受付) 03-3579-2207</p>	<p>夜間サービスでは取り扱いしていません。</p> <p>特別永住者証明書の交付申請(有効期限の更新・再交付) 特別永住許可申請(子どもが生まれ、特別永住者の資格を申請するとき) 氏名・国籍などの登録事項の変更 ※出入国在留管理庁への確認が必要な場合など、当日処理ができないことがあります。</p>

(3) お支払い・納付相談

業務内容 問い合わせ・電話番号	窓口のサービス内容
<p>特別区民税 納税課 (区役所北館3階⑪窓口) 03-3579-2138 03-3579-2141 03-3579-2145 03-3579-2135</p>	<p>納付相談 特別区民税・都民税のお支払い 軽自動車税(種別割)のお支払い</p>
<p>国民健康保険料 国保年金課 国保収納係 (区役所南館2階⑳窓口) 03-3579-2409</p>	<p>保険料のお支払い、納付相談</p>

2

しゅっさん こ きょういく 出産・子ども・教育



いたばし く がいこくせきじゅうみん せいかつじょうほう 板橋区 外国籍住民のための生活情報

ほ し けんこう いくじ きょういく おや かん じょうほう 母子の健康や育児、教育、ひとり親に関する情報について

にんしん 妊娠がわかったら	②-2
けんこうふくし 健康福祉センター	②-3
あか う 赤ちゃんが生まれたら	②-5
しゅっさん いくじ たい じよせい 出産・育児に対する助成	②-8
こそだ しえん 子育て支援	②-11
こ がくしゅう せいかつしえんじぎょう 子どもの学習・生活支援事業「まなぶーす」	②-14
ほ いくえん ようちえん 保育園・幼稚園	②-14
がっこうきょういく 学校教育	②-15
ほう か ごたいさくじぎょう 放課後対策事業「あいキッズ」	②-16
おやしえん ひとり親支援	②-18
にほんご しゅうとくしえん 日本語の習得支援	②-21

はっこう いたばしやくしょ ぶんか こくさいこうりゅうか
発行:板橋区役所 文化・国際交流課

〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1 TEL:03(3579)2018

はっこう ねん がつ
発行:2024年3月

にんしん 妊娠がわかったら・・・

(1) 母子健康手帳の交付

問い合わせ先

健康推進課 区役所南館3階② 窓口 電話03-3579-2313

母子健康手帳は、お母さんとお子さんの健康状態や成長の様子を記録する大切なものです。また、健康診査や予防接種を受けるときに必要です。

妊娠した方は、戸籍住民課証明係(区役所南館1階戸籍住民課受付)、各健康福祉センター、各区民事務所で「妊娠届出書」を提出してください。妊娠届出書は窓口にあります。「母子健康手帳」と「妊婦健康診査受診票」などが入った「母と子の保健健康バッグ」をお渡します。

また、日本語が読めない方には、健康推進課、各健康福祉センターで外国語版母子健康手帳をお渡します(英語・中国語)。

その他の言語(韓国語・タイ語・タガログ語・スペイン語・ポルトガル語・インドネシア語・ネパール語・ベトナム語)については、健康推進課にお問い合わせください。

(2) 妊婦・出産ナビゲーション事業(妊婦面接)

問い合わせ先

各健康福祉センター

健康推進課 区役所南館3階② 窓口 電話03-3579-2313

板橋区では、お住まいの住所地を担当する各健康福祉センターで、保健師などの専門職が、全ての妊婦の方にお会いして、妊娠期の健康相談や出産の準備、出産後の子育てに関する相談をお受けしています。妊娠期の早い段階で妊婦面接をお受けください。出産前に妊婦面接を受けていただいた妊婦の方には、プレゼントをお渡ししています。詳しくは面接時にお尋ねください。

(3) 出産・子育て応援事業

問い合わせ先

各健康福祉センター

健康推進課 区役所南館3階② 窓口 電話03-3579-2313

妊婦や子育て家庭が安心して出産・育児できるよう経済的支援と伴走型相談支援を行っています。妊婦面接実施後に5万円相当、新生児等・産婦訪問実施後に5万円相当の応援ギフトをお渡ししています。各健康福祉センターでは、妊娠・出産・子育てに関する相談をいつでもお受けしています。

(4) 母親学級・両親学級

問い合わせ先

各健康福祉センター

健康推進課 区役所南館3階② 窓口 電話03-3579-2313

妊娠・出産・育児に関する正しい知識を学ぶ学級を開催しています。

初めて出産される方が参加できます。

健康福祉センター

開庁日 毎週月曜日～金曜日(祝祭日を除く)

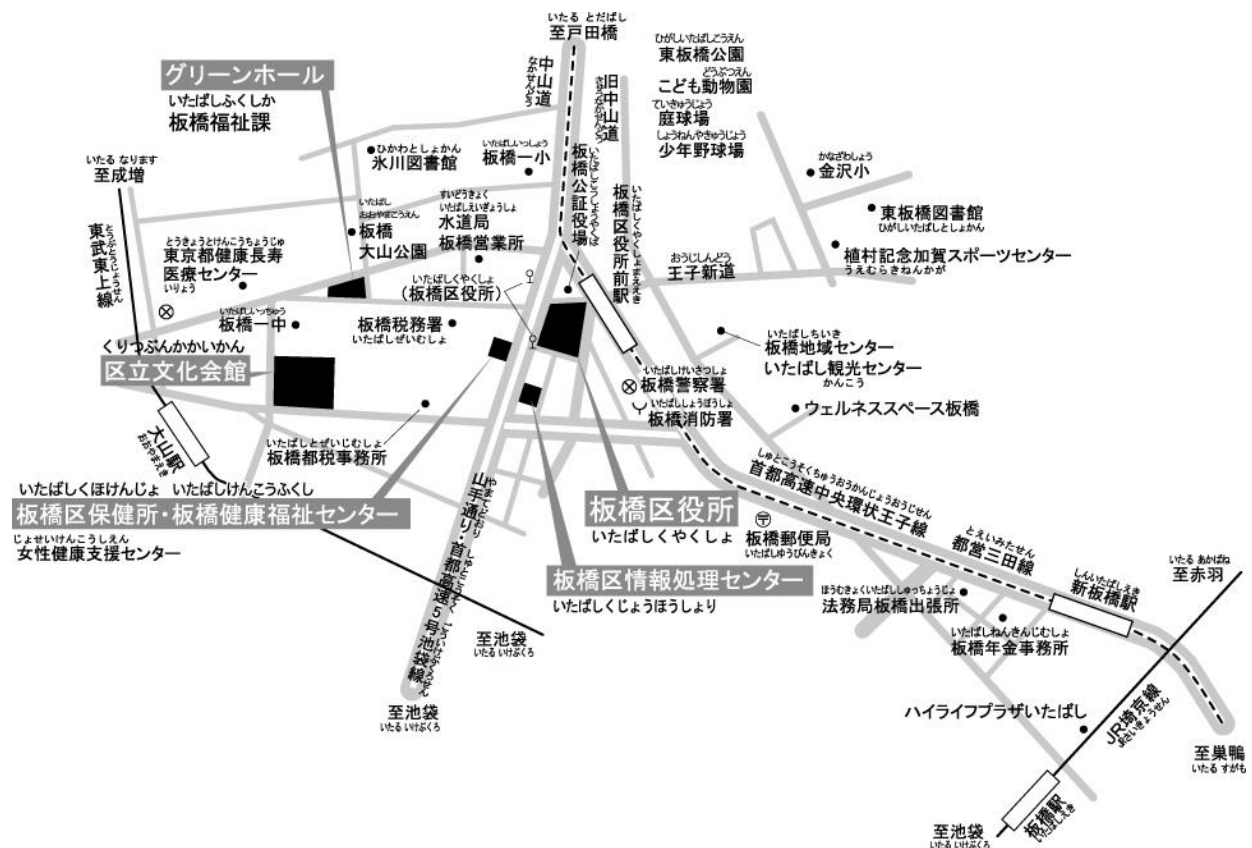
※土曜日・日曜日・12月29日～1月3日はお休みです。

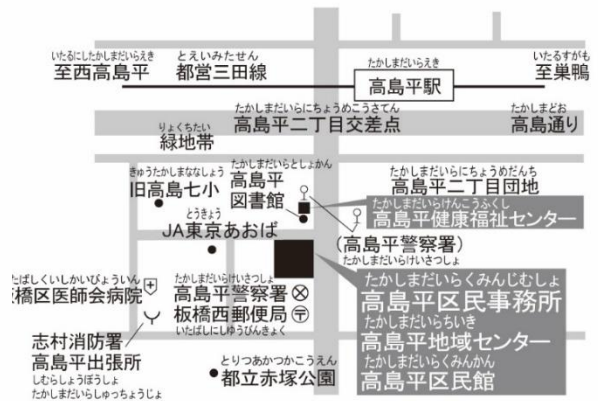
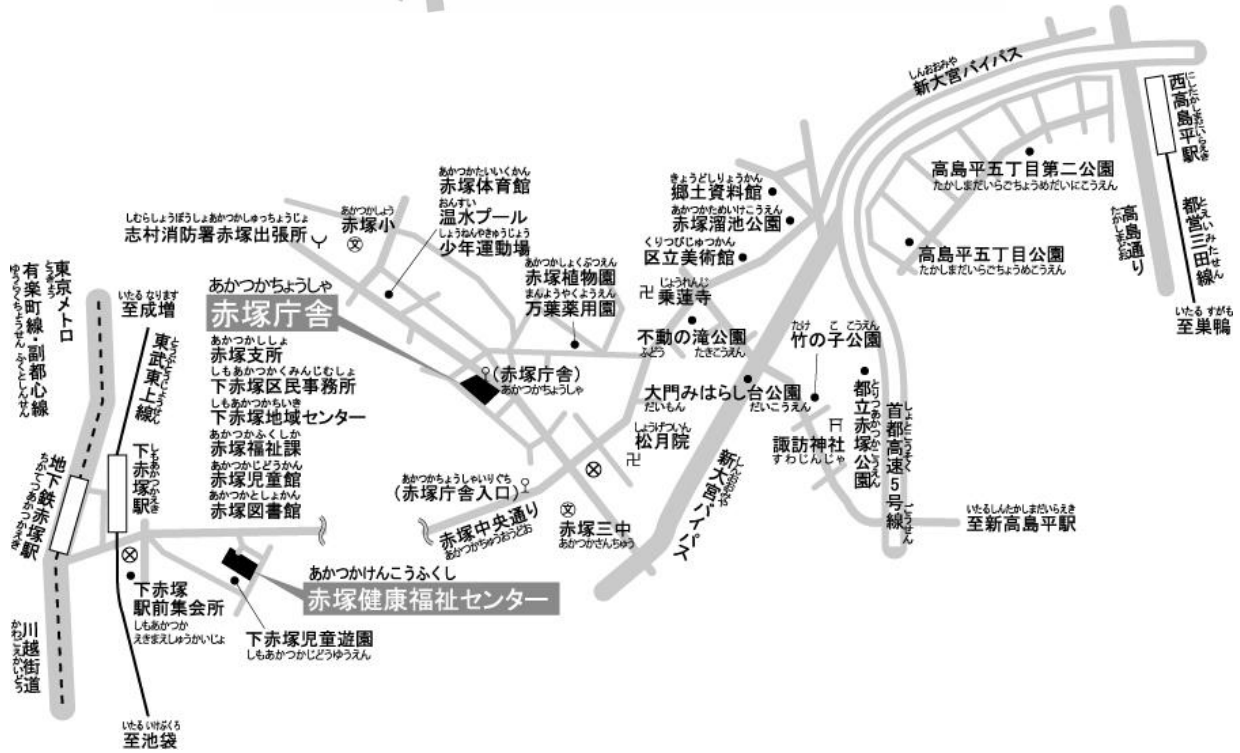
開庁時間 8:30～17:00

健康福祉センター	所在地	電話番号
板橋健康福祉センター	板橋区大山東町32-15(板橋区保健所内)	03-3579-2333
上板橋健康福祉センター	板橋区桜川3-18-6	03-3937-1041
赤塚健康福祉センター	板橋区赤塚1-10-13	03-3979-0511
志村健康福祉センター	板橋区蓮根2-5-5	03-3969-3836
高島平健康福祉センター	板橋区高島平3-13-28	03-3938-8621

主な仕事

- 健康相談
- 歯科保健
- 栄養指導
- 妊産婦の健康・育児について
- 乳幼児健康診査
- 健康教育
- 健康づくり
- 介護予防
- 心の健康づくり
- 難病・精神等各種医療費の助成の申請
- 予防接種予診票の再発行





赤ちゃんが生まれたら・・・

(1) 出生届

問合せ先

戸籍住民課戸籍係 区役所南館1階戸籍住民課受付 電話03-3579-2202
 赤塚支所住民サービス係 板橋区赤塚6-38-1 電話03-3938-5113
 戸籍住民課住民台帳係 区役所南館1階戸籍住民課受付 電話03-3579-2207

戸籍とは、日本人の氏名、生年月日、父母の氏名及び続柄、婚姻関係など、個人が生まれてから死亡するまでの事柄を登録、公証するものです。外国籍の方は戸籍を作ることはできませんが、日本国内での出生の報告には届出が必要です。

出生届

届出期間	出生日を含めて14日以内
届出人	子の父または母(父または母が届出できない場合はお問い合わせください)
届出地	出生地または届出人の住所地
必要なもの	出生届(出生証明書は、出産した病院の医師等が記入したものを添付)、母子健康手帳(日本語版)、婚姻証明書(外国で婚姻した場合)

<父母とも在留資格が中长期在留者の方>
 出生後60日を越えて日本に在留する場合は、出生後30日以内に在留資格取得許可の申請が必要です。詳細は、外国人在留総合インフォメーションセンター(0570-013904/IP電話・海外から:03-5796-7112)にお問い合わせください。

<父母またはそのいずれか一方の在留資格が特別永住者の方>
 特別永住許可を受ける場合は、出生後60日以内に特別永住許可の申請が必要です。申請される方は、出生届の受理証明書と住民票を持って、住民台帳係(区役所南館1階)で手続きしてください。

(2) 新生児等・産婦訪問

問合せ先

各健康福祉センター

赤ちゃんが生まれたら「母子健康手帳」に綴じ込まれている「出生通知票(ハガキ)」を送ってください。特に、出生体重が2,500g未満の場合は、必ず提出してください。
 提出された出生通知票をもとに、保健師または助産師が家庭を訪問し、赤ちゃんの体重を測るなど、育児や産後の体調管理についての相談に応じています。

(3) 産後ケア事業

問合せ先

各健康福祉センター

産後のお母さんと赤ちゃんの体調や育児の心配事、困り事について、助産師がお話を伺い、子育てが安心してできるようアドバイスします。

助産師がご自宅に訪問して乳房の手当や赤ちゃんのお世話の方法をアドバイスする訪問型産後ケアと、助産施設等でケアを受ける宿泊型と通所型産後ケアがあります。

いずれもご利用には要件がありますので、各健康福祉センターへお問い合わせください。

いくじそうだん りにゆうしょくこうしゅうかい
(4) 育児相談・離乳食講習会

といあわ さき
問合せ先

かくけんこうふくし
各健康福祉センター

育児相談では、乳幼児の身体計測や育児・離乳食などの相談を行っています。また、離乳食講習会(申込制)では、5～8か月頃までの離乳食のすすめ方や作り方について紹介しています。

にゆうようじけんこうしんさ
(5) 乳幼児健康診査

といあわ さき
問合せ先

かくけんこうふくし
各健康福祉センター

子どもの健やかな成長を願って、無料で身体測定や相談などを行っています。乳幼児健康診査は、子どものころとからだの成長・発達を確かめるための大切な機会です。また、ことばの遅れや病気の早期発見にもつながります。健診時期が近づきましたら、お知らせ時期(下表)に案内を郵送します。

名称	対象者	実施場所	お知らせ時期
4か月児健康診査	3～5か月児	健康福祉センター	2か月になる月の下旬に郵送
6か月児健康診査	6～7か月児	都内契約医療機関	
9か月児健康診査	9～10か月児	都内契約医療機関	
1歳6か月児健康診査	1歳6か月～2歳になる 前日まで	区内契約医療機関	1歳5か月になる月の下旬に郵送
1歳6か月児歯科健康診査	1歳6か月～2歳になる 前日まで	健康福祉センター	2歳11か月になる月の下旬に郵送
3歳児健康診査	3歳児		の
4・5歳児健康診査	4歳児・5歳児(保育園・幼稚園通園児は除く)		げつまつ こうほう 月末の広報いたばしで お知らせ(申込制)

しかけんこうしんさ
(6) 歯科健康診査

といあわ さき
問合せ先

かくけんこうふくし
各健康福祉センター

未就学児の歯科健診を行っています。予約制です。

よぼうせつしゅ
(7) 予防接種

といあわ さき
問合せ先

ほけんじょ よぼうかんせんしやうたいていさくか いたばしのおおやまひがしちやう であんわ
保健所 予防感染症対策課 板橋区大山東町32-15 電話03-3579-2318
各健康福祉センター

子どもを対象とした予防接種を実施しています。

ロタウイルス、BCG、B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)、水痘(みずぼうそう)、麻疹風しん混合、日本脳炎、二種混合(ジフテリア・破傷風)、ヒトパピローマウイルス(子宮頸がん)があります。

対象者には郵送でお知らせしています。定期予防接種は区内の協力医療機関で接種してください。法律で定められた接種対象年齢であれば、全額公費負担(無料)です。

《予防接種の種類》

しゅるい 種類	たいしょうねんれい 対象年齢	のぞ せつしゅじき 望ましい接種時期	かいすう 回数
ロタウイルス	しゅっせい しゅう にちご 出生6週0日後～ ロタリックス(1価ワクチン) 24週0日後まで ロタテック(5価ワクチン) 32週0日後まで	せいご かげつ 生後2か月～ ロタリックス(1価ワクチン) 24週0日後まで ロタテック(5価ワクチン) 32週0日後まで	(1価)2回 (5価)3回
BCG	さい たんじょう び ぜんじつ 1歳の誕生日の前日まで	せいご げつ 生後5か月から8か月まで	1回
がたかんえん B型肝炎	さい たんじょう び ぜんじつ 1歳の誕生日の前日まで	せいご げつ 生後2か月から9か月まで	3回
ヒブ ※1	せいご げつ ぜんじつ 生後2か月の前日から 5歳の誕生日の ぜんじつ 前日まで	【初回】 せいご げつ 生後2か月から7か月まで 【追加】 ついか しょかいしゅりょうご げつ 初回終了後7か月から13か月	3回 1回
しょうにようはいえんきゅうきん 小児用肺炎球菌 ※1	せいご げつ ぜんじつ 生後2か月の前日から 5歳の誕生日の ぜんじつ 前日まで	【初回】 せいご げつ 生後2か月から7か月まで 【追加】 ついか さいいこう しょかいしゅりょうご にちいこう 1歳以降かつ初回終了後60日以降 (おおむね生後12か月から15か月 まで)	3回 1回
よんしゅこんごう 四種混合 (ジフテリア・百日せ き・破傷風・不活化 ポリオ)	【1期】 せいご げつ ぜんじつ 生後2か月の前日から 7歳6か月の前日 まで	【初回】 せいご げつ 生後2か月から1歳の誕生日の前日 まで 【追加】 ついか しょかいしゅりょうご ねん ねんはん 初回終了後1年から1年半	3回 1回
すいとう 水痘(みずぼうそう)	さい たんじょう び ぜんじつ 1歳の誕生日の前日から3歳の誕生日の ぜんじつ 前日まで	【1回目】 さい さい げつ 1歳から1歳3か月まで 【2回目】 ついか かいめしゅりょうご げつ ねん 1回目終了後6か月から1年	2回
ましん(はしか)・ ふうしん混合	【1期】 さい たんじょう び ぜんじつ 1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前日まで 【2期】 しょうがっこうしゅがくまえ ねんかん しょうちえんねんちようとう 小学校就学前1年間(幼稚園年長相当) しゅがくぜんねんど がついたち がつ にち (就学前年度4月1日～3月31日)		1回 1回
にほんのうえん 日本脳炎 ※2	【1期】 せいご げつ ぜんじつ 生後6か月の前日から 7歳6か月の前日 まで 【2期】 さい たんじょう び ぜんじつ 9歳の誕生日の前日から 13歳の誕生日 のぜんじつ 前日まで	【初回】 さい 3歳 【追加】 ついか さい しょかいしゅりょうご げつ 4歳(初回終了後6か月以降)	2回 1回
		さい 9歳	1回

しゅるい 種類	たいしょうねんれい 対象年齢	のぞ せつしゅじき 望ましい接種時期	かいすう 回数
にしゅごんごう 二種混合 (ジフテリア・破傷風)	【2期】 11歳の誕生日の前日から 13歳の誕生日の前日まで	11歳	1回
ヒトパピローマウイル ス(子宮頸がん)	しょうがくこう ねん 小学校6年から高校1年相当の女子 (ワクチンの種類によって接種間隔が異なります)※3	ちゅうがく ねんせい 中学1年生	3回

- ※1 接種開始年齢によって、接種回数が異なります。区ホームページをご覧ください。
- ※2 平成7年(1995年)4月2日から平成19年(2007年)4月1日生まれの方のうち、現在20歳未満で、上記(最大4回)の日本脳炎予防接種が対象の期間内に接種できなかった方は、特別に接種できる制度がありますので、各健康福祉センターへお問い合わせください。
- ※3 平成9年(1997年)4月2日から平成20年(2008年)年4月1日生まれ的女子で過去に3回の接種が終わっていない人については、現在キャッチアップ接種と呼ばれる救済措置期間となります。令和7年(2025年)3月31日までの間であれば、定期接種として3回に足りていない分を無料で接種できます。接種を希望する場合は、お近くの健康福祉センターで予診票を受け取ってください。すでに3回接種を受けている人は対象になりません。

しゅつさん いくじ たい じよせい 出産・育児に対する助成

(1) 板橋区特定不妊治療費助成

問い合わせ先

保健所健康推進課 女性健康支援係 板橋区大山東町32-15

電話03-3579-2306

東京都特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けている方(先進医療を除く)に対し、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)にかかった保険適用外の治療費(文書料や保険適用の治療費は含まず)を助成します。

東京都が実施する精巣内精子生検採取法等に係わる医療費助成も助成の対象となります。

(2) 妊娠高血圧症候群等医療費助成

問い合わせ先

健康推進課母子保健係 電話03-3579-2313

各健康福祉センター

妊娠高血圧症候群などで入院医療を必要とする場合は、その症状に応じて医療費の助成を行っています。助成を受けるには入院日数や所得による制限があります。

(3) 保健指導票

問い合わせ先

各健康福祉センター

生活保護世帯または住民税非課税世帯の妊産婦や新生児・乳児を対象に、保健指導(健康診査)を受けることができる保健指導票を交付しています。

詳しくは、各健康福祉センターにお問い合わせください。

にゆういんじよさんせいど じよさんしせつ にゆうしよ
(4) 入院助産制度(助産施設への入所)

問い合わせ先

いたばしふくしか そうごうそうだんがかり いたばしきさかちやう かい
板橋福祉課 総合相談係 板橋区栄町36-1(グリーンホール 3階)
 でんわ
電話03-3579-2322

あかつかふくしか そうごうそうだんがかり いたばしあかつか
赤塚福祉課 総合相談係 板橋区赤塚6-38-1 でんわ **電話03-3938-5126**

しむらふくしか そうごうそうだんがかり いたばしほすね
志村福祉課 総合相談係 板橋区蓮根2-28-1 でんわ **電話03-3968-2331**

しゅつさんひやう しはら こんなん かた してい びやういん にゆういん してしゅつさん ばあい ひやう ぜんぶ または いちぶ
 出産費用を支払うことが困難な方が指定の病院に入院して出産した場合、費用の全部または一部を
 こうふ せんじよ しゅつさんひやう しはら けいざいてき こんなん かた しょうだん
 公費で援助します。出産費用の支払いが経済的に困難な方は、ご相談ください
 (所得による制限があります)。

こ いりやうひじよせい
(5) 子ども医療費助成

問い合わせ先

こそだ しえんか こ てあていりやうかり くやくしよきたかん かい まどぐち
子育て支援課子どもの手当医療係 区役所北館1階⑥窓口
 でんわ
電話03-3579-2374

0さい こうこうせいとう まで(18さい になった最初の 3月31日まで)の子どもが、医療機関などで保険診療を
 うけた場合の自己負担分(入院時食事療養費を除く)を助成する制度です。東京都内の医療機関であ
 れば、保険証と医療証の提示で医療費が無料になります。

該当される方は、保険証(子どもが加入または加入予定のもの)をお持ちのうえ申請してください。子ども
 医療証を交付します。詳しくはお問い合わせください。

こ てあて
(6) 子どもの手当

問い合わせ先

こそだ しえんか こ てあていりやうかり くやくしよきたかん かい まどぐち
子育て支援課子どもの手当医療係 区役所北館1階⑥窓口
 でんわ
電話03-3579-2477

あかつかししよじゆうみん がかり いたばしあかつか
赤塚支所住民サービス係 板橋区赤塚6-38-1 でんわ **電話03-3938-5113**

子どもの養育にかかる負担を軽減するため、対象となる児童の保護者に次の手当を支給しています。
 各手当には所得制限があります。

じどうてあて 児童手当	15さい になった最初の3月までの児童
じどうふやうてあて 児童扶養手当	18さい になった最初の3月までの児童(政令で定める程度の障がいの状態にある場合は20歳)で父または母がいない児童及び父または母が重度の障がい(ゆう)を有する児童
じどういくせいてあて 児童育成手当	育成手当: 18さい になった最初の3月までの児童で父または母のいない児童及び父または母が重度の障がい(ゆう)を有する児童 障害手当: 20歳未満で条例別表で定める程度の障がいの状態にある児童及び脳性まひ・進行性筋萎縮症の児童
とくべつじどうふやうてあて 特別児童扶養手当	20歳未満で法令で定める程度の障がいの状態にある児童

よういくいりよう
(7) 養育医療

とひあわ さき
問合せ先

けんこうすいしんか ほしほけんかかり でんわ
健康推進課 母子保健係 電話03-3579-2313
かくけんこうふくし
各健康福祉センター

あか しょうしゅうじたいじゅう
赤ちゃんの出生時体重が 2,000g 以下の場合や強い黄だんなどで、いしし にゅういんよういく ひつよう みと
医師が入院養育を必要と認めた
場合、指定の医療機関に入院すると医療の給付が受けられます。

じりつ しえん いりよう いくせい いりよう
(8) 自立支援医療(育成医療)

とひあわ さき
問合せ先

けんこうすいしんか ほしほけんかかり でんわ
健康推進課 母子保健係 電話03-3579-2313
かくけんこうふくし
各健康福祉センター

さいみまん かた い か きのうしゅう しょうらいきのうしゅう み こ ふく しゅじゅつ
18歳未満の方で、以下の機能障がい(将来機能障がいが見込まれるものも含む)があり、手術などにより
きのうかいふく み こ かた ひつよう いりよう きゅうふ おこな
機能回復が見込まれる方に、必要な医療の給付を行います。

【対象】①肢体不自由 ②視覚障がい ③聴覚・平衡機能障がい ④音声・言語・そしゃく機能障がい

⑤心臓機能障がい ⑥腎臓機能障がい(人工透析・腎移植のみ対象) ⑦小腸機能障がい

⑧肝臓機能障がい ⑨その他の内臓機能障がい(呼吸器、膀胱、直腸、小腸機能障がいを除く
ないぞうしゅう せんてんせいしつべい かぞ めんえきふぜん
内臓障がいは、先天性疾病によるものに限る。) ⑩ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

なお、せたい しょうとくじょうきょう ひよう いちぶふたん
世帯の所得状況により費用の一部負担があったり、受けられない場合があります。詳しくは
お問ひ合わせください。

たい き おせんいりようひじよせいせいど
(9) 大気汚染医療費助成制度

とひあわ さき
問合せ先

ほけんじよぼうたいさくか こうがいほけんかかり いたばしのおおやまひがしちやう
保健所予防対策課 公害保健係 板橋区大山東町32-15

でんわ
電話03-3579-2303

かくけんこうふくし
各健康福祉センター

か きしつべい かた たい いりようひ じよせい せいど
下記疾病にかかった方に対し、医療費を助成する制度です。

たいしゅうしつかん きかんし そくまんせいきかんしえん ぜんせいきかんしえん はいま
【対象疾患】気管支ぜん息・慢性気管支炎・ぜん息性気管支炎・肺気しゅ

たいしゅうしゅい か てん み かた
【対象者】以下 4 点をすべて満たしている方

①18歳未満の方②東京都内に 1年(3歳に満たない方は 6か月)以上住所を有する方③健康保険等に
かにゆう かた きつえん かた
加入している方④喫煙していない方

【助成内容】医療券の有効期間内に対象疾患の治療に要した医療費のうち、保険適用後の自己負担分が
じよせい
助成されます。

こ かてい そうごう しえん
(1) 子ども家庭総合支援センター

とひあわ きき
問合せ先

こ かてい そうごう しえん
子ども家庭総合支援センター 板橋区本町24-17

こ ちなんでも そうだん
① 子どもなんでも相談

子どもと家庭に関する相談に応じています。子育てでの不安や悩み、困っていることやわからないことなど、どうぞお気軽にご相談ください。相談内容については秘密を守ります。
また、必要に応じて専門機関をご紹介します。

そうだんたいしょう
相談対象

- ・子ども(18歳未満)
- ・子育て中の父母または養育者
- ・子育てに関係している方

そうだんほうほう
相談方法

- ・電話相談
- ・面接相談 (匿名の相談にも応じます)

※面接相談は予約制となります。事前にお電話ください。

でんわ
電話 0120-925-610 (子どもなんでも相談) 毎日24時間

03-5944-2373 (子ども家庭相談(継続相談)) 平日8時半～17時

※夜間・休日は子どもなんでも相談に転送されます。

② ショートステイ・ワイライトステイ

病気・出産・介護などで、一時的にお子さんの養育にお困りのとき、区が委託した児童養護施設、乳児院、協力家庭で有料でお預かりします。(収入によって減免制度があります)

りようもうしこみ とひあわ
利用申込・問合せ 子ども家庭総合支援センター 子育てサポート 03-5944-2381

こくじしえん はけん
③ 育児支援ヘルパーの派遣

妊娠中(母子健康手帳取得後)から生後3歳未満の乳幼児のいる家庭に、育児・家事援助などをするヘルパーを有料で派遣します。

りよう にちじ
利用日時

げつようび にちようび しゅくじつふく
月曜日から日曜日(祝日含む)の8時～19時

ねんまつねんし
(年末年始12/29～1/3は除く)

りようきん
料金

へいじつ じ じ
平日の9時～17時まで 1時間800円

じようきようび じかんいがい
上記曜日、時間以外は 1時間900円

とひあわ
問合せ

こ かてい そうごう しえん
子ども家庭総合支援センター 子育てサポート 0120-022-177

④ファミリー・サポート・センター事業

保護者の仕事や通院などのとき、短時間の保育や保育園などへの送迎を行う、会員制による育児の援助事業です。

利用会員 板橋区に住む育児援助を希望する方です。

援助会員 育児援助活動に熱意を有する20歳以上の健康な方で、区が実施する子育て支援員養成講座等を修了した方です。

対象者 生後43日～12歳までの児童がいる方(小学校6年生の3月31日まで利用可)

料金 子ども一人1時間当たりの料金

月～金曜日の9時～17時	800円
月～金曜日のその他の時間	900円
土曜日・日曜日・祝日	900円
12月29日～翌年1月3日	900円

入会登録書受付場所 子ども家庭総合支援センター 子育てサポート・児童館(26か所)・区役所保育サービス課
ホームページから電子申請可能

利用申込・問合せ 子ども家庭総合支援センター 子育てサポート 03-5944-2381

⑤産後ドゥーラ

産前・産後に、専門的な資格を持つ産後ドゥーラが訪問し、お母さまのサポートや家事・育児の援助を行います。

利用日時 月曜日から日曜日(祝日含む)の午前9時～午後8時
年末年始(12/29～1/3)は除く

料金 1時間1,300円(住民税非課税世帯半額、生活保護受給世帯免除)

対象者 妊娠中(母子健康手帳取得後)から生後6か月までのお子様がいる方

利用上限時間数 30時間まで(多胎児の場合は60時間まで)

利用登録申請受付 子ども家庭総合支援センター、郵送、電子申請

問合せ 子ども家庭総合支援センター支援課管理・サービス調整係 03-5944-2371

⑥ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)

一時的に保育が必要な時などに利用したベビーシッター利用料金の一部を区が助成します。

対象者 未就学児(6歳になる年度の末日まで)と同居する板橋区在住の保護者

補助上限 午前7時～午後10時 1時間あたり2,500円まで

午後10時～翌朝7時 1時間あたり3,500円まで

利用上限時間数 児童1人につき年度内144時間まで

(多胎児の場合は児童1人につき年度内288時間まで)

対象となる費用 ベビーシッター事業者から請求される利用料のうち、純然たる保育サービスの提供対価(税込)のみが補助対象。入会金、会費、交通費などは対象外。

対象事業者 東京都の認定するベビーシッター事業者(東京都福祉局のホームページをご確認ください。)

問い合わせ

ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援) 専用コールセンター 0120-212-115

⑦子ども家庭援助事業(児童相談所)

児童相談所は、虐待・非行・育成などの子育てに関する相談や区民・警察等からの通告に対し、専門的な知識及び技術を活用し、総合的な調査・診断・判定を踏まえて決定した援助方針により、必要な援助を行います。

虐待かと思った時などは、すぐに児童相談所に通告・相談ができる児童相談所虐待対応ダイヤル「189」、または下記問合せ先に通告・相談してください。

問合せ先

○板橋区子ども家庭総合支援センター

板橋区本町24-17 電話03-5944-2373 平日8時半～17時

※夜間・休日は子どもなんでも相談に転送されます。

○189(児童相談所虐待対応ダイヤル)毎日24時間

こんな時にご相談ください

○養育について

保護者の病気・死亡・家出などの事情で子どもが家庭で生活できなくなったとき

○非行について

家出・盗み・夜遊び・薬物の習慣などがあるとき

○心身の発達について

知的発達の遅れ・肢体不自由・自閉傾向等があるとき など

次のような支援を行います

○面接相談

面接を通して相談に応じます。継続的な相談もできます。相談内容によっては他の相談機関を紹介します。

○一時保護

緊急に子どもを保護する必要がある場合や、保護による行動の観察や生活指導が必要な場合に行います。

○愛の手帳の交付

知的障がいの子どものための「愛の手帳」を交付しています。

(2)すくすくカード

問合せ先

子育て支援課子育てサービス係 区役所南館3階②窓口 電話03-3579-2475

板橋区内に住所がある妊娠中～3歳未満を子育て中の保護者に、様々な子育てサービスに利用できる券のついたカードを妊娠届提出時に配付しています。転入された方には、郵送によりお届けします。この利用券を使って、区の指定する子育て支援サービスを利用することができます。

(3)児童館「CAP'S」(Children And Parents' Station)

問合せ先

子育て支援課子育てサービス係 区役所南館3階②窓口 電話03-3579-2475

各児童館

児童館は、0歳～18歳までご利用いただけますが、主に乳幼児と保護者向けのプログラムを実施しています。専門の職員が指導にあたっており、無料で利用することができます。

○開館時間

9:00～17:00

○休館日

土曜日・日曜日・祝日・年末年始

○施設開放

乳幼児とその保護者・児童に施設開放をしています。

土曜日・日曜日・祝日 9:00～12:00 13:00～17:00

○子育て相談 児童館の開館時間中に子育ての悩みについて相談を受けつけています。

◆年齢に応じた集団遊び

毎週月曜日～金曜日(土日祝日・年末年始等を除く)の午前と午後、乳幼児とその保護者を対象にした年齢別プログラムや子育て応援教室を行っています。

なお、プログラムに参加しない方も児童館で自由に遊べます。

◆乳幼児専用ルーム「すくすくサロン」

毎週月曜日～金曜日の児童館開館時間に、乳幼児とその保護者が、情報交換や仲間づくりをしながら、安心して一日中過ごせる「すくすくサロン」を区内全児童館、26館で開設しています。すくすくサロンでは、正午から午後1時までの間に持参した昼食をとることができます。

※「すくすくサロン」の開館日は、変更になる場合もあります。

(4)子育てひろば(森のサロン)

問合せ先 子育て支援課子育てサービス係 区役所南館3階㊸窓口 電話03-3579-2475

4歳未満の子どもと保護者が自由に過ごせるフリースペースを開放しています。専門スタッフが常駐し、お子さんを遊ばせながら育児相談をすることもできます。お気軽にお立ち寄りください。

利用申込・問合せ 森のサロン 電話03-3961-6354

子どもの学習・生活支援事業「まなぶーす」

問合せ先 まなぶーす 区役所前・西台教室 電話03-6915-5732

まなぶーす 成増教室 電話03-3237-8077

経済的な理由などで学習環境にお悩みのご家庭を支援します。学習支援教室や子どもの居場所、相談・訪問支援を行っています。

保育園・幼稚園

(1) 保育園

問合せ先 保育サービス課入園相談係 区役所南館3階㊸窓口 電話03-3579-2452

保育園は、保護者が働いている、もしくは病気その他の理由などのため、お子さんを家庭で十分保育することができない場合に、お子さんをお預かりして保育する施設です。

対象年齢は、園によって異なりますが、0歳から5歳児までです。入園の申込は、保育サービス課及び福祉課で受け付けています。4月に入園を希望する方の募集は、9月頃に「広報いたばし」及び区のホームページでお知らせします。

【申込み場所】 保育サービス課入園相談係 区役所南館3階㊸窓口 電話03-3579-2452

赤塚福祉課 板橋区赤塚6-38-1 電話03-3938-5126

志村福祉課 板橋区蓮根2-28-1 電話03-3968-2331

【申込みに必要な書類】

- 1 教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書(区指定様式)
- 2 家庭状況届出書(区指定様式)
- 3 就労証明書[保護者が働いている場合](区指定様式)
- 4 エントリーシート[保育サービス課提出用](区指定様式)
- 5 個人番号(マイナンバー)の提供について
- 6 保護者の在留カードの両面コピー
- 7 添付書類(各世帯により必要書類が異なりますのでお問い合わせください。)

※ 1～5は「板橋区 幼稚園・保育園のご案内～保育利用の手引～」に添付されています。

※ 「板橋区 幼稚園・保育園のご案内～保育利用の手引～」を配布している場所は、保育サービス課・赤塚福祉課・志村福祉課・区内認可保育園・区内児童館・区民事務所・区立図書館、イオンスタイル板橋前野町、イオン板橋ショッピングセンターです。

※ 3～5歳児クラスの保育料については、無償(0円)となります。また、第2子以降の保育料も、無償(0円)となります。なお、0～2歳児クラスの保育料については、世帯の区民税の所得割額によって決められます。入園後その家庭の事情(減額基準に該当した場合)などにより支払いが困難になったときや家族が増えたりした時には、減額制度があります。

(2) 幼稚園

問い合わせ先

教育委員会事務局学務課 区役所北館6階⑭窓口 電話03-3579-2613

小学校に入学する前の満3歳～5歳の幼児を対象にした教育施設として幼稚園があります。板橋区内には区立幼稚園が1園と私立幼稚園が32園あります。毎年11月初旬から各幼稚園で翌年度(4月から)の園児の入園受け付けを行います。

区内に住所がある幼児を私立幼稚園へ通園させ、入園料・保育料等を納めている保護者は、補助金の支給対象となります。各幼稚園から補助金の申請書が配付されますので、必要事項を記入の上、幼稚園に提出してください。なお、板橋区外の一部の幼稚園に通園の場合は、学務課から補助金の申請について案内を郵送します。

がっこうきょういく 学校教育

日本の学校教育は、小学校6年間、中学校3年間、高等学校3年間、大学4年間の6・3・3・4年制です。そのうち、小学校6年間と中学校3年間の計9年間(満6歳～15歳)が義務教育です。学校は4月から始まり、翌年の3月で1学年が修了します。小学校入学はその年の4月1日までに満6歳になる児童が対象です。

しょう ちゅうがっこう しゅうがく 小・中学校への就学

問い合わせ先

教育委員会事務局学務課 区役所北館6階⑭窓口 電話03-3579-2611

外国籍の方は、日本の小中学校への就学義務はありません。しかし、希望する方は、申請することにより入学することができます。入学などの手続きや学校の授業は日本語で行われます。

就学年齢に達した児童の家庭には、住民登録に基づいて、前年の8月下旬に入園案内を郵送します。板橋区立の中学校に進学する場合で、板橋区立の小中学校に在籍している方は、在籍する小学校を経由して、9月上旬に入園案内を配布します。板橋区立の小中学校に在籍していない方は、住民登録に基づいて、8月下旬に

入学案内を郵送します。

板橋区に転入し、板橋区立の小中学校に通学する場合には手続きが必要です。入学する児童・生徒の在留カードまたは特別永住者証明書と、パスポートを持参のうえ、教育委員会事務局学務課へお越しください。前住所地で、既に日本の学校に通学していた場合には、元の学校で発行された在学証明書と教科書給与証明書が必要になります。

区立の小学校・中学校は、入学金、授業料、教科書代が無料です。保護者の負担は、学用品代と給食費、遠足、修学旅行費などです。詳しくはお問い合わせください。

ほうかごたいさくじぎょう 放課後対策事業 「あいキッズ」

問合せ先

地域教育力推進課あいキッズ係 区役所北館6階⑩窓口 電話03-3579-2637

あいキッズとは、全児童を対象に、放課後学校内で、子ども同士が慣れ親しんだ校庭や体育館などの施設を使って、遊び、文化・スポーツなどの体験活動、地域との交流活動、学習活動等を実施する事業です。

【対象児童】

在校生児童の全員が対象となります。また、当該小学校区域内に居住する国立・私立・特別支援学校・その他各種学校に通学する1～6年生も、利用することができます。

18:00

【利用日】

月曜日から土曜日まで(日祝日・年末年始を除く)※土曜日はきらきらタイムのみ

【利用時間】

網掛けの部分部分はきらきらタイム区分で、保護者の就労等の利用要件があります。

きらきらタイムを申請すると、さんさんタイムも利用できます。

	← 学校休業日の利用時間		← 学校運営日の利用時間			
	8:00	8:30	放課後	16:30	17:00	19:00
3月～9月	きらきらタイム	さんさんタイム			きらきらタイム	
	C区分	わりよう (無料)			D区分	きらきらタイム
10月～2月	わりよう (無料)				わりよう (無料)	きらきらタイム
					A区分	B区分
					月額	月額
					2,700円	3,900円
土曜日	きらきらタイム S区分 月額700円 補食提供あり					希望があれば19時まで

【利用料及び補食】

さんさんタイム利用 無料 補食提供はありません。

きらきらタイム利用 利用料(月額)A区分 2,700円 B区分 3,900円 C, D区分 無料
(月額)S区分 700円

A, B, S区分には、午後5時から補食の提供があります。

【申請方法】上記の表を参考に利用時間、区分を選んで申込書で申し込んでください。

利用する 学年	区分	内容	就労等 の要件
1～6年生	さんさんタイム 一般	自由に参加し帰宅します。 (1年生の一学期のみ帰宅時間の管理があります。)	なし
1・2年生	さんさんタイム オレンジ	さんさんタイムの時間の利用で、出欠及び帰宅時間の 管理があります。	あり
1～6年生	きらきらタイム	時間延長利用(A, B, C, D, S区分)ができ、出欠時間の 管理があります。帰宅時間の管理は1～2年生のみで す。	あり

【利用料の減免制度】

別途申請があった場合、生活保護受給世帯の方は免除、住民税非課税世帯・就学援助受給世帯は減額になります。免除の方は4月に、減額の方は6月以降にあいキッズに利用料減額・免除申請書を提出してください。

※年度ごとに申請が必要ですので、前年度に承認されている方も、必ず申請してください。

▼減額後の金額について

区分	金額	減額後
A	2,700円／月額	2,100円／月額
B	3,900円／月額	2,700円／月額
S	700円／日額	400円／日額

※あいキッズ利用時に特別な支援が必要なお子さんについて

きらきらタイムまたはさんさんタイムオレンジを利用する方で、特別支援学校・特別支援学級・特別支援教室に通学・通級する児童、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を有する児童等は、あいキッズ利用時に支援員の増配を行うことができます。この制度の利用を希望する場合は、各あいキッズにお申し出ください。

(1) ひとり親の手当

問合せ先

子育て支援課子どもの手当医療係 区役所北館1階⑥窓口

電話03-3579-2477

赤塚支所住民サービス係 板橋区赤塚6-38-1 電話03-3938-5113

②-9 (6)をご覧ください。

(2) ひとり親家庭等医療費助成

問合せ先

子育て支援課子どもの手当医療係 区役所北館1階⑥窓口

電話03-3579-2374

4月1日現在18歳未満の子ども(心身に中度以上の障がいがある場合は20歳の誕生日前日まで)と生活をともにしている、母子家庭などのひとり親とその子どもが医療機関などで保険診療を受けた場合の自己負担分(入院時食事療養費を除く)を助成する制度です。東京都内の医療機関であれば、保険証と医療証の提示で医療費が無料または1割負担となります。ただし、所得制限があります。

- 母子または父子家庭
 - 両親のいずれかに重度の障がいがある家庭
 - 児童が父または母以外の方に養育されている家庭
- ※詳しくはお問い合わせください。

(3) ひとり親家庭自立支援訓練給付金助成

問合せ先

板橋福祉課 総合相談係 板橋区栄町36-1 (グリーンホール 3階)

電話03-3579-2322

赤塚福祉課 総合相談係 板橋区赤塚6-38-1 電話03-3938-5126

志村福祉課 総合相談係 板橋区蓮根2-28-1 電話03-3968-2331

① 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭のお母さん・お父さんの能力開発の取り組みを支援するため、就業することを目的とした教育訓練指定講座などの受講費用の一部を助成します。対象者は児童扶養手当受給中の方などです。

② 高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭のお母さん・お父さんの就労に有利な資格を取得するために、養成機関で1年以上修業する場合、一定期間につき経済的援助を行います。対象者は児童扶養手当受給中の方などです。

(4) 女性福祉資金

問合せ先

板橋福祉課 総合相談係 板橋区栄町36-1 (グリーンホール 3階)

電話03-3579-2322

赤塚福祉課 総合相談係 板橋区赤塚6-38-1 電話03-3938-5126

志村福祉課 総合相談係 板橋区蓮根2-28-1 電話03-3968-2331

配偶者のいない25歳以上の女性または25歳未満で親族を扶養している女性の方が事業開始、生活、住宅、就学などで資金が必要な場合に貸し付けます。利子は、無利子または低利子。償還期間は7～20年以内です。

(5) ひとり親家庭ホームヘルパー派遣

問合せ先 板橋福祉課 総合相談係 板橋区栄町36-1（グリーンホール 3階）
電話03-3579-2322

赤塚福祉課 総合相談係 板橋区赤塚6-38-1 電話03-3938-5126

志村福祉課 総合相談係 板橋区蓮根2-28-1 電話03-3968-2331

小学校修了前の子どもを養育しているひとり親家庭のお母さん・お父さんと、一時的な病気・その他の事情でお困りのとき、ホームヘルパーを派遣します。所得制限はありませんが、所得に応じて費用の一部負担があります。

(6) ひとり親家庭休養ホーム

問合せ先 板橋福祉課 総合相談係 板橋区栄町36-1（グリーンホール 3階）
電話03-3579-2322

赤塚福祉課 総合相談係 板橋区赤塚6-38-1 電話03-3938-5126

志村福祉課 総合相談係 板橋区蓮根2-28-1 電話03-3968-2331

ひとり親家庭のお母さん・お父さんと18歳以下（18歳に達する日の属する年度の末日まで）の子どもが、区が指定する施設を無料または低額な料金で、年度内一人1回まで利用できます。

(7) ひとり親相談

問合せ先 板橋福祉課 総合相談係 板橋区栄町36-1（グリーンホール 3階）
電話03-3579-2322

赤塚福祉課 総合相談係 板橋区赤塚6-38-1 電話03-3938-5126

志村福祉課 総合相談係 板橋区蓮根2-28-1 電話03-3968-2331

ひとり親家庭の悩みごとや、生活全般の相談を行っています。

(8) 東京都母子及び父子福祉資金

問合せ先 板橋福祉課 総合相談係 板橋区栄町36-1（グリーンホール 3階）
電話03-3579-2322

赤塚福祉課 総合相談係 板橋区赤塚6-38-1 電話03-3938-5126

志村福祉課 総合相談係 板橋区蓮根2-28-1 電話03-3968-2331

都内に6ヶ月以上住んでいて、20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭のお母さん・お父さんが、事業開始、生活、住宅補修、医療介護、就学、就職などで資金が必要な場合に貸し付けます。利子は無利子または低利子。償還期間は3年～20年以内です。

よういくひ かくほしえんほじよきんじよせい
(9) 養育費確保支援補助金助成

といたわ さき
問合せ先

いたばしふくしか そうごうそうだんがかり いたばしきかえちよう
板橋福祉課 総合相談係 板橋区栄町36-1（グリーンホール 3階）

電話03-3579-2322

あかつかふくしか そうごうそうだんがかり いたばしあかつか
赤塚福祉課 総合相談係 板橋区赤塚6-38-1 電話03-3938-5126

しむらふくしか そうごうそうだんがかり いたばしほすね
志村福祉課 総合相談係 板橋区蓮根2-28-1 電話03-3968-2331

くない す こども ふよう おやかてい かあ とう
区内に住んでいて、子どもを扶養しているひとり親家庭のお母さん・お父さんに対して、養育費の受け取り確保を支援するため、養育費の取り決めに関する公正証書の作成や家庭裁判所への調停申し立て等にかかる経費を補助します。

おやかてい りこんまえふく そうだんまどぐち
(10) いたばしひとり親家庭（離婚前含む）相談窓口

といたわ さき
問合せ先

おやかてい そうだんまどぐち
いたばしひとり親家庭相談窓口

いたばしきかえちよう かい でんわ
板橋区栄町36-1 グリーンホール4階 電話03-6909-6205

せいかつ かけい りこんせんご もんだい なや かか おやかてい かた りこん かんが ほごしや かた
生活・家計・離婚前後の問題などで悩みを抱えるひとり親家庭の方、離婚を考えている保護者の方

そうだんまどぐち かいせつ
へ相談窓口を開設しています。

日本語の習得支援

(1) 日本語学級

問合せ先 【通級の手続きなどについて】

教育委員会事務局 学務課学事係 区役所北館6階⑭窓口 電話03-3579-2611

【指導内容などについて】

教育委員会事務局 指導室指導主事 区役所北館6階⑰窓口 電話03-3579-2643

板橋区には、小学校3校、中学校2校の合計5校に日本語学級が設置されています。日本語学級は、お子さんが日本語を習得し、学習の理解や生活習慣の習得ができやすくなるための学級です。

日本語学級へは、決められた日時に、お子さんが在籍している小学校または中学校から通う(通級する)こととなります。日本語学級への通級を希望する場合は、在籍している学校の校長先生にご相談ください。

【日本語学級の設置校】

新河岸小学校	板橋区新河岸1-3-1	03-3936-8521
板橋第六小学校	板橋区大山町13-1	03-3956-8101
板橋第八小学校	板橋区双葉町42-1	03-3963-4181
板橋第二中学校	板橋区幸町26-1	03-3956-8121
志村第二中学校	板橋区小豆沢1-21-1	03-3969-3363

(2) 日本語教室

問合せ先 (公財)板橋区文化・国際交流財団国際交流係 区立グリーンホール1F 電話03-3579-2015

詳しくは財団ホームページに掲載しています。URL: <https://www.itabashi-ci.org/>



○ (公財)板橋区文化・国際交流財団主催 ICIEF日本語教室

① 初級日本語教室(レベル:入門～初級)

週2回、6か月間、日本語を勉強する教室です。

日時: ①月曜日・木曜日コース(10:00～12:00) ②火曜日・金曜日コース(18:30～20:30)

定員: 各コース 30～40名(申込順)

② 水曜会話サロン(レベル:初級～上級)

会話サポーターと会話を楽しみながら学ぶクラスです。

日時: 毎週水曜 ①午前コース(10:00～11:30) ②夜間コース(18:30～20:00)

定員: 各コース 20名(申込順)

① ②共通

対象: 区内在住・在勤・在学で15歳以上の方 ※お子様連れでの受講はできません。

期間: (前期)4月～9月 / (後期)10月～3月

会場: 板橋区立グリーンホール

費用: 授業料とテキスト代

○ 区内ボランティア日本語教室

外国人の方に日本語を教えているボランティア・グループを財団ホームページでご紹介しています。

活動日、会場などについては直接各教室の連絡先へお問い合わせください。

3

こくみんけんこうほけん ねんきん いりょう ぜいきん
国民健康保険・年金・医療・税金



いたばし く がいこくせきじゆうみん せいかつじょうほう 板橋区 外国籍住民のための生活情報

けんこう せいかつ
健康な生活のために

こくみんけんこうほけん 国民健康保険	③-2
こくみんねんきん 国民年金	③-4
けんこうふくし 健康福祉センター	③-5
けんこうそうだん けんしん 健康相談・健診	③-7
じよせい けんこう 女性の健康	③-10
がいこくご たいおう いりょうきかん 外国語で対応できる医療機関	③-11
きゅうきゅうびょういん 救急病院	③-15
ぜいきん 税金	③-16
けいじどうしゃ とうろく はいしゃ オートバイ・軽自動車の登録と廃車	③-18

はっこう いたばしやくしょ ぶんか こくさいこうりゅうか
発行:板橋区役所 文化・国際交流課

〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1 TEL:03(3579)2018

はっこう ねん がつ
発行:2024年3月

こくみんけんこうほけん 国民健康保険

問合せ先 国保年金課 国保資格係 区役所南館2階② 窓口 電話03-3579-2406

病気やケガをしたとき、誰もが安心して医療を受けられるように、日本国内に住んでいる人すべてが、公的な健康保険に加入することが法律で義務づけられています。

外国籍の方も、勤務先で保険に加入していない場合、「国民健康保険」に加入する義務があります。「国民健康保険」は相互扶助に基づく医療保険制度で、各人の収入に応じてお金を出し合い、加入者が病気やケガをしたときの医療費に充てています。

(1) 加入

74歳までの人で次に該当する人は、国民健康保険に加入しなくてはなりません。

- ・板橋区に住民登録をした
 - 1) 海外から転入
 - 2) 日本国内の他の区市町村から転入
 - 3) 既に入国して住民登録できる在留資格に変更となった
- ・住民登録をした人で
 - 1) 勤務先の健康保険をやめた
 - 2) 生活保護を受けなくなった
- ・赤ちゃんが生まれた

(注) 在留資格が「特定活動」で、医療を受ける活動又は当該活動を行う者の日常生活の世話をする活動を目的として入国・在留する方は、住民登録をしている方でも国民健康保険の加入はできません。また、在留資格が「特定活動」で、1年を超えない期間滞在し、目的が、観光・保養・その他これらに類似する活動をする方、及びその方に同伴する配偶者も国民健康保険に加入はできません。

(2) 喪失

次に該当する人で国民健康保険に加入している人は、国民健康保険をやめる手続きをしなくてはなりません。

- ・勤務先の健康保険に加入した
- ・他の健康保険に加入した(被扶養者になった場合を含む)
- ・生活保護を受けることになった
- ・区外転出・出国する
- ・死亡した

(3) 保険証の返還

国民健康保険をやめる人は、「国民健康保険被保険者証」を返還しなくてはなりません。加入していないのに使うと罰則があります。

板橋区外に転出した場合には、板橋区の保険証を使用することはできません。

誤って板橋区の保険証を使用した場合には、その分の給付額(保険適用となる医療費等の7割相当額)を板橋区へお返しいたします。

(4) 保険証と給付

国民健康保険に加入すると、「国民健康保険被保険者証」が交付されます。病気やケガをしたとき、医療機関の窓口で提示すると原則として医療費の7割が国民健康保険から支払われ、残りの3割の自己負担が発生します。

「国民健康保険被保険者証」を使うことができるのは、名前が記載されている本人のみです。国民健康保険をやめた後は、有効期限前であっても使うことはできません。

チケットとは違いますので、友達にあげたり貸したりしてもいけません。

また、加入者が出産したとき、死亡したときには、一定額の給付があります。

(5) 保険料

国民健康保険に加入すると、世帯ごとに保険料がかかります。保険料の通知は世帯主宛に送ります。

お支払いは原則口座からの引き落としになります(口座の登録が必要です)。口座からの引き落としができない場合、区役所、区民事務所、コンビニエンスストア、金融機関などの窓口で支払うことができます。

また、クレジットカード(モバイルレジ)、電子マネー(LINE Pay、PayPay、d払い、au PAY、J-Coin PAY)でのお支払いもできます。

滞納があると、給付できない場合や、在留期間の更新ができない場合があります。

(6) 所得の申告

国民健康保険料は、前年の所得に応じて計算しています。例として、2024年4月1日から2025年3月31日までの間に加入した方の場合、2023年1月1日から2023年12月31日までの収入の申告に基づいて保険料計算を行っています。

一定の所得に満たない方は保険料が軽減される制度もありますので、収入の有無にかかわらず、必ず申告してください。申告をしないと保険料の軽減等の判定はされないのをご注意ください。

収入等の申告手続きの方法は、1月1日に住民登録をしていた区市町村の課税担当課へお問い合わせください(板橋区に住民登録のある方はP16参照)。また、日本に入国して1年未満の方は、国民年金課(南館2階②)にご相談ください。

(7) 国民健康保険被保険者証の有効期限と更新手続き

板橋区の国民健康保険被保険者証は、西暦奇数年の10月1日に更新されます。

外国籍の方の被保険者証の有効期限は、在留期限の翌日または2025年の9月30日です。ただし、一定期間以上保険料未納がある世帯の場合、これに当てはまらないことがあります。

在留期間が延長されたときには、在留カード及びパスポートを持って、国民健康保険に関する手続きを行ってください。

なお、被保険者証とマイナンバーカードを一体化し、現行の被保険者証を令和6年秋に廃止することが予定されています。詳しくは、国の方針が決まり次第お知らせします。(令和5年11月1日時点)

(8) 住所や氏名、世帯主などの変更申請手続き

国民健康保険は、世帯で加入し、世帯で保険料を計算しているため、人数が変更になる・世帯主が変更になる・住所が変更になるなどの事由があるときは、国民健康保険の変更手続きと、「国民健康保険被保険者証」の交換が必要です。

国民年金は、老後の生活や、病気やケガで障がいになったときなどに、年金を支給し、経済的な支えを行うことを目的としています。日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。日本に住む外国人の方も対象です。年金を受けとれるようになったとき日本国内に住んでいなくても、年金は日本から送金されるので国外で受け取ることができます。

(1) 加入対象者

20歳以上60歳未満の人で、板橋区に住民登録があり、厚生年金など他の公的年金に加入していない人は国民年金に加入しなければなりません。

ただし、在留資格が特定活動で、医療滞在または医療滞在者の付添人の方、観光・保養等を目的とする長期滞在または長期滞在者の同行配偶者の方などは対象外です。

(2) 年金保険料

加入後は毎月保険料を納めます。保険料を納めることが困難なときは、前年の収入に応じて保険料の納付が免除される制度があります。また、学生の方については、学生納付特例制度があります(学校によっては認められない場合もあります)。出産や障害年金受給によって免除される場合もあります。

(3) 受け取ることができる年金の種類

- ① 老齢基礎年金: 保険料を納めた期間、免除を受けた期間などの受給資格期間が 10年(120月)以上ある場合に、原則として 65歳から受け取ることができます。加入対象者が厚生年金など他の公的年金に加入していた場合は、国民年金保険料を収めた期間として計算します。20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めた人は、満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。
- ② 障害基礎年金: 国民年金加入中または20歳前に初診日のある病気やケガにより、法で決められた1級または2級の障がいになった場合に受け取ることができます。
- ③ その他: 遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、年金生活者支援給付金など、条件に応じて受けられる制度があります。

※②、③を受給するためには原則年金保険料の納付要件があります。

※年金生活者支援給付金については、日本年金機構までお問い合わせください。

日本年金機構 板橋年金事務所 電話 03-3962-1481

(4) 喪失

国民年金に加入している人が日本から出国する場合は、国民年金をやめる手続きが必要です。

(5) 脱退一時金

6か月以上国民年金の保険料を納めた外国人の方が、年金の受給権がないまま日本から出国した場合は、納めた期間に応じた脱退一時金が受けられます。出国後2年以内に日本年金機構へ請求してください。

日本年金機構

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

電話(国内から)0570-05-1165 (国外から)81-3-6700-1165

※詳しくはホームページをご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

健康福祉センター

開庁日 毎週月曜日～金曜日(祝祭日を除く)

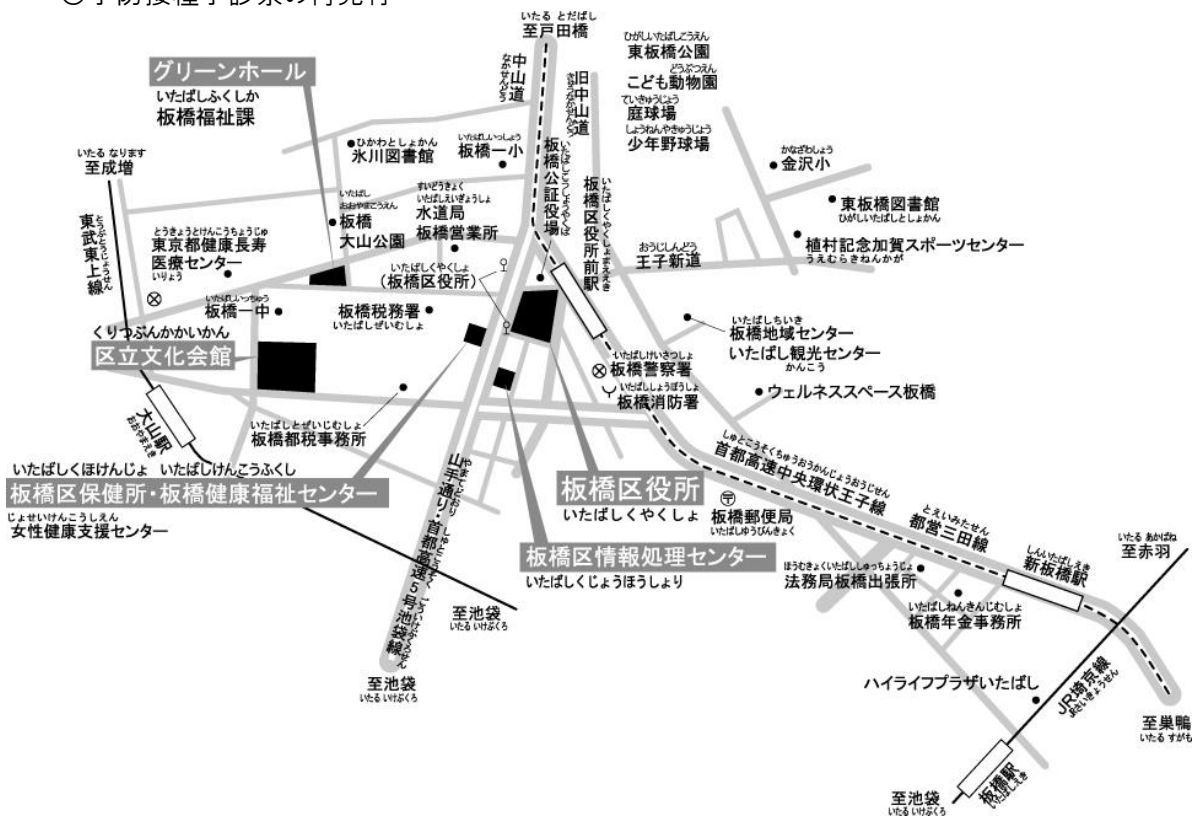
※土曜日・日曜日・1月29日～1月3日はお休みです。

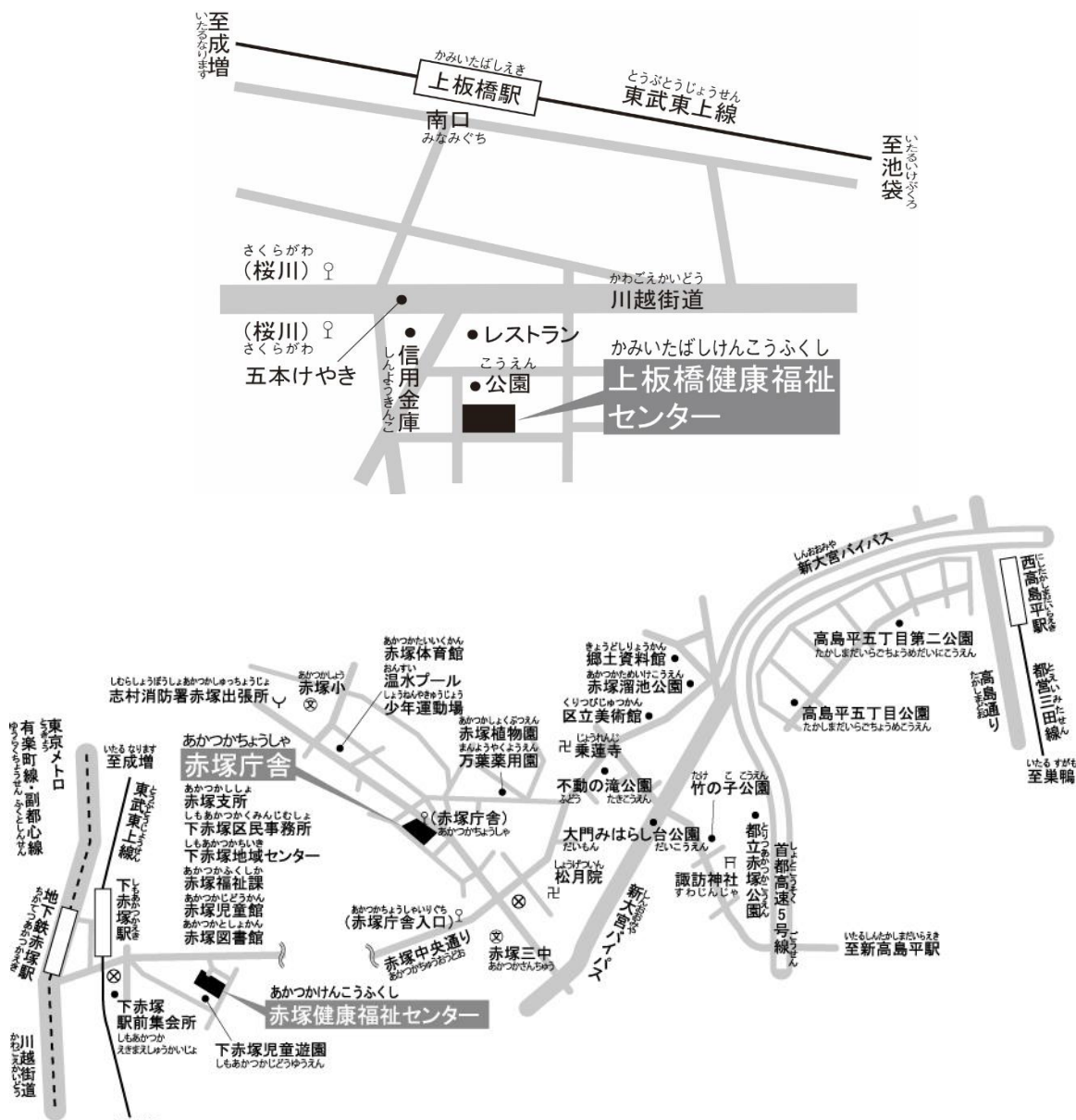
開庁時間 8:30～17:00

健康福祉センター	所在地	電話番号
板橋健康福祉センター	板橋区大山東町32-15(板橋区保健所内)	03-3579-2333
上板橋健康福祉センター	板橋区桜川3-18-6	03-3937-1041
赤塚健康福祉センター	板橋区赤塚1-10-13	03-3979-0511
志村健康福祉センター	板橋区蓮根2-5-5	03-3969-3836
高島平健康福祉センター	板橋区高島平3-13-28	03-3938-8621

主な仕事

- 健康相談
- 歯科保健
- 栄養指導
- 妊産婦の健康・育児について
- 乳幼児健康診査
- 健康教育
- 健康づくり
- 介護予防
- 心の健康づくり
- 難病・精神等各種医療費の助成の申請
- 予防接種予診票の再発行





けんこうしんさ
【健康診査】

区が実施する健康診査は下記の(1)(2)(3)です。日時・場所・申込方法などは、「広報いたばし」などでお知らせします。

40歳～74歳の方の健康診査は、加入している健康保険で行います。健康保険組合などの社会保険に加入している方や扶養家族の方は、それぞれ加入している健康保険にお問い合わせください。

(1) 国保特定健康診査

健(検)診申込先

区役所南館3階①窓口 電話 03-3579-2319

問合せ先

国保年金課国保特定健診係 電話 03-3579-2328

板橋区国民健康保険に加入している40歳～74歳の方に、生活習慣病予防を目的とした特定健康診査を実施します。対象者には受診券などをお送りいたします。また、健診結果により、特定保健指導の対象となった方に、受診した医療機関または民間事業者で特定保健指導を実施します。

(2) 後期高齢者医療健康診査

健(検)診申込先

区役所南館3階①窓口 電話 03-3579-2319

問合せ先

国保年金課国保特定健診係 電話 03-3579-2328

後期高齢者医療制度に加入している方に、生活習慣病の早期発見、健康保持を目的とした後期高齢者医療健康診査を実施します。対象者には受診券などをお送りいたします。

(3) 区民一般健康診査

健(検)診申込先

区役所南館3階①窓口 電話 03-3579-2319

問合せ先

健康推進課成人健診係 電話 03-3579-2312

①35歳～39歳の方、②40歳以上の生活保護を受給している方などを対象に、生活習慣病の予防と早期発見・早期治療のため、実施しています。

かくしゆけんしん
【各種検診】

けんけんしんもうしこみさき
健(検)診申込先

くやくしよみなみかん かい まどぐち でんわ
区役所南館3階②窓口 電話 03-3579-2319

とひあわ さき
問合せ先

けんこうすいしんかせいじんけんしんがかり でんわ
健康推進課成人健診係 電話 03-3579-2312

- ・ 各種検診の日時・場所・申込方法など詳しくは「広報いたばし」または健康推進課成人健診係へお問い合わせください。
- ・ 勤務先などで同様の検診を受診できる機会のある方は受診できません。
- ・ 費用が明記されている検診でも、一定の要件に該当する場合は、無料で受診できます。

(1) 肝炎ウイルス検診

かんさいぼう はかい
肝細胞を破壊するウイルスの発見、健康障がいの回避・軽減及び進行の遅延のために、35歳以上で平成14年度(2002年度)以降に受診したことがない区民を対象に実施しています。

(2) 骨粗しょう症予防検診

こつそ しやうぼうけんしん
骨粗しょう症の予防と早期発見のため、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の女性区民を対象に実施しています。費用は500円です。

(3) 眼科検診

がんかけんしん
眼科疾患(緑内障・白内障など)の早期発見・早期治療のため、50歳・55歳の区民を対象に実施しています。費用は700円です。

(4) 成人歯科検診

せいじんしかけんしん
歯周疾患の早期発見・早期治療のため、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の区民を対象に実施しています。費用は500円です。

(5)がん検診

がんの予防と早期発見を目的として各種がん検診を実施しています。胃がん検診(内視鏡検査)(1800円)、乳がん検診(1000円)、喉頭がん検診(500円)、胃がんリスク検診(500円)は有料です。

検診名	対象 ※2	検診場所	検診内容
胃がん(内視鏡検査)※1	50歳以上で前年度に板橋区の胃がん検診(内視鏡検査)を受診していない区民	協力医療機関	胃部内視鏡検査など
胃がん(エックス線検査)※1	40歳以上で前年度に板橋区の胃がん検診(内視鏡検査)を受診していない区民	検診車等による集団検診	胃部エックス線検査
肺がん	40歳以上の区民	協力医療機関	胸部エックス線検査など
大腸がん	37歳以上の区民		便潜血反応検査など
子宮頸がん	20歳以上で前年度に板橋区の子宮がん検診を受診していない女性区民		視診・細胞診・内診など
乳がん	40歳以上で前年度に板橋区の乳がん検診を受診していない女性区民		乳房エックス線検査
前立腺がん	55・60・65・70・75歳の男性区民		血液検査など
喉頭がん	50歳以上の区民		間接喉頭鏡検査・ファイバースコープ検査など
胃がんリスク	胃がんになりやすいかどうかを判定するため、35歳の区民または受診したことがない40歳の区民を対象に実施		血液検査など

※1 胃がん検診(内視鏡検査)・胃がん検診(エックス線検査)を重複して受診することはできません。

※2 検診の対象年齢は変更となる場合がありますので、詳しくは健康推進課成人健診係にお問い合わせください。

【がん患者アピランスケア支援事業】

問い合わせ先

健康推進課女性健康支援係 板橋区大山東町32-15 電話03-3579-2306

抗がん剤治療による脱毛や乳がん治療により、ウィッグや補整具を購入またはレンタルした区民の方
にその費用の一部を助成します。

(対象になるもの)

- ・ウィッグ(ウィッグをつけるために皮ふを保護するネット、毛付き帽子を含む)
- ・胸部補整具(補整下着、補整用シリコンパッドなど)

(助成金額)

購入またはレンタルの合計金額3万円まで(税込)。1人1回限り合計2個まで

申請に必要な書類など詳しくは、健康推進課女性健康支援係にお問い合わせください。

【結核の相談】

問い合わせ先

保健所予防対策課感染症対策係 電話03-3579-2321

せき・たんが2週間以上止まらない、熱が続くなどの症状がありませんか？また、あなたの友人にそういう方はいませんか。もしかすると結核かもしれません。

症状があるときは、風邪やタバコのせいと思っても、一度、医療機関で結核の検査(胸のエックス線撮影と、たんの検査)を受ける必要があります。

なお、結核医療については、公費負担制度があります。結核の相談は予防対策課感染症対策係で受けられます。

【HIV抗体検査・エイズ相談】

問い合わせ先

抗体検査：保健所予防対策課感染症対策係 電話03-3579-2321

相談：保健所予防対策課感染症対策係、各健康福祉センター

HIV ウイルスの抗体検査を無料、匿名、予約制で行っています。結果は口頭でお伝えします。証明書などは発行しません。

【肝炎ウイルスの検査・相談】

問い合わせ先

検査：保健所予防対策課感染症対策係 電話03-3579-2321

相談：保健所予防対策課感染症対策係、各健康福祉センター

肝炎ウイルス(B・C型)の検査を無料・予約制で行っています。過去にこの検査を受けたことがある方は受けられません。

女性の健康

【女性健康支援センター】

問い合わせ先

健康推進課女性健康支援係 板橋区大山東町32-15 電話03-3579-2306

開所日時：月～金曜(祝日、年末年始を除く)9:00～17:00

- (1)女性の健康に関する相談を実施しています。費用は無料です。
 - ①保健師による女性の健康相談・・・保健師による電話または面談
 - ②婦人科医による専門相談(予約制)・・・女性医師による面談
- (2)女性の健康をテーマにした講座・がん療養中の方のための講座を実施しています。開催日時や申込方法など詳細は「広報いたばし」または「区ホームページ」でお知らせします。
- (3)乳がん体験者の会・子宮がん体験者の会・甲状腺の病気の方の会を実施しています。交流会や勉強会などを行っていますので、詳しくはお問い合わせください。
- (4)女性の健康力アップを支援する動画を配信しています。

(1) 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」

医療情報サービス

「外国語で受診できる医療機関」、「日本の医療制度案内」などの相談に応じています。

電話：03-5285-8181

費用：無料

時間：毎日 9:00～20:00

対応言語：英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語

ホームページ：<http://www.himawari.metro.tokyo.jp>

(2) 板橋区平日夜間応急こどもクリニック

平日夜間のお子さんの急病でお困りの方に、下記医療機関にて小児科応急診療を行います。受診の際は、必ず健康保険証、乳幼児医療証等をご持参ください。

診療日：平日の月曜日から金曜日(休日と12月29日から1月3日を除く)

診療時間：19:00～22:00(受付は21:45まで)

診療科目：小児科

対象者：原則15歳以下のお子さん

住所：板橋区大谷口上町30-1(日本大学医学部附属板橋病院内)

電話：03-3972-8111(事前に電話で「こどもクリニック受診希望」とお伝えください)

(3) 休日歯科応急診療

日曜日、祝日、年末年始に急に歯が痛くなったときは、板橋区歯科衛生センターをご利用ください。

●板橋区歯科衛生センター 板橋区常盤台3-3-3

電話：03-3966-9393

受付時間：9:00～16:00 ※電話予約が必要です。

診療時間：9:00～12:00, 13:00～17:00

(4)板橋区内の医療機関 (地域順)

予約が必要な医療機関がありますので、事前にお問い合わせのうえ来院してください。また、病院に行くときは必ず健康保険証を持参してください。

○対応言語の表示

※1 要事前予約 ※2 翻訳機使用で他主要言語対応可 ※3 女性医師在勤時のみ

E:英語 C:中国語 T:台湾語 S:スペイン語 G:ドイツ語 R:ロシア語 K:韓国語 P:ポルトガル語 F:フランス語

医療機関名	所在地	電話番号	言語	診療科目
荊病院	板橋1-41-14	03-3963-0551	E	産婦人科
板橋皮膚科クリニック	板橋2-66-16 板橋266ビル 3F	03-5375-8621	E※3	皮膚科・アレルギー科
仁木医院	板橋3-5-3	03-3961-5931	E	整形外科・外科
新板橋クリニック	板橋4-4-4-1F	03-5248-5715	E	内科・消化器科
岩田医院	板橋4-57-4	03-3961-1092	E・G	内科・小児科・皮膚科・アレルギー科
野村循環器科内科クリニック	大山東町18-4-2F	03-5375-3711	E	循環器科・内科
今村医院	大山東町58-20-101	03-3964-8805	E	内科・皮膚科・麻酔科
大山東方クリニック	大山東町60-9	03-3964-1830	E・G タガログ	内科・整形外科・外科・皮膚科
小川医院	大山金井町16-8	03-3955-8220	E	内科・外科・胃腸科・皮膚科
みえこ女性クリニック	仲宿64-6 コスモ和光201	03-5943-1123	E	婦人科・産科・内科
熊谷眼科クリニック	なか板橋11-11	03-3579-1113	E	眼科
鈴木整形外科クリニック	本町17-5 ル・クル 1F	03-5375-1049	E	整形外科
よりふじ医院	大谷口北町27-4	03-3956-1255	E	小児科・内科
山倉医院	大谷口北町51-2	03-3956-2626	E	内科・小児科・外科
山倉眼科	大谷口北町51-2	03-3972-9883	E・S・P	眼科
宮下医院	大谷口北町76-7	03-3956-5349	E	内科・消化器科
たにもとクリニック	向原3-10-15-102	03-3530-8327	E	小児科・内科
なないろクリニック	向原3-10-18 松前屋 ビルディング 1階	03-5926-6310	E	内科・小児科・皮膚科・外科
そう内科クリニック	小茂根1-21-4	03-3973-0711	E・K	内科・消化器科
右田医院	小茂根1-25-10	03-3956-1577	E	内科・循環器科・小児科
後藤こどもクリニック	小茂根1-27-19	03-5917-8550	E	小児科・アレルギー科
東京武蔵野病院	小茂根4-11-11	03-5986-3111	E	精神科
林クリニック	小茂根4-28-14	03-3956-2090	E	内科・糖尿病内科・循環器科・ 消化器科・小児科・皮膚科
ときわ台中眼科	常盤台1-2-3 新光常盤台ビル 4F	03-5915-2003	E※2	眼科
服部医院	常盤台1-7-17	03-3960-5001	E	内科・皮膚科
中川医院	常盤台1-12-1	03-3969-9421	E	眼科
つつみクリニック	常盤台1-26-2	03-3965-7282	E	皮膚科・形成外科・アレルギー科
和田クリニック	常盤台1-40-12	03-3960-2562	E	内科・消化器科・外科・整形外科・ 肛門科・放射線科・胃腸科
元内科・胃腸科クリニック	常盤台2-6-1-1F	03-5915-5570	K	胃腸科・内科・小児科

いぬまびょういん 飯沼病院	ときわだい 常盤台2-33-15	03-3960-0091	E	せいしんか しんりょうないか ないか 精神科・心療内科・内科
かみいたばしまつやまないか 上板橋松山内科クリニック	ときわだい 常盤台4-30-9	03-5922-1271	E	ないか 内科
ゆみくらいいん 弓倉医院	みなみときわだい 南常盤台1-7-12	03-3956-1666	E	じゆんかんきか ないか しょうにか 循環器科・内科・小児科
かねこびょういん 金子病院	みなみときわだい 南常盤台1-15-14	03-3956-0145	E・C タガログ	げか せいけいげか ないか こうもんか しょうにげか 外科・整形外科・内科・肛門科・小児外科・ いちょうか のうげか ますいか 胃腸科・脳外科・麻酔科
くしもとひか 久志本皮フ科	みなみときわだい 南常盤台1-30-11	03-3956-5249	E	ひふか 皮膚科
ほりたないか 胃腸内視鏡 クリニック	みなみときわだい 南常盤台1-34-2 ウイステリアときわ台1階	03-6909-5705	E	ないか いちょうないか ないしきょうないか 内科・胃腸内科・内視鏡内科
ありがしょうに 有賀小児クリニック	みなみときわだい 南常盤台2-3-3	03-3973-6151	G	しょうにか 小児科
みなみ だいじ びいんこうか 南ときわ台耳鼻咽喉科	みなみときわだい 南常盤台2-14-11	03-3956-3371	E	じ びいんこうか 耳鼻咽喉科
おおくにいいん 大國医院	かみいたばし 上板橋2-8-14	03-3933-4346	E	ないか しょうにか 内科・小児科
うつみ医院	ひがしやまちょう 東山町11-10	03-3956-2482	E	しょうにか ないか 小児科・内科
おきなながんか 沖永眼科クリニック	しみずちょう 清水町1-3	03-3962-0929	E・ G※1	がんか 眼科
あまきしんりょうじょ 天木診療所	しみずちょう 清水町47-7	03-3961-3913	E	ないか げか しょうにか ひふか 内科・外科・小児科・皮膚科
しのとおいいん 篠遠医院	はすぬまちょう 蓮沼町20-14	03-3966-4901	E	せいけいげか ないか 整形外科・内科
はすはなこどもファミリークリニッ ク	はすぬまちょう 蓮沼町23-3	03-3960-8287	E	ないか しょうにか 内科・小児科
なかむらクリニック	しむら 志村1-12-6	03-5948-7378	E	ないか 内科
かなやせいけいげか せぼね 骨粗 しょう症クリニック	しむら 志村2-10-1 1F	03-3965-5252	E	せいけいげか 整形外科・リウマチ科・リハビリ科
こうだじ びいんこうかいいん 黄田耳鼻咽喉科医院	しむら 志村3-24-1	03-3965-3387	E・C・T	じ びいんこうか とうけいぶか 耳鼻咽喉科・頭頸部科
せいしんかいびょういん 誠志会病院	さかした 坂下1-40-2	03-3968-2621	E・C	ないか げか 内科・外科
とくやまないか げか 徳山内科外科	さかした 坂下3-12-10	03-3966-8737	E	ないか げか 内科・外科
しむらざか 志村坂クリニック	ひがしざかした 東坂下1-9-5	03-3966-6720	E	ないか じゆんかんきないか しょうかきないか 内科・循環器内科・消化器内科
ねづクリニック	ひがしざかした 東坂下2-3-6-101	03-5914-0236	E	しょうにか ないか 小児科・内科・アレルギー科・外科
いたばしちゅうおうそうごうびょういん 板橋中央総合病院	あずさわ 小豆沢2-12-7	03-3967-1181	E・C・ ※2	ないか じんぞうないか けつえきないか とうりょうびょう 内科・腎臓内科・血液内科・糖尿病 ないか じんぞうげか せいけいげか 内科・腎臓外科・整形外科・リウマチ科・ ひりょうきか じゆんかんきないか こきゅうきないか 泌尿器科・循環器内科・呼吸器内科・ こきゅうきげか げか しょうかきないか じび 呼吸器外科・外科・消化器内科・耳鼻 いんこうか のうしんけいげか のうしんけいないか 咽喉科・脳神経外科・脳神経内科・ きんふじんか ほうしやせんちりょうか ますいか 産婦人科・放射線治療科・麻酔科・ しょうにか がんか ひふか けいせいげか 小児科・眼科・皮膚科・形成外科
こうだせいけいげか かいいん 幸田整形外科医院	あずさわ 小豆沢2-25-9	03-3965-6588	C・T	せいけいげか りがくりょうほうか 整形外科・理学療法科
きょうじょかいいん 共助会医院	あずさわ 小豆沢2-26-8	03-3966-2577	E・F	ないか しょうにか 内科・小児科・リハビリテーション科
さわがんかいいん 澤眼科医院	あずさわ 小豆沢4-8-15	03-5918-8775	E・G	がんか 眼科
あおやま 青山クリニック	なかだい 中台3-27 サンシティ A101・103	03-3931-8888	E	ないか せいけいげか しょうにか 内科・整形外科・小児科
サンシティ耳鼻咽喉科	なかだい 中台3-27-7-205	03-5922-4187	E	じ びいんこうか 耳鼻咽喉科
えがおこどもクリニック	まえのちよう 前野町3-31-3	03-5994-7250	E	しょうにか 小児科・アレルギー科
じせいかいまえのびょういん 慈誠会前野病院	まえのちよう 前野町6-38-3	03-3969-1511	C・T	ないか しょうかきないか 内科・消化器内科
あかつかがんか 赤塚眼科はやし医院	あかつかしんまち 赤塚新町1-24-5	03-3938-8900	E	がんか 眼科
あかつかないかい がいいん 赤塚内科伊賀医院	あかつかしんまち 赤塚新町1-24-5	03-3976-1855	E	ないか じゆんかんきか 内科・循環器科

ひかり おか 光が丘クリニック	あかつかしんまち 赤塚新町3-32-12- 204	03-5968-3030	E	ないか じゆんかんきか 内科・循環器科
いりようきかんめい 医療機関名	しよざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号	げんご 言語	しんりようか もく 診療科目
きむらせいけいげ か 木村整形外科	みその 三園1-47-7	03-3977-1351	E	げ か せいけいげ か 外科・整形外科
いとうないかしようにか 伊藤内科小児科クリニック	なります 成増1-17-10	03-3930-5114	E	ないか しょうにか 内科・小児科
なりますえきまえ 成増駅前かわい皮膚科	なります 成増2-17-13 ヒューリ なります かいてんぼ ック成増2階店舗3A	03-3938-1112	E・C・ T	ひ ふか 皮膚科
たなべせいけいげ か いいん 田辺整形外科医院	なります 成増3-2-16 ユニバー ルビル 101	03-5998-0061	E	せいけいげ か 整形外科
こばやしびょういん 小林病院	なります 成増3-10-8	03-3930-7077	E	げ か ないか しょうかきか のうしんけいげ か 外科・内科・消化器科・脳神経外科
かわだ ひ ふか かわだ皮フ科	なります 成増3-48-23-2F	03-5968-3533	E	皮膚科・アレルギー科
えぐちがんか 江口眼科	とくまる 徳丸2-6-1 イオン いたばしてん 板橋店4F	03-3937-1239	E	がんか 眼科
ながせ 長瀬クリニック	とくまる 徳丸2-20-12	03-3932-1050	E	せいけいげ か 整形外科・リウマチ科
ないか ねや内科クリニック	とくまる 徳丸5-3-22	03-5922-5100	E	ないかいつばん じゆんかんきか げ か 内科一般・循環器内科・外科
はすね 蓮根メディカルクリニック	はすね 蓮根2-10-1	03-3966-0341	E	せいけいげ か げ か ないか しょうにか 整形外科・外科・内科・小児科
かとうせいけいげ か 加藤整形外科	はすね 蓮根2-22-18	03-3965-7005	E	せいけいげ か りがくりようほうか 整形外科・理学療法科
がんか さわだ眼科クリニック	はすね 蓮根2-31-3-101	03-3558-9667	E	がんか 眼科
ないか すずき内科	はすね 蓮根3-9-11 ライオン ズプラザ にしだいえきまえ 西台駅前1F	03-5918-9968	E	ないか 内科
にしだいむらせいけいげ か 西台村瀬整形外科クリニック	はすね 蓮根3-14-8	03-5970-1222	E	せいけいげ か 整形外科
にしだい 西台診療所	にしだい 西台3-33-10	03-3934-5558	E	ないか ひ ふか 内科・皮膚科
たかしまだいら 高島平クリニック	たかしまだいら 高島平1-12-11	03-3936-4164	E・S	さんふじんか しょうにか 産婦人科・小児科
たかしまだいらちゆうおうそうごうびょういん 高島平中央総合病院	たかしまだいら 高島平1-73-1	03-3936-7451	E・C	ないか じゆんかんきか ないか こきゆうきないか とうにょうびょう 内科・循環器内科・呼吸器内科・糖尿病 /内分泌/代謝内科・腎臓内科・腎臓 ないか じんこうとうせき しょうかきないか げ か 内科(人工透析)・消化器内科・外科・ しょうかきげ か にゅうせんげ か けっかんげか 消化器外科・乳腺外科・血管外科・ せいけいげか のうしんけいげか けいせいげ か ひ 整形外科・脳神経外科・形成外科・泌 にょうきか ひにょうきか じんこうとうせき しょうにか 尿器科・泌尿器科(人工透析)・小児科・ ひ ふか がんか じびいんこうか ますいか 皮膚科・眼科・耳鼻咽喉科・麻酔科・ ほうしやせんしんだんか 放射線診断科・リハビリテーション科
たかしまだいら 高島平リゆう医院	たかしまだいら 高島平2-21-6	03-3931-5311	C・T	ないか せいけいげ か 内科・整形外科
たかしまだいら ちやうめせいけいげ か 高島平2丁目整形外科	たかしまだいら 高島平2-22-2	03-5399-1231	E	せいけいげ か ないか 整形外科・内科・リハビリテーション科・麻酔科
うちだしんりょうじよ 内田診療所	たかしまだいら 高島平2-26-2-112	03-3936-8790	E	ないか しょうにか ひ ふか 内科・小児科・皮膚科
いたばしくいしか いびょういん 板橋区医師会病院	たかしまだいら 高島平3-12-6	03-3975-8151	E	ないか げ か せいけいげ か さんふじんか 内科・外科・整形外科・産婦人科・ しょうにか ひにょうきか じびいんこうか がんか 小児科・泌尿器科・耳鼻咽喉科・眼科・ ひ ふか 皮膚科・リハビリテーション科
たかやませいけいげ か 高山整形外科	たかしまだいら 高島平8-14-11 1F	03-3931-8653	E	せいけいげ か りがくりようほうか 整形外科・理学療法科

へいじつ やかん きゅうじつ きゅうびょう さい しんさつ びょういん びょういん い と き かなら けんこうほけんしょう じきん
平日の夜間や休日に急病になった際に診察してくれる病院です。病院に行く時は必ず健康保険証を持参してくださ
い。じぜん じゆしん か の う い まえ かくにん
い。事前に受診が可能かどうか、行く前に確認をしてください。

【※2023年9月30日現在の情報です。最新の情報は東京都のホームページをご確認ください。】

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kyuukyuu/kyukyu_shinryo/kyuukyuitiran.html

きゅうきゅうびょういんめい 救急病院名	しよざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号
あずさわびょういん 小豆沢病院	あずさわ 小豆沢1-6-8	03-3966-8411
いたばしちゅうおうそうごびょういん 板橋中央総合病院	あずさわ 小豆沢2-12-7	03-3967-1181
にちだいふぞくいたばしびょういん 日大附属板橋病院	おお やくちかみちよう 大谷口上町30-1	03-3972-8111
たごきびょういん 田崎病院	おおやまにしちよう 大山西町5-3	03-3956-0864
ていきやうだいふぞくびょういん 帝京大附属病院	か が 加賀2-11-1	03-3964-1211
とうきやうむさしのびょういん 東京武蔵野病院	こ も ね 小茂根4-11-11	03-5986-3111
としまびょういん 豊島病院	さかえちよう 栄町33-1	03-5375-1234
けんこうちやうじゆ いりよう 健康長寿医療センター	さかえちよう 栄町35-2	03-3964-1141
せいしがいびょういん 誠志会病院	さかした 坂下1-40-2	03-3968-2621
たかしまだいらちゅうおうそうごびょういん 高島平中央総合病院	たかしまだいら 高島平1-73-1	03-3936-7451
いたばしきいしがいびょういん 板橋区医師会病院	たかしだいら 高島平3-12-6	03-3975-8151
ときわだいげかびょういん 常盤台外科病院	ときわだい 常盤台2-25-20	03-3960-7211
きねんびょういん イムス記念病院	ときわだい 常盤台4-25-5	03-3932-9181
かみいたばしびょういん 上板橋病院	ときわだい 常盤台4-36-9	03-3933-7191
やすだびょういん 安田病院	なります 成増1-13-9	03-3939-0101
こばやしびょういん 小林病院	なります 成増3-10-8	03-3930-7077
めいりかいとうきやうやまとびょういん 明理会東京大和病院	ほんちよう 本町36-3	03-5943-2411
かねこびょういん 金子病院	みなみときわだい 南常盤台1-15-14	03-3956-0145
ふじみびょういん 富士見病院	やまとちよう 大和町14-16	03-3962-2431
うきまふなどびょういん 浮間舟渡病院	ふ など 舟渡1-17-1	03-5994-5111
とうぶねりまちゅうおうびょういん 東武練馬中央病院	とくまる 徳丸3-19-1	03-3934-1611

【税金とは…】

国や地方自治体の仕事の多くは、私たちの日常生活に、様々なかたちで関わりを持っています。国は社会基盤整備、経済施策、外交など国全体に関わる仕事をしています。一方、地方自治体は、福祉、教育、保健衛生、警察消防など、生活環境を中心とした地域に密着した仕事を分担しています。私たちはこれらにかかる費用を「税金」として支払い、費用を負担しています。

問い合わせ先

住民税について：

板橋区役所課税課：区役所北館3階⑫窓口
電話03-3579-2101

軽自動車税について：

板橋区役所課税課：区役所北館3階⑬窓口
電話03-3579-2095

所得税・確定申告について：

板橋税務署：板橋区大山東町35-1
電話03-3962-4151

固定資産税について：

板橋都税事務所：板橋区大山東町44-8
電話03-3963-2111

普通自動車税について：

都税総合事務センター：練馬区豊玉北6-13-10
電話03-3525-4066

(1)個人所得に対してかかる税金

税金には様々な種類のものがあります。なかでも住民税(地方税)と所得税(国税)は、とても身近な税金です。しかし、それぞれ税率が異なるだけでなく、住民税が前年の所得に対して翌年度に課税されるのに対して、所得税はその年の所得金額によって課税されるなど異なる点があります。

①住民税

【対象となる方】

その年の1月1日現在、その区市町村に住んでいる方が対象となります(国籍は問いません)。1月1日現在板橋区に居住していた人で、前の年に個人所得があったときは住民税の申告が必要です。

【申告】

毎年2月16日から3月15日までに、区役所課税課に前年度の所得額等を申告してください。申告書類は課税課の窓口においてあります。ただし、税務署に所得税の確定申告をした方、給与所得のみの方で会社などから給与支払報告書が区に提出されている場合などは、申告の必要はありません。

【納付方法】

住民税の納税には、納税する方が直接納税する普通徴収と、勤務先などを通じて納税する特別徴収の2つがあります。

○普通徴収

申告に基づいて住民税額が決定され、6月10日頃に納税通知書と納付書が自宅宛に郵送されます。納期限は、6月、8月、10月および翌年の1月の4回です。区役所、区民事務所、銀行、信用金庫、信用組合、郵便局、コンビニエンスストア、スマートフォンなどで納税していただけます。

○給与からの特別徴収

給与と所得者の場合は、特別徴収税額通知書により、区から会社(給与の支払者)などを通じて通知され、会社が毎月(6月から翌年5月までの12か月)の給与から差し引き、本人に代わって区に納税していただきます。

○公的年金からの特別徴収

公的年金に係る住民税は、同年金からの特別徴収制度があります。

②所得税、確定申告 板橋税務署:板橋区大山東町35-1 電話 03-3962-4151

URL: <http://www.nta.go.jp/>

所得税は国の税金で、税務署が取り扱っています。この税金は、1年間のすべての個人所得に対してかかりますので、所得があったときは所得税確定申告が必要です。申告は2月16日から3月15日までに板橋税務署に提出してください。所得税・確定申告については、国税庁のホームページをご覧ください。

(2)物件を所有している人にかかる税金

①固定資産税 板橋都税事務所:板橋区大山東町44-8 電話03-3963-2111

固定資産税は、1月1日現在、土地、家屋及び償却資産を所有している人にかかる税金で、都税事務所が取り扱っています。この税金は土地、家屋及び償却資産の評価額によって税額が決定します。

②普通自動車税(種別割) 都税総合事務センター:練馬区豊玉北6-13-10 電話03-3525-4066

4月1日現在、普通自動車などを所有している人にかかる税金です。

③軽自動車税(種別割)

問合せ先 課税課税務係 区役所北館3階⑩窓口 電話03-3579-2095

4月1日現在、オートバイや軽自動車などを所有している人にかかる税金です。新たに所有したとき、廃車するときは手続きが必要です。廃車の手続きをしないと引き続き課税されることになります。

(3)納付の相談について

問合せ先 納税課 区役所北館3階⑪窓口 電話03-3579-2138

住民税・軽自動車税(種別割)のお支払いが難しい場合は、分割納付などの納付相談をお受けしています。

オートバイ・軽自動車の登録と廃車

(1) 排気量125cc以下のオートバイなどの手続き

問合せ先 課税課税務係 区役所北館3階③窓口 電話03-3579-2095

○登録の手続き

オートバイなどを購入または譲り受けて所有したときは、次の書類をそろえて登録し、ナンバープレートの交付を受けてください。

- ・ 販売証明書または廃車申告受付書と譲渡証明書
- ・ マイナンバーカード、在留カード、運転免許証など本人確認の書類

○廃車の手続き

オートバイなどを廃棄、譲渡及び住所を板橋区外に変えるときは次の書類をそろえて廃車の手続きを行ってください。

- ・ ナンバープレート
- ・ 標識交付証明書
- ・ マイナンバーカード、在留カード、運転免許証など本人確認の書類

(2) その他の車・自動車の登録・廃車の手続き

下記の車種についての手続きは板橋区役所では取り扱っていません。

各取扱機関にお問い合わせください。

車種	取扱機関	所在地・電話番号
軽自動車(三輪・四輪)(660 cc以下)	軽自動車検査協会 東京主管事務所 練馬支所	板橋区新河岸1-12-24 電話050-3816-3101
軽二輪車(125 cc超250 cc以下) 二輪の小型自動車(250 cc超) 普通自動車(四輪)	関東運輸局 東京運輸支局 練馬自動車検査登録事務所	練馬区北町2-8-6 電話050-5540-2032

4

福祉

社



いたばし く がいこくせきじゅうみん せいかつじょうほう 板橋区 外国籍住民のための生活情報

こうれいしゃ しょう しゃ たい ふくし 高齢者や障がい者に対する福祉サービスについて

かいごほけん 介護保険	④-2
しょう かの 障がいのある方に	④-3
こうれいしゃ 高齢者	④-4
せいかつしえん 生活支援	④-5
おやしえん ひとり親支援	④-6
いたばし く 暮らしのサポートセンター	④-6

はっこう いたばし く やくしょ ぶんか こくさいこうりゅうか
発行：板橋区役所 文化・国際交流課

〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1 TEL:03(3579)2018

はっこう ねん がつ
発行：2024年3月

介護保険

介護保険制度は、高齢者などの介護にかかる費用をみなさんで負担し、介護を社会全体で支えあう制度です。介護が必要と認定されたときは、必要な介護サービスを利用できるようになります。利用者は、かかった費用の一部(所得に応じて1～3割)を負担します。

(1) 介護保険の加入者

問合せ先 介護保険課 資格保険料係 区役所北館2階⑭窓口 電話03-3579-2359

- ・40歳以上で住民登録されている方は、介護保険の加入者となります。
- ・65歳以上の方は第1号被保険者、40～64歳までの方は第2号被保険者となります。第1号被保険者の方には、「介護保険被保険者証」をお送りします。お手元に届かない場合は、介護保険課までご連絡ください。

(2) 保険料のお支払方法

問合せ先 介護保険課 資格保険料係 区役所北館2階⑭窓口 電話03-3579-2359

【第1号被保険者】

老齢年金・退職年金などを1年間で18万円以上受けている方は、その年金から自動的に差し引きます。それ以外の方はお送りする納付書または口座振替で納めていただきます。災害などの特別な事情により保険料を支払うことが一時的に困難な場合は、徴収猶予や減額・免除制度があります。

※そのほか、生計が困難な方への減額制度もあります。

【第2号被保険者】

医療保険の保険料と一括して徴収され、その額は加入している医療保険者により異なります。

(3) 介護サービスを受けるには

問合せ先 介護保険課 認定係 情報処理センター3階 電話03-3579-2441

介護保険被保険者で、日常生活において介護や支援が必要になったら、まず区の窓口へ申請をしてください。どのくらい介護や支援が必要かの認定を受ける必要があります。

・申請は、ご本人のほか、家族の方も代理申請ができます。

また、居宅介護支援事業者や、介護保険施設なども申請の代行ができます。

・申請から結果を通知するまで約30日かかります。

(4) サービスの利用料

問合せ先 介護保険課 給付係 区役所北館2階⑭窓口 電話03-3579-2356

・介護保険においてサービスを利用したときは、所得に応じて費用の9～7割が保険で給付され、1～3割の自己負担額を支払います。

・施設での介護サービスを利用した場合は、1～3割の自己負担額のほか、食費・居住費などの本人負担が発生します。

(5)65歳からの元気力(生活機能)チェック

問い合わせ先

おとしより保健福祉センター 板橋区前野町4-16-1 電話03-5970-1117

心身機能の低下を早期に発見するため、65歳以上で介護保険の要支援・要介護認定を受けていない方を対象に、元気力(生活機能)チェックシートによるチェックを担当のおとしより相談センターなどの窓口で行っています。元気力の低下が認められた方には、介護予防の教室のご案内と日常生活の自立のためのサービス利用をおすすめします。

障がいのある方に

心身に障がいがあって、「身体障害者手帳」、「愛の手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けた方等は、その障がいの程度に応じて各種の援護、福祉サービスを受けることができます。

(1)「身体障害者手帳」

問い合わせ先

板橋福祉課 障がい者支援係 板橋区板橋2-66-1 電話03-3579-2460

赤塚福祉課 障がい者支援係 板橋区赤塚6-38-1 電話03-3938-5118

志村福祉課 障がい者支援係 板橋区蓮根2-28-1 電話03-3968-2337

「身体障害者手帳」は肢体・視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく・心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・直腸・膀胱・免疫など、身体に障がいのある方に交付されます。手帳は、指定医師(身体障害者福祉法に定める医師)の診断書に基づいて交付されます。障がいの程度によって1～7級の等級で認定されます。

(2)「愛の手帳」

問い合わせ先

各福祉事務所

知的障がいの方に交付されます。障がいの程度は総合判定により、1度(最重度)から4度(軽度)で認定されます。18歳未満の方は板橋区子ども家庭総合支援センター(電話03-5944-2374)、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センター(電話03-3235-2961)で交付します。

(3)「精神障害者保健福祉手帳」

問い合わせ先

板橋健康福祉センター 板橋区大山東町32-15 電話03-3579-2333

上板橋健康福祉センター 板橋区桜川3-18-6 電話03-3937-1041

赤塚健康福祉センター 板橋区赤塚1-10-13 電話03-3979-0511

志村健康福祉センター 板橋区蓮根2-5-5 電話03-3969-3836

高島平健康福祉センター 板橋区高島平3-13-28 電話03-3938-8621

精神障がいのため、日常生活、または社会生活への制約がある方に交付されます。等級は1級から3級に区分されます。

こうれいしゃ 高齢者

(1) 後期高齢者医療制度

問合せ先 後期高齢医療制度課 区役所北館2階⑬窓口 電話03-3579-2373

75歳以上で住民登録されている方が加入する健康保険です。健康保険証を提出することで、医療費の支払いは1割・2割・3割のいずれかになります。

保険料は一人ひとりにかかります。原則として介護保険と同様に年金から自動的に差し引きます。ただし、年金の金額など様々な条件によって納付書や口座振替でお支払いしていただく場合があります。

また、加入者が死亡した時は、葬祭を行った方に一定額の給付があります。

(2) 敬老週間行事

問合せ先 長寿社会推進課 シニア活動支援係 区役所北館2階⑯窓口 電話03-3579-2376

板橋区では、おとしよりを敬い、長寿を祝うため、88歳・95歳・100歳を迎える方及び101歳以上となる方にお祝い品を贈ります。

(3) 敬老入浴事業

問合せ先 長寿社会推進課 シニア活動支援係 区役所北館2階⑯窓口 電話03-3579-2376

区内にお住まいの70歳以上の方を対象に、区内及び北区の一部公衆浴場を利用できる「敬老入浴券」を交付しています。お近くの公衆浴場のほか、区民事務所や地域センターなどの窓口に申請書が設置してあります。必要事項をご記入の上、長寿社会推進課までご申請ください。折り返し、入浴券に交換するための「敬老入浴券交付証」をご自宅へお送りいたします。

(4) 高齢者福祉サービス

問合せ先 長寿社会推進課 高齢者相談係 区役所北館2階⑮窓口 電話03-3579-2464

65歳以上の方に紙おむつ、日常生活用具、理美容サービス、緊急通報システム、家具転倒防止器具取付、補聴器購入費などを給付または一部を助成します。

(5) 区立高齢者住宅(けやき苑)

問合せ先 住宅政策課 区役所北館5階⑭窓口 電話03-3579-2187

住宅にお困りの65歳以上の方のために、高齢者向けの設備と生活協力員または生活援助員を配置した公共住宅です。入居者の募集(あき家)は年1回(5月下旬頃)行います。入居者は抽選で決定します。募集や申込など、詳しいことは窓口でおたずねください。

(6) おとしより相談センター(地域包括支援センター)

問合せ先 おとしより保健福祉センター 板橋区前野町4-16-1 電話03-5970-1119

住み慣れた地域や家庭で安心して生活を続けられるように支援を行う総合相談機関です。介護予防や日々の暮らしなど、高齢者本人はもちろんのこと、ご家族や地域住民の悩みや心配ごとの相談をお受けします。おとしより相談センターは区内に19ヶ所あります。お住まいの地域を担当するおとしより相談センターなど、詳しいことは問い合わせ先におたずねください。

といたわ さき
問合せ先

いたばし ふくし か 板橋福祉課	そうごう そうだん がかり 総合相談係	いたばし くさかえちよう 板橋区栄町36-1(グリーンホール 3階)	かい 電話03-3579-2322
あかつか ふくし か 赤塚福祉課	そうごう そうだん がかり 総合相談係	いたばし くさかえちよう 板橋区赤塚6-38-1	でんわ 電話03-3938-5126
しむら ふくし か 志村福祉課	そうごう そうだん がかり 総合相談係	いたばし くさかえちよう 板橋区蓮根2-28-1	でんわ 電話03-3968-2331

せいかつ えんじよ ふくし しきん
【生活の援助・福祉資金など】

とうきやうとほ しおよ ふくし ふくし しきん
(1) 東京都母子及び父子福祉資金

とない に6か月以上住んでいて、20歳未満の子を扶養している母子家庭及び父子家庭の方が、事業開始、生活、住宅補修、医療介護、就学、就職などで資金が必要な場合に貸し付けます。利子は無利子または低利子。償還期間は3～20年以内です。

じよせい ふくし しきん
(2) 女性福祉資金

はいくうしや さいいじよ じよせい
配偶者のいない25歳以上の女性または25歳未満で、親族を扶養している女性の方が事業開始、生活、住宅、就学などで資金が必要な場合に貸し付けます。利子は、無利子または低利子。償還期間は7～20年以内です。

※貸付に当たっては審査を行います。審査の結果、お貸しできない場合があります。

せいかつ ほご そうだんじぎよう
【生活保護など相談事業】

ふくしじむしょ そうごう そうだん がかり
福祉事務所の総合相談係では、生活に困っている人や様々な悩みを抱えている人の相談にのり、一緒に解決方法を探しています。相談したいことがある場合は、窓口までお越しください。

せいかつ ほご せいかつ こま かた がいこくじん じゆんよう ほご
(1) 生活保護(生活に困っている方(外国人への準用保護))

せいかつ ほご とは、びやうきなどで生活に困っている日本国民に対して、生活保護法に基づいて生活の保障をし、自分の力、又は他の方法で生活できるようになるまで手助けするしくみです。

とくてい ざいりゆうしかく がいこくじん
特定の在留資格のある外国人にも、この法律が準用されます。

めんせついん そうだん
面接員が、あなたの相談をお聴きし、生活保護に該当するか、また、該当しない場合でも他に救済方法があるかなどをご一緒に考えます。そのため、面接員は、相談を受ける上で、以下の事項等をお聴きします。

- 在留資格のこと
- 家族のこと(親・子ども・兄弟)
- 今までの生活のこと(収入・仕事など)
- お住まいのこと(自家・公営住宅・民間住宅・その他)
- 資産のこと(不動産・預貯金・生命保険など)
- その他、病気のことなど

また、保護を行うにあたっては、次のことを優先して行うべきと定められています。

- 資産、能力その他あらゆるものの活用
- 扶養義務者の扶養
- 他の法律による給付

(2)女性相談

女性の悩み事やその他いろいろな相談に応じ、経済的・社会的に自立した生活ができるよう適切な援助を行います。

あなたが、男性などからの暴力や妊娠・出産のことで悩んだり、家出をして行く先がなく保護を求めた場合などの相談に応じます。

(3)家庭相談

家庭生活の人間関係全般に関する相談(離婚・入籍・認知など)を行っています。

【相談日時】 月・水・金曜日 13:00～17:00

(4)中国帰国者相談

中国から帰国された方のため生活相談を行っています。

【相談日時】 板橋福祉課 ※予約制(事前にご相談ください。)

赤塚福祉課 火曜日 9:00～17:00

志村福祉課 水曜日 9:00～17:00

ひとり親支援

板橋区では、ひとり親で子育てをしている家庭を支援する様々な福祉サービスを提供しています。また、女性の悩み事やその他いろいろな相談に応じ、経済的・社会的に自立した生活ができるように支援を行っています。詳しいサービスの内容については②出産・子ども・教育のページをご覧ください。

いたばし暮らしのサポートセンター

問い合わせ先

いたばし暮らしのサポートセンター

板橋本部 板橋区栄町36-1(グリーンホール4階) 電話03-6912-4591

赤塚分室 板橋区赤塚6-38-1(赤塚福祉課内) 電話03-6904-1332

志村分室 板橋区蓮根2-28-1(志村福祉課内) 電話03-5948-7088

生活、就職、家計、債務などでお悩みの方の相談窓口です。専門の支援員が状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関とも連携して支援を行います。

・ 開所日 月～金曜日

・ 開館時間 板橋本部 9:00～19:00

赤塚分室・志村分室 9:00～17:00

5 く暮らし (生活ルール)



いたばし く せいかつ がいこくせきじゅうみん せいかつじょうほう
板橋区 外国籍住民のための生活情報

かいてき せいかつ
快適な生活・コミュニティ

コミュニティ	5-2
しげん 資源とごみの分け方・出し方	5-3
じてんしゃ 自転車・バイク	5-7
ペット	5-8
しょうひしゃ 消費者のために	5-9
めいわくきつえん 迷惑喫煙の防止	5-9

はっこう いたばしやくしよ ぶんか こくさいこうりゅうか
発行: 板橋区役所 文化・国際交流課

〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1 TEL: 03(3579)2018

はっこう ねん がつ
発行: 2024年3月

(1) 町会、自治会とは

問い合わせ先

板橋地域センター	板橋区板橋3-14-15	03-3963-5049
熊野地域センター	板橋区熊野町40-9	03-3959-4115
仲宿地域センター	板橋区氷川町12-10	03-3963-1621
仲町地域センター	板橋区仲町20-5	03-3958-1101
富士見地域センター	板橋区富士見町3-1	03-3962-9281
大谷口地域センター	板橋区大谷口2-12-5	03-3959-4130
常盤台地域センター	板橋区常盤台4-14-1	03-3559-6560
清水地域センター	板橋区泉町16-16	03-3969-7564
志村坂上地域センター	板橋区小豆沢2-19-15	03-3969-7577
中台地域センター	板橋区中台1-44-8	03-3932-9990
蓮根地域センター	板橋区坂下2-18-1	03-3969-5723
舟渡地域センター	板橋区舟渡3-19-8	03-3558-4193
前野地域センター	板橋区前野町4-6-1	03-3969-0307
桜川地域センター	板橋区東新町2-45-6	03-3974-3180
下赤塚地域センター	板橋区赤塚6-38-1	03-3938-5116
成増地域センター	板橋区成増3-11-3-405	03-5998-6881
徳丸地域センター	板橋区徳丸3-35-15	03-3932-5370
高島平地域センター	板橋区高島平3-12-28	03-3938-1392

町会・自治会は地域で活動する住民の組織です。現在、板橋区内には200を超える町会・自治会があります。主な活動としては、区役所などからの行政連絡、防災、防犯、防火、町の美化、資源回収、青少年の健全育成などがあげられます。また、住民の親睦をはかるために、町会・自治会ごとに、お祭り、盆踊り、旅行などの催しを行っています。

加入は任意ですが、入会を希望する場合は地域センターに問い合わせるか近所の方におたずねください。

(2) 近隣の人たちと上手につきあうには

- ① 日本では昔から、近隣の人たちとのつきあいをとても大切にしてきました。引越しの際、両隣の住民には挨拶に行きましょう。
- ② 地域の催し物に積極的に参加しましょう。
- ③ 日本人は外国人との交流の機会が少なく、なかなか自分から話しかけられない人も多いため、あなたの方から話しかけてみてください。

(3) ボランティア・NPO活動

問い合わせ先

いたばし総合ボランティアセンター 電話03-5944-4601

ボランティア・NPO活動についての相談、情報提供やボランティアグループへの会議室の貸出などを行っています。

所在地：板橋区本町24-1（都営三田線「板橋本町」駅下車徒歩7分）

休館日：年末年始・施設点検日

開館時間：9:00～21:30

相談時間：9:00～17:00 火～土曜日

(4)サークル活動

問合せ先

教育委員会生涯学習課 区役所北館6階⑩窓口 電話03-3579-2633

区内で自発的に組織されたグループやサークルが、文化・趣味・スポーツ・レクリエーションなどの活動を
行っています。このようなグループやサークルに参加するのもコミュニケーションをはかる良い方法です。

資源とごみの分け方・出し方

問合せ先

板橋東清掃事務所 板橋区東坂下2-20-9 電話03-3969-3721

【管轄している地域】 下記の板橋西清掃事務所管轄以外の地域

板橋西清掃事務所 板橋区徳丸1-16-1 電話03-3936-7441

【管轄している地域】

赤塚、赤塚新町、新河岸、大門、高島平、徳丸、中台、成増、西台、三園、四葉、若木

資源循環推進課 区役所北館7階⑪窓口 電話03-3579-2218

(1)ごみの出し方

板橋区では、ごみを決められた場所(集積所といいます)から収集しています(粗大ごみは違う方法です。詳しくは下の表をご覧ください)。ごみの出し方にはルールがあります。決められた集積所を使ってください。ごみを出す場所がわからない時は、アパートのオーナーや、管理会社(不動産屋)、隣の家の人に聞いてください。

資源、可燃ごみ、不燃ごみに正しく分けてください。収集する日の朝、8時までに集積所に出してください。収集が終わった後、収集しない日、夜にはごみを出さないでください。収集する日は住んでいる住所によって違います。集積所の看板を確かめるか、区役所、清掃事務所に聞いてください。資源とごみの分け方・出し方などわからないこと、困っていることがあったら、清掃事務所に聞いてください。

一回の収集に出せるごみはごみ袋2~3袋までです。それより多くごみを出したい時は清掃事務所に電話で相談してください。




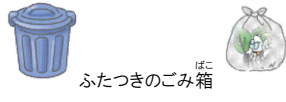
お仕事のごみを出す人へ




仕事で出る資源・ごみは有料です。有料ごみ処理券を買って、ごみ袋に貼ってください。仕事で出るごみを板橋区に出す前に、清掃事務所に電話してください。


※ごみの不法投棄は犯罪です。



<ごみの出し方>

資源	週一回	古紙	新聞(折込チラシを含む) 雑誌(本・教科書を含む)	複数の場合はひもで十字に縛って出してください。 ※特殊な紙類(ビニールコート紙・感熱紙・カーボン紙など)・汚れやにおいがついた紙は、可燃ごみに出してください。
		段ボール		必ず折りたんで、複数の場合はひもで十字に縛って、出してください。
		紙バック		水ですすいで、切り開いてよく乾かしてから、複数の場合はひもで十字に縛って、出してください。 ※内側にアルミ箔の貼ってあるもの、キャップがついているものは可燃ごみに出してください。
		雑がみ(紙箱・紙袋・OA用紙など)		複数の場合はひもで十字に縛るか、紙袋に入れるなど、まとめて出してください。※紙以外の部分はすべてはずしてください。
		びん(飲料・食品用のみ)		中をすすいで、袋から出して、黄色の回収箱に入れてください。 ※飲料・食品用以外のびん、割れたびん、油で汚れたびん、ガラス・コップ類、陶磁器類、鏡などは、不燃ごみに出してください。
		缶(飲料・食品用のみ) * 缶のキャップと 缶詰めのふたを含む		中をすすいで、袋から出して、青色の回収箱に入れてください。 ※一斗缶・スプレー缶・塗料缶などは、使い切ってから、不燃ごみに出してください。

<p>しげん 資源</p>	<p>しゅうかい 週1回</p>	<p>ペットボトル</p>  <p>PET (識別表示マーク)</p> <p>プラスチック プラスチック素材だけでできている製品</p> <p>◆容器包装プラスチック(♻️マークを 目安に分別することをお勧めします) 《菓子袋・レトルト食品の包装、カップ めん・弁当・たまごなどの容器、ペットボ トルのキャップ、シャンプー・洗剤のボト ル・チューブなど。》</p> <p>◆製品プラスチック 《プラスチック製ハンガー、CD・DVD、 プラスチック容器、ポリバケツなど》</p>	<p>ひだり 左のマークのあるペットボトルは、①キャップとラベルをはずして、②中をすすいで、③つ ぶしてから、専用回収ネット等に入れてください。 ※はずしたキャップ、ラベルは、資源(プラスチック)に出してください。</p> <p>いままで「可燃ごみ」としていたプラスチックは、2024年4月から「資源」になりました。 プラスチックを透明・半透明の中身の見える袋に入れ、口を結んで出してください。 ◆袋は二重にしないでください。</p>  <p>◆プラスチックが汚れている場合は、布などで拭き取る、水ですすぐなどして汚れを落と してください。食べ物の色が残っている程度ならお出しいただけます。 ◆集合住宅等に設置のごみ保管ボックスの中には入れず、外に置いてください。 ◆次のものは資源では回収しません。 ・汚れが落ちないプラスチック(可燃ごみへ) ・金属や刃物を含むプラスチック(不燃ごみへ) ・在宅医療用のプラスチック(可燃ごみへ) ・最大辺がおおむね 30cm以上のもの(粗大ごみへ) ・モバイル電池(小型充電式電池リサイクル協力店のリサイクル BOX へ) ・在宅医療で使用した注射針(医療機関へお問い合わせください。)</p> 
<p>かねん 可燃ごみ</p>	<p>しゅうかい 週3回</p>	<p>なまごみ、紙ごみ、木くず、汚れたプラ スチック、革製品類、ゴム製品類など</p> <p>◆野菜くず・貝がら・卵のから</p> <p>◆食用油(紙や布にしみこませるか、 凝固剤で固める)</p> <p>◆紙おむつ(汚物は取り除く)</p> <p>◆ゴム製品類 《ゴム手袋・ゴムボールなど》</p> <p>◆革製品類 《靴・かばんなど》</p> <p>◆小枝(太さ直径10 cm以内長さ 50 cm 以内)・葉</p> <p>《どちらも一度に出せるのはごみ袋2~ 3袋程度》</p> <p>◆保冷剤・乾燥剤・猫砂</p> <p>◆衣類</p> <p>◆内側アルミ箔の紙バック</p>	<p>ふたつきのごみ箱か、透明か半透明のごみ袋に、入れて出してください。(段ボール や、紙袋には、入れないでください。)</p> <p>◆生ごみは、よく水気を切って出してください。</p> <p>◆食用油は、液状のままではなく、紙や布にしみこませるか、凝固剤で固めてください。</p> <p>◆紙おむつについた汚物は、取り除いてください。</p> <p>◆竹串など、先のとがったものは、紙で包んで「キケン」と表示してください。</p> <p>◆家庭用シュレッダーごみは、袋に「家庭用」と表示してください。</p> <p>◆在宅医療(訪問診療、訪問看護、在宅療養)で発生するものについては、清掃 事務所にお問い合わせください。</p>  <p>ふたつきのごみ箱 透明か半透明のごみ袋</p> <p>(ごみ袋の口は必ず結んでください)</p>

<p>不燃ごみ</p>	<p>月2回</p>	<p>ガラス類、陶磁器類、小型の金属類、30cm未満の家電製品など</p> <p>◆グラス・コップ、ガラス製品、鏡</p> <p>◆茶わん、湯のみ、花びん</p> <p>◆はさみ、包丁</p> <p>◆アルミホイール</p> <p>◆ドライヤーなど 30cm未満の家電製品</p> <p>◆蛍光灯、電球</p> <p>◆かさ、使い捨てカイロ</p> <p>◆薬のビン・金属製の薬チューブ</p> <p>◆直径・高さ30cm未満のなべなど</p> <p>◆使い捨てライター(使い切る)</p>	<p>ふたつきのごみ箱か、透明か半透明のごみ袋に、入れて出してください。</p> <p>◆ガラス・割れもの・刃物は、厚紙などで包み「キケン」と書いてください。</p> <p>◆使い捨てライターは必ず使い切ってください。</p> <p>◆カセットボンベ、スプレー缶、ライターは必ず中身のガスを使い切り、「カセットボンベ」、「スプレー缶」、「ライター」と袋に書いて、それぞれ違う袋に入れて出してください。なお、プラスチック部分は、はずして資源(プラスチック)に出してください。穴あけは危険ですので、穴をあけずに出してください。</p> <p>◆在宅医療で使用した注射針は医療機関へお問い合わせください。</p> <p>◆在宅医療(訪問診療、訪問看護、在宅療養)で発生するものについては、清掃事務所にお問い合わせください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p>(ごみ袋の口は必ず結んでください)</p>
<p>粗大ごみ</p>	<p>申込制(有料)</p>	<p>家具・寝具など最大辺がおおむね30cm以上のもの</p> <p>※解体・分解した場合も粗大ごみの扱いとなります。</p> <p>※こちらは、家庭からの粗大ごみ対象となりますので、事業系の粗大ごみは処理業者にご依頼ください。</p>	<p>粗大ごみ受付センターに、お電話またはインターネットでお申し込みください。</p> <p>① 収集の場合</p> <p>収集日と料金をお知らせします。料金分の有料粗大ごみ処理券を粗大ごみに貼って、収集日の朝8時までに、指定した場所に出してください。</p> <p>アパートなどの場合は、1階まで降ろしてください。</p> <p>② 持込の場合</p> <p>持込日と料金をお知らせします。料金分の有料粗大ごみ処理券を貼らずに、粗大ごみと一緒に、持込場所へお持ちください。</p> <p>有料ごみ処理券は、区役所や区内の「板橋区有料ごみ処理券取扱所」の標識のあるお店(区内のコンビニエンスストアなど)で、購入できます。</p> <p>申込: 粗大ごみ受付センター</p> <p>電話 03-6747-9353 月～土(祝日を含む・年末年始を除く)8:00～19:00</p> <p>インターネット https://ecolife.e-tumo.jp/itabashi_sodai-u/</p> <p>24時間受付(ホームページメンテナンス期間除く)</p> 

<p>家電リサイクル</p>	<p>申込制(有料)</p>	<p>エアコン</p> <p>テレビ(液晶・プラズマ・ブラウン管)</p> <p>冷蔵庫・冷凍庫</p> <p>洗濯機・衣類乾燥機</p>	<p>【区では収集いたしません】</p> <p>購入した販売店、または買い換えする販売店へ引き取りをご依頼ください。販売店への依頼が困難な場合は、下記の家電リサイクル受付センターへ申し込み、収集運搬業者による引き取りをご依頼ください。</p> <p>料金は、販売店または家電リサイクル受付センターに確認してください。</p> <p>申込: 家電リサイクル受付センター</p> <p>電話 0570-087200 月～金(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00</p> <p>インターネット(日本語のみ)</p> <p>https://kaden23rc.jp (24時間受付)</p> 
<p>リサイクル 家庭用パソコン</p>	<p>申込制</p>	<p>パソコン</p> <p>※ただし「PCリサイクルマーク」のあるパソコン(平成15年(2003年)10月以降に販売されたもの)は、新たな料金の負担は不要です。</p>	<p>【区では収集いたしません】</p> <p>各パソコンメーカーに回収を申し込むか、宅配便による回収を申し込んでください。</p> <p>区の協力事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社、宅配便による回収をしています。回収品目にパソコン本体が含まれている場合、1箱分の回収料金が無料となります。プリンターなどの周辺機器も一緒に回収できます。(無料となる箱のサイズと重量の上限は、3辺の合計が140cm以内、重さ20kg以下です)</p> <p>回収方法は、リネットジャパンリサイクル株式会社に確認してください。</p> <p>申込: リネットジャパン株式会社</p> <p>インターネット https://www.renet.jp/</p> <p>ほかにもパソコンメーカーによる回収などもあります。</p> <p>くわしくは、一般社団法人パソコン3R推進協会に確認してください。</p> <p>インターネット https://www.pc3r.jp/home/partner_list.html</p>

<p>食品用トレイ</p>	<p>※拠点回収</p>	<p>肉や魚などの容器として使用されている血状の発泡スチロール製食品用トレイ ※見分ける目安の一例 ・簡単に「つまようじ」が刺さるもの ・マークが入っているもの</p>	<p>① 水で洗う ② 水を切る ③ 回収ボックスへ ※透明のトレイ・パックは、資源(プラスチック)に出してください。</p>
<p>ボトル容器(プラスチック製)</p>		<p>マークが入っている、シャンプーやリンス、洗剤、食用油、ソースなどの容器として使用されているボトル容器(プラスチック製)</p>	<p>① キャップ・ふたを取り、資源(プラスチック)へ ② ボトル内をよく洗う ③ 回収ボックスへ ※ペットボトルは「びん・缶と同じ日、同じ集積所」の専用回収ネット等へ資源として出してください。</p>
<p>紙パック</p>		<p>牛乳パックなどの紙パック</p>	<p>① 水で洗う ② 切り開き、よく乾かす ③ 回収ボックスへ ※内側がアルミ箔のものは可燃ごみへ ※キャップなど紙以外はすべて取り除いてください</p>
<p>乾電池</p>		<p>マンガン電池 アルカリ電池</p>	<p>※ボタン電池は買ったお店にお返しください。 ※ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池などの小型充電式電池は、「小型充電式電池リサイクル協力店」のリサイクルBOXに入れてください。</p>
<p>廃食用油</p>		<p>天ぷらや揚げ物で使用した油</p>	<p>天かすなどを取り除き、ペットボトルに入れてキャップを閉めてお持ちください。 缶などに入っている賞味期限切れの未使用油はそのままお持ちください。 ※動物油・鉱物油・常温で固まる油・お店や会社から出た油は回収できません。</p>
<p>古布・古着</p>		<p>まだ着る事や使う事ができる古着・古布</p>	<p>ビニール袋に入れてお持ちください。ボタン・ファスナーなどの付属品は外さないでください。※汚れたもの・濡れたもの・毛布・ぬいぐるみ・靴・ふとん・まくら・スーツケース・大型鞆・縫いかけの生地は回収できません。</p>
<p>使用済小型家電</p>		<p>最大辺が30cm未満で、回収ボックスの投入口(30cm×15cm)に投入可能な小型家電とコード類(例)使わなくなった携帯電話・携帯電話ゲーム機・携帯音楽プレーヤー ・デジタルカメラ・ポータブルビデオカメラ・電卓・ポータブルカーナビ・電子辞書・ACアダプターおよびコード類</p>	<p>① SDカードなどは取り外して、本体からも個人情報情報を消してから出してください。 ② 乾電池や電池パック・バッテリーなどを取り外してください。 ※一度回収した物は返却できませんのでご注意ください。</p>

【※拠点回収について】

地域センターなどを中心に公共施設に回収ボックスがあります。ただし、廃食用油、古布・古着の拠点回収は、区役所資源循環推進課、板橋東清掃事務所、板橋西清掃事務所、リサイクルプラザ、エコポリスセンター、熱帯環境植物館、桜川地域センター、富士見地域センター、志村坂上地域センター(古布・古着のみ)、赤塚支所、大谷口地域センター、まなぼーと成増(成増生涯学習センター)、常盤台地域センター、無印良品板橋南町22(古布・古着のみ)の14施設で回収しています。
使用済小型家電は、上の14施設のうち、富士見地域センター、志村坂上地域センター、大谷口地域センター、まなぼーと成増(成増生涯学習センター)、常盤台地域センター、無印良品板橋南町22を除く8施設と情報処理センター、仲町ふれあい館、高島平地域センター、清水地域センターで回収しています。
一部のスーパーでは、トレイや紙パックの自主回収をしています。

【収集できないもの】

有害性・危険性・引火性のあるもの、著しく悪臭を発生するもの、区の収集、処分作業に支障をきたすものなどは収集できません。これらのものは、買ったお店やメーカーなどにお返しください。わからないときは、清掃事務所へお問い合わせください。

【例】ガスボンベ類、石油類、工業薬品、印刷インク、現像液、バッテリー、消火器、耐火金庫、薬品、土、ブロック、石、砂、石膏ボード、廃油、自動車、オートバイ、タイヤ(自転車用を除く)、ピアノなど。

【集団回収について】

集団回収とは、行政が行う回収とは違い、町会や自治会、集合住宅などの団体が、収集の日時や場所を決めて、古紙や段ボール、古布、缶などを集め、資源回収業者に引き渡す自主的な活動です。お住まいの地域が集団回収かどうかは、町会・自治会の担当者、集合住宅の管理人などに聞いて、決められたルール通りに正しく出してください。

自転車・バイク

問合せ先

土木計画・交通安全課 自転車対策係 区役所南館5階④窓口 電話03-3579-2513

(1) 自転車駐車場について

道路上に自転車やバイクを放置すると、高齢者・幼児・車椅子利用者にとって大変危険です。駅周辺で自転車やバイクを駐車する方は、区営または民営の自転車駐車場をご利用ください。区営自転車駐車場の場所や利用料金については、板橋区公式サイトをご確認いただくか、自転車対策係までお問い合わせください。

(2) 道路上に放置された自転車・バイクの撤去について

道路上に自転車やバイクを放置すると、高齢者・幼児・車椅子利用者にとって大変危険です。区では、区の管理している道路(放置禁止区域内)に限り、国道、都道を含む)上に放置された自転車や、50cc までのバイクを撤去し、保管所に運んでいます。撤去された場合は、どこの保管所にあるかを確認し、1か月以内に引き取りに行ってください。なお、区営自転車駐車場内への不正駐車も撤去対象となります。※区営自転車駐車場内の不正駐車においては、50ccを超えるバイクも撤去の対象となります。

○保管所で自転車・バイクを引き取る時に必要なもの

- ・ 自転車やバイクのカギ
- ・ 引取りに行く方の住所・氏名が確認できるもの(パスポート、免許証など)
- ・ 撤去手数料(自転車4,300円、125cc までのバイク6,600円、125cc を超えるバイク8,700円)

○各自自転車保管所の引き渡し日時: 毎日10時～19時(12月29日～1月3日を除く)

○撤去自転車・バイクの保管場所は区内に4か所あります。撤去された場所に依りて、各保管所へお問い合わせください。そのほかの場所で撤去された場合は、自転車対策係までお問い合わせください。

① 下板橋駅・大山駅・中板橋駅・新板橋駅・板橋区役所前駅・板橋駅・小竹向原駅 周辺での撤去

→【板橋郵便局前自転車保管所】板橋区板橋3-2,3先 電話03-3963-2574

② 板橋本町駅・本蓮沼駅・志村坂上駅・志村三丁目駅・蓮根駅・浮間舟渡駅 周辺での撤去

→【蓮根自転車保管所】板橋区蓮根3-3-10 電話03-3558-2095

③ 西台駅・高島平駅・新高島平駅・西高島平駅 周辺での撤去

→【大門高架下自転車保管所】板橋区高島平4-1先 電話03-5997-5443

④ ときわ台駅・上板橋駅・東武練馬駅・下赤塚駅・地下鉄赤塚駅・成増駅・地下鉄成増駅 周辺での撤去

→【水車公園前自転車保管所】板橋区四葉1-21-2 電話03-3979-6614

ペット

(1) 犬を飼うとき

問い合わせ先

保健所生活衛生課

板橋区大山東町32-15

電話03-3579-2332

生後91日以上の犬は、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が必要です。

・登録の申請

犬鑑札の交付、注射済票の交付は保健所、健康福祉センターや区民事務所で行います。

・犬の登録

生後91日以上の犬を飼いだした時は、30日以内に登録の申請をしてください。令和4年6月から、ペットシヨップ・ブリーダーなどが販売する犬・猫には、マイクロチップの装着が義務付けられました。犬にマイクロチップが入っている場合、手続きの方法が異なる場合がありますので保健所生活衛生課までお問い合わせください。

・狂犬病予防注射

年1回、動物病院などで狂犬病予防注射を受け、注射済票の交付を受けてください。毎年4月から6月に動物病院で狂犬病予防注射の接種を行ってください。

※注射済票は必ず犬に付けてください。

費用 登録手数料 3,000円(犬にマイクロチップが入っている場合納付先や手数料が異なる場合があります。)

注射済票交付手数料 550円

【その他の注意事項】

- ① 犬はつないで飼い、犬の移動中は飼い主が綱等で行動を管理すること。
- ② 犬が人をかんだときは、保健所に24時間以内に飼い主が届け出をして、犬の検査を動物病院で48時間以内に受けること。
- ③ 散歩の前にトイレを済ませる。散歩中にフン等してしまったら、飼い主が責任をもって始末する。

(2) ペットが死んだとき (死体の処理方法)

問い合わせ先

板橋東清掃事務所

板橋区東坂下2-20-9

電話03-3969-3721

【管轄している地域】

下記の板橋西清掃事務所管轄以外の地域

板橋西清掃事務所

板橋区徳丸1-16-1

電話03-3936-7441

【管轄している地域】

赤塚、赤塚新町、新河岸、大門、高島平、徳丸、中台、成増、西台、三園、四葉、若木

次のどちらかの方法で処理してください。

・管轄の清掃事務所に電話して下さい。ただし、25kg未満のものに限られ、有料です。(一頭につき処理手数料2,700円)

・民間の動物埋葬取扱施設に電話して下さい。料金については各民間施設に聞いてください。

消費者のために

問合せ先

板橋区消費者センター 電話03-3579-2266

区民の方からの消費生活に関する相談を行っています。

商品やサービスをめぐる契約(解約)のトラブルなど、消費生活に関する相談・苦情・問合せを消費生活相談員が受け付け、トラブル解決のための助言、情報提供を行っています。

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)

所在地：板橋2-65-6(板橋区情報処理センター7階)

電話：03-3962-3511(相談用)

交通：東武東上線「大山」駅下車 徒歩8分

都営三田線「板橋区役所前」駅下車 徒歩3分

※相談は日本語のみで対応しています。外国語で対応できる相談窓口については、

⑤お役立ち情報のページをご覧ください。

【悪質と思われる商法の例】

商法の名称など	主な手口・特徴・対処法
身に覚えのない請求	利用した覚えのないところから、「有料サイトの料金が発生しています。」といったメールやSMSが届き、連絡をすると料金を請求される。 対処法…知らないメールは開かない。無視する。相手に問合せしない。支払わない。
インターネット通販の詐欺	インターネットで商品を注文し、お金を振り込んだのに、商品が送られてこなかったり、届いた商品が偽物であったりする。 対処法…通常の値段よりも安い場合は慎重に判断する。返品特約等を確認する。
点検商法	点検するといって訪問し、「屋根瓦がずれている」「トイレの修理が必要です」などと不安をあおって、浄水器や工事の契約をさせられる。 対処法…業者をむやみに家にいれない。その場ですぐに契約しない。まわりの人に相談する。

迷惑喫煙の防止

(1) 迷惑喫煙について

問合せ先

資源循環推進課資源循環協働係 区役所北館7階①窓口 電話03-3579-2258

エコポリス板橋クリーン条例により、区内全域の道路などでは歩行喫煙をしないように努めてください。また、「路上禁煙地区」内では、喫煙が全面的に禁止されており、指導員による注意・指導を行っています。

(2) 受動喫煙について

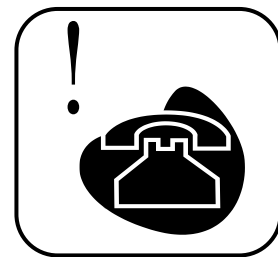
問合せ先

板橋区受動喫煙防止相談窓口 区役所南館3階②窓口 電話03-3579-2707

望まない受動喫煙を防止するために、都条例などにより複数の人が利用する施設では喫煙が規制されます。また、飲食店などの入り口には、喫煙に関する標識の掲示がされています。

6

きんきゅう 緊急のとき



いたばし く がいこくせきじゅうみん せいかつじょうほう
板橋区 外国籍住民のための生活情報

いざというとき慌^{あわ}てないために

きんきゅうじ つうほうさき 緊急時の通報先	⑥-2
きゅうきゅうびょういん 救急病院	⑥-3
はんざい じこ 犯罪と事故	⑥-4
じしん 地震	⑥-5
すいがい そな 水害に備えて	⑥-6
ひなん 避難	⑥-7
ぼうさい 防災マップ	⑥-8

はっこう いたばしやくしょ ぶんか こくさいこうりゅうか
発行: 板橋区役所 文化・国際交流課

〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1 TEL: 03(3579)2018

はっこう ねん がつ
発行: 2024年3月

緊急時の通報先

通報の際には、落ち着いて、安全な場所から電話をかけてください。また通報している最中でも危険を感じたら安全な場所に避難してください。

問合せ先

犯罪、事故などで警察官を呼ぶときは「110番」

火事、病気などで消防車・救急車を呼ぶときは「119番」

急な病気やケガで、病院へ行くか救急車を呼ぶか、迷った場合の相談窓口

東京消防庁救急相談センター「#7119番」

犯罪や事故などで電話で警察署に通報するときは、局番なしの110番にかけます。(24時間受付) 携帯電話でも110番で繋がります。電話するときは以下の順序で伝えます。

- ① 事故か犯罪かといった状況
- ② おきた場所または住所
- ③ 自分の名前

※ ケガ人がいる場合は、警察署に通報することで救急車の手配をしてくれます。

※ 携帯電話でかける場合は、通報場所、電話番号を必ず伝えてください。

※ 盗難などの被害にあった時は、すぐに警察署に通報しましょう。預金通帳、クレジットカードが盗まれた場合は、不正使用を防ぐために銀行やカード会社へ至急連絡してください。

火災・病気などで電話で東京消防庁に通報するときは、「119番」にかけます(24時間受付)。携帯電話でも119番で繋がります。通報時の内容は以下の順序で伝えます。

- ① 火事か救急か
- ② 場所はどこか
- ③ 自分の名前

※ 警察署・東京消防庁へ場所を伝えるときは、近くの目印となる建物を伝えると早く到着することができます。

※ 携帯電話でかける場合は、通報場所、電話番号を必ず伝えてください。

【消防車を呼ぶときの通報問答例】

Q: 消防庁です。火事ですか、救急ですか。

A: 火事です。

Q: 消防車が向かう住所を教えてください。

A: (例)板橋区板橋1丁目3番5号の〇〇ビルです。

Q: 何が燃えていますか。

A: (例)3階事務室が燃えています。(何が燃えているか具体的に伝えてください)

Q: わかりました。消防隊向かいます。

【救急車を呼ぶときの通報問答例】

Q: 消防庁です。火事ですか、救急ですか。

A: 救急です。

Q: 救急車が向かう住所を教えてください。

A: (例)板橋区板橋1丁目3番5号の〇〇ビルの前です。

Q: どうしましたか。

A: (例)交通事故です。(誰がどうしたのかを伝えてください)

Q: 名前を教えてください。(場合によっては電話番号を聞きます)

A: 〇〇です。(通報者の名前)(電話番号は、0000-0000)

Q:わかりました。救急隊向かいます。

「救急車を呼んだ方がいいのか?」、「今すぐ病院に行った方がいいのか?」など迷った場合は、「#7119番」(または03-3212-2323)にかけます(24時間受付)。相談医療チーム(医師、看護師、救急隊経験者等の職員)が対応します。

救急病院 (地域順)

平日の夜間や休日に急病になった際に診察してくれる病院です。病院に行く時は必ず健康保険証を持参してください。事前に受診が可能かどうか、行く前に確認をしてください。

【※2023年9月30日現在の情報です。最新の情報は東京都のホームページをご確認ください。】

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kyuukyuu/kyukyu_shinryo/kyuukyuitiran.html

救急病院名	所在地	電話番号
小豆沢病院	小豆沢1-6-8	03-3966-8411
板橋中央総合病院	小豆沢2-12-7	03-3967-1181
日大附属板橋病院	大谷口上町30-1	03-3972-8111
田崎病院	大山西町5-3	03-3956-0864
帝京大附属病院	加賀2-11-1	03-3964-1211
東京武蔵野病院	小茂根4-11-11	03-5986-3111
豊島病院	栄町33-1	03-5375-1234
健康長寿医療センター	栄町35-2	03-3964-1141
誠志会病院	坂下1-40-2	03-3968-2621
高島平中央総合病院	高島平1-73-1	03-3936-7451
板橋区医師会病院	高島平3-12-6	03-3975-8151
常盤台外科病院	常盤台2-25-20	03-3960-7211
イムス記念病院	常盤台4-25-5	03-3932-9181
上板橋病院	常盤台4-36-9	03-3933-7191
安田病院	成増1-13-9	03-3939-0101
小林病院	成増3-10-8	03-3930-7077
明理会東京大和病院	本町36-3	03-5943-2411
金子病院	南常盤台1-15-14	03-3956-0145
富士見病院	大和町14-16	03-3962-2431
浮間舟渡病院	舟渡1-17-1	03-5994-5111
東武練馬中央病院	徳丸3-19-1	03-3934-1611

(1) 警察署

【板橋区内の警察署】

板橋警察署	板橋区板橋2-60-13	電話03-3964-0110
志村警察署	板橋区小豆沢1-11-6	電話03-3966-0110
高島平警察署	板橋区高島平3-12-32	電話03-3979-0110

また、日本では街角に警察官が駐在するための「交番」等もあります。ここでは地域のパトロールの拠点として、また犯罪、家出人、落し物などの届出や道案内など、様々なサービスを行っていて、ミニ警察署としての役割を果たしています。

(2) 犯罪の被害にあわないために

【空き巣に注意！】

空き巣犯人の侵入手段の多くは戸締りをしていない入口からです。犯人は、施錠されていない玄関ドアや窓を探すため、戸締りをしっかりしましょう。また、窓のガラス破りには、窓の上下に補助錠を設置すると効果があります。補助錠は比較的安価であり、簡単に取り付けることができます。

- ゴミ出しや買い物など、短時間の外出でも鍵掛けをするようにしてください。
- 特に鍵掛けを忘れがちな浴室やトイレの窓なども、施錠の確認をするよう心がけてください。

【自転車の盗難にご用心】

区内では自転車の盗難が多く発生しています。大事な自転車を盗まれないために次のことを心がけましょう。

- 自転車から離れる際は、わずかな時間でも必ずカギをかける。
- 二重ロックをする。
- 路上駐輪をしない。駐輪場以外の場所に停めない。
- 自転車店で防犯登録しておく。

【犯罪被害にあったら】

- 無理をしないで(凶器をもっていることもある)周りに助けを求める。
- 110番通報し、場所と犯人の特徴(性別・身長・服装・乗り物等)をくわしく伝える。

【忘れ物、落し物をしたら】

問合せ先 警視庁遺失物センター 文京区後楽1-9-11 電話0570-550-142

交通機関などに物を忘れたときには駅の事務所へ、路上などで落し物をしたときは交番、警察署へ届け出ます。忘れ物、落し物は、一定期間が過ぎると警視庁遺失物センターに集められます。

【交通事故にあったときは？】

交通事故にあったら、どんな小さな事故でも直ちに警察官や最寄りの警察署に届けるか、110番通報をしてください。その際、けが人がいたらけが人の救護や、救急車の手配も頼みます。見た目にはけががなかったり、小さな傷でも、後から後遺症が出ることもあります。身体を打ったり、けがをしたら必ず病院に行き、医師の診断を受けましょう。

そして、交通事故現場では次の交通事故が起きないように危険を防止するため、必要な措置をとってください。事故の相手に対しては、

- ① 免許証を見せてもらい、免許証番号、住所、氏名、年齢、連絡先(電話番号)を確認する。
- ② 車のナンバープレートを確認する。そして車の保険会社と保険証の番号を確認する。
- ③ 目撃者がいる場合は、その人の氏名や住所、連絡先を聞いておくことも必要です。

地震

【日頃から地震に備えを】

日本は火山の多い地震国です。日頃から地震に備えておくことが必要です。いざというときに慌てないように準備をしておいてください。

※地震とは地球表面を構成している岩盤(地殻)の内部で、固く密着している岩石同士が、断層と呼ばれる破壊面を境目にして、急激にずれ動くことをいいます。これによって大きな地面の振動が生じます。

【地震が発生したときの行動】

地震が発生したときは、落ち着いて以下のように行動してください。普段からの心構えが大切です。

○屋内にいるとき

- ・ テーブルなどの下に入り、身の安全を図る
- ・ 揺れが収まったら、火を始末し、ドアや窓を開けて出口を確保する
- ・ 落下物などがあるので慌てて外に飛び出さない
- ・ エレベーターで避難しない
- ・ ラジオなどで正確な情報を把握し、デマやうわさなどに惑わされない

○屋外にいるとき

- ・ ガラス、看板などの落下物に注意し、ブロック塀など倒壊の危険があるものに近づかない
- ・ 交通機関、公共の場所などでは係員の指示に従って行動する
- ・ 自動車の運転中は道路の左側に車を寄せ、避難する場合は、キーをつけたままにする(緊急車両が通行する場合に動かせるようにしておくため)

【住まいの中の安全対策】

家具などは倒れないように固定しておく。(地震の揺れは想像以上です)

家具類の転倒は、1～2階で16.8%、3～5階で23.8%、6～10階で31.9%、11階以上では47.2%の住宅でおきています。(「東日本大震災」における東京都内でのアンケート結果(東京消防庁))

【非常持ち出し袋を用意する】

食料、飲料水、医薬品、貴重品、懐中電灯、携帯ラジオなどを、いつでも持ち出せるようにひとつにまとめておく。食料は電気・ガス・水道が使えなくなる可能性があるがあるので調理のいらぬ缶詰やレトルト食品を中心に、飲料水は1人1日3リットルを目安に、それぞれ3日分用意しましょう。

赤ちゃんや高齢者の方がいる家庭では、ミルクやおむつなども用意しておきましょう。

【家族や知人と避難会議を】

災害の時に避難する場所、コース、方法などを普段から話し合い、確認しておきましょう。電話が使えなくなった場合の連絡方法なども話し合っておきましょう。

【災害時にケガをしてしまったら】

災害時にケガをした方は、区内13か所に開設する緊急医療救護所に向かってください。緊急医療救護所は災害拠点病院及び災害拠点連携病院の前に開設されます。位置については⑥-8～9でご確認ください。

【地震の震度】

地震の震度とそのときにおこる現象は次のとおりです。ただし、震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態などによって、これより大きな被害が発生することや、小さな被害にとどまる場合もあります。また、気象庁が発表する震度は、震度計による観測値です。おこった現象から判断するものではありません。

【震度階級：おこることが予想される現象】

4	眠っている人のほとんどが目を覚ます。吊り下がっているものは大きく揺れ、棚にある食器類は音をたてる。自転車を運転して揺れに気づく人がいる。
5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。棚にある食器類、書棚の本が落ち、家具が移動することがある。電柱が揺れるのが分かる。壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	大半の人が物につかまらなると歩くことが難しくなる。棚にある食器類や書棚の本は落ちるものが多くなる。固定していない家具が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	立っていることが困難になる。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。地割れやがけ崩れ、地すべりが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。固定していない家具のほとんどが移動し倒れるものが多くなる。壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。大きな地割れが生じることがある。
7	揺れが強くて動くことができない。固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりする。壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。大規模な地すべりや山全体の崩壊が発生することもある。

**すいがい そな
水害に備えて**

大雨が降ると川が氾濫したり、マンホールから水があふれる可能性があります。浸水に備えて、土のう(※布袋の中に土砂が詰めてあるもの)などを準備しておきましょう。

【土のうステーション】

問い合わせ先

南部土木サービスセンター

板橋区富士見町3-1

電話03-3579-2532

北部土木サービスセンター

板橋区新河岸1-9-8

電話03-5398-1259

浸水などの恐れがある場合、土のうを使って浸水被害を少なくすることができます。
区内に自由に使える「土のうステーション」を設置していますのでご利用ください。



※「土のうステーション」については、区ホームページをご覧ください

ひなん 避難

問合せ先

防災危機管理課 区役所南館4階②窓口 電話03-3579-2159

【避難場所】

大震災などで発生した大火災から身を守るため、大きな公園や広場などが指定されています。板橋区内では、浮間公園・荒川河川敷緑地一帯など12か所の避難場所及び高島平地区1か所の地区内残留地区（地区の不燃化が進んでおり、火災が発生しても地区内に大規模な延焼火災のおそれなく、広域的な避難を要しない区域）が指定されています。普段から確認しておきましょう。

【避難所】

地震や水害などの災害で家が倒壊したり、ライフラインが途絶したりしたため自宅での生活ができなくなった方などが、一時的に避難して生活をする場所です。情報提供や食糧配給の拠点となります。地域の小学校や中学校などが避難所に指定されています。安全な場所に避難しましょう。

【どんな時にどんな場所へ避難するのか】

- ① まず、近くの公園や空き地など、広くて安全な場所へ避難し、様子をみる。
- ② 自宅や周辺の建物が倒壊したり、火災で自宅に戻れなくなったりした場合は「避難所」（学校など）に避難する。
- ③ 大火災で自宅や避難所などが危険になりそうな場合は、「避難場所」へ避難する。
避難する必要があるときは、防災無線や板橋区防災メール、板橋区ホームページ、板橋区公式ツイッター(X)、板橋区公式LINEなどで高齢者等避難・避難指示などの避難情報が出されます。

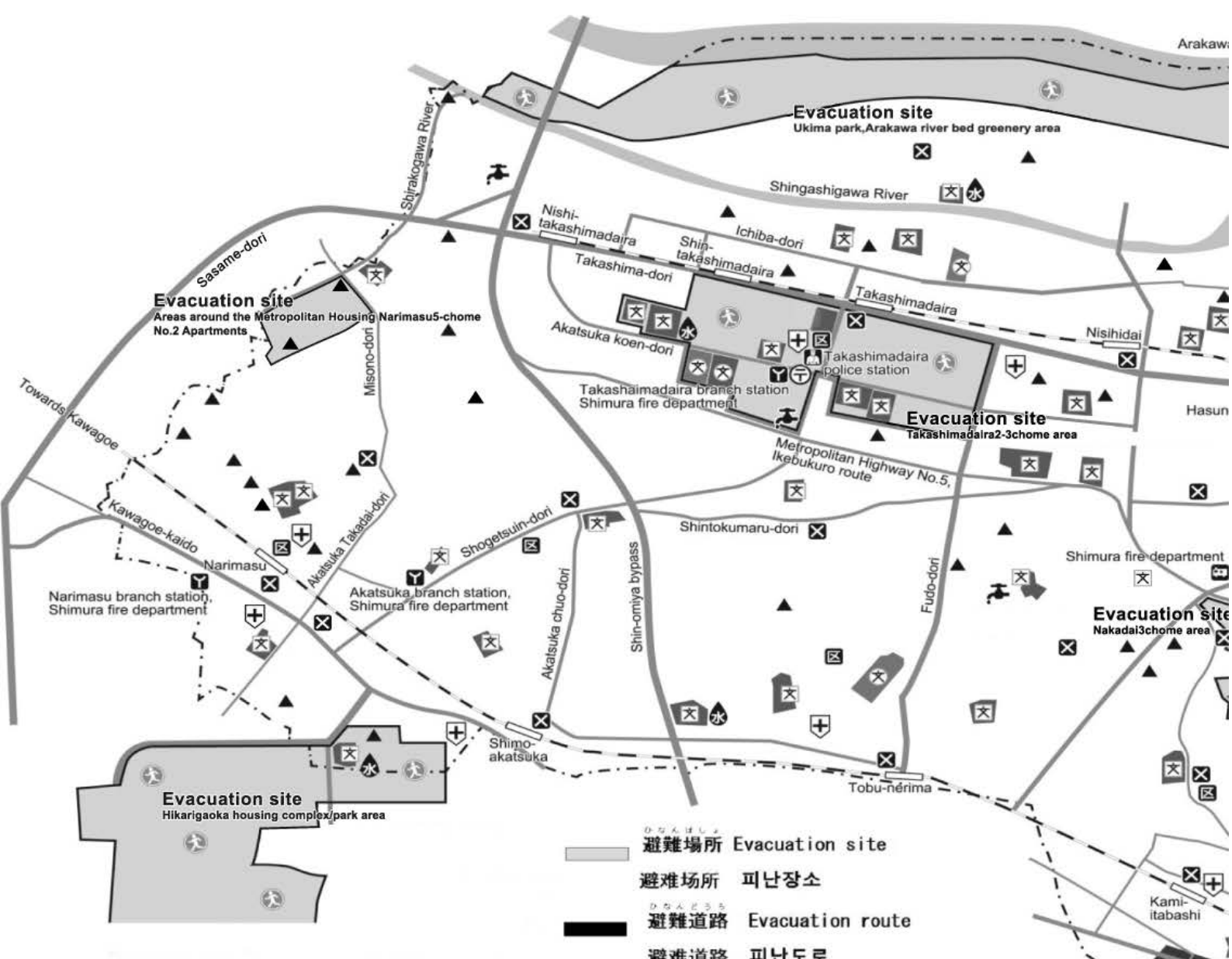
【水害時の避難所】





大洪水がおこったときに避難生活をする場所です。避難所は小学校や中学校が指定されていますが、開設する避難所は台風の強さなど、その時の状況によって異なるため、災害時はテレビや区のホームページで確認してください。

※板橋区では避難場所を表示した防災マップ、洪水ハザードマップを用意しています。いざというときに備えて自分が避難する場所を確認しておいてください。

【板橋区防災センター】

板橋区の防災活動の拠点として、防災無線や防災カメラ、気象情報などの情報収集用の機器を備えています。また、災害時における区民の生命と財産の安全を確保するため、24時間情報監視体制をとっています。なお、事前にお申込をいただければ、防災センターの見学もできます。



-  避難場所 Evacuation site
-  避難場所 피난장소
-  避難道路 Evacuation route
-  避難道路 피난도로

どこに逃げるの？

地震等の災害により、住居に住めないときや、住むことが危険な場合は近くの小・中学校に避難してください。街全体に火災が拡大し迫ってくる場合は、避難場所へ避難してください。

Where to run?

In the case of a natural disaster such as an earthquake in which you are unable to live in a residence or staying at your residence is deemed to be dangerous, please evacuate to a nearby elementary or middle school. If there is a fire spreading throughout the city, please evacuate to a designated evacuation site.

逃去哪里？

由于地震灾害等原因，无法在家居住、或者居住场所危险时，请去附近的中·小学校进行避难。如果街道整体火灾蔓延时，请去避难场所进行避难。

어디로 피하나요?

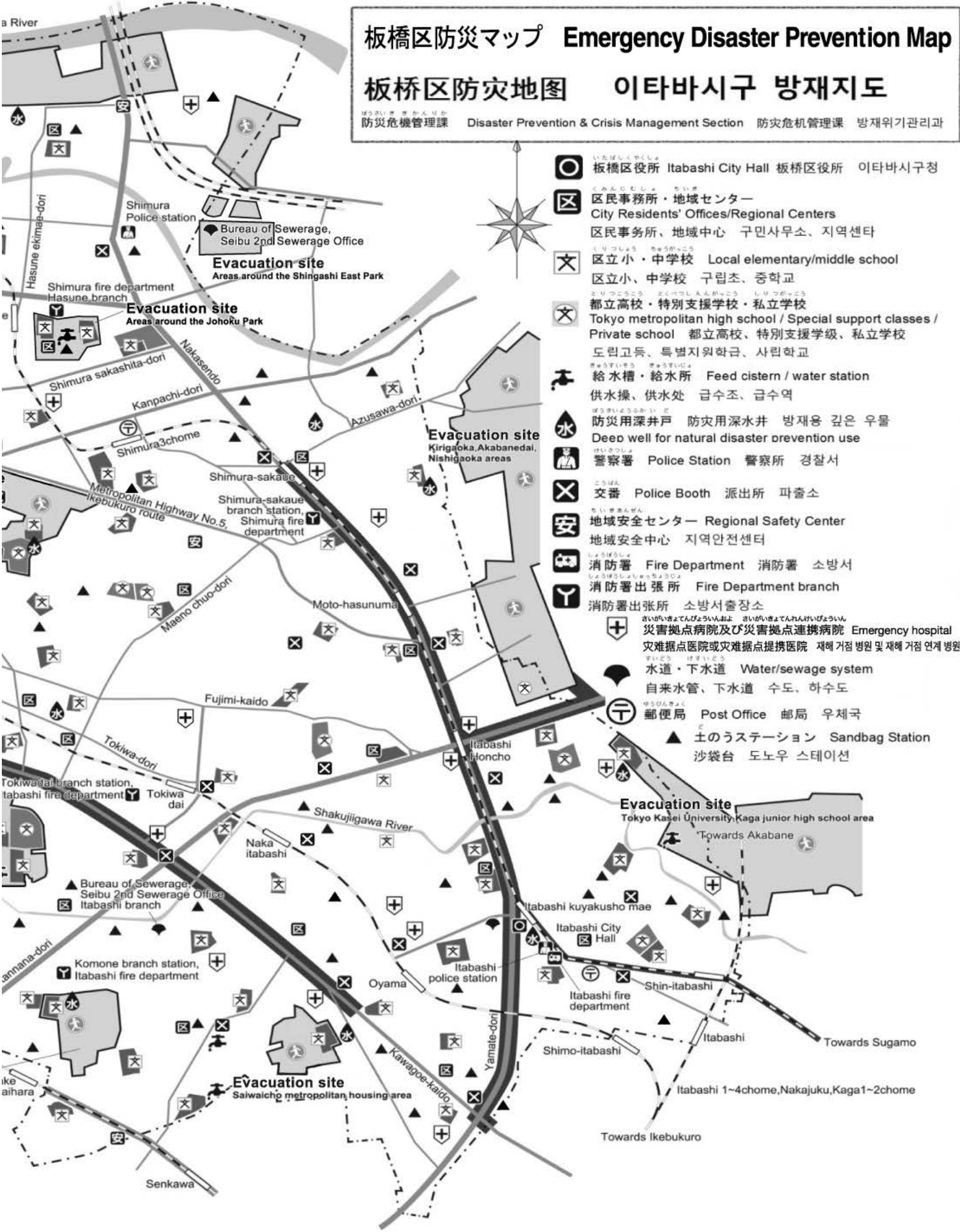
지진등의 재해로 인해, 주거가 불가능할 때나, 주거가 위험할 때에는 가까운 초·중학교에 피난해 주십시오. 마을 전체에 화재가 번질 때에는, 피난장소에 피난해 주십시오.


















板桥区防災マップ Emergency Disaster Prevention Map

板桥区防災地图 이타바시구 방재지도

防災危機管理課 Disaster Prevention & Crisis Management Section 防災危機管理課 방재위기관리과



-  **板桥区役所** Itabashi City Hall 板桥区役所 이타바시구청
-  **区民事務所・地域センター**
City Residents' Offices/Regional Centers
区民事務所、地域中心 구민사무소、지역센터
-  **区立小・中学校** Local elementary/middle school
区立小、中学校 구립초、중학교
-  **都立高校・特別支援学校・私立学校**
Tokyo metropolitan high school / Special support classes / Private school
都立高校、特別支援学級、私立学校
도립고등, 특별지원학급, 사립학교
-  **給水槽・給水所** Feed cistern / water station
供水操、供水处 급수조, 급수역
-  **防災用深井戸** 防災用深水井 방재용 깊은 우물
Deep well for natural disaster prevention use
-  **警察署** Police Station 警察所 경찰서
-  **交番** Police Booth 派出所 파출소
-  **地域安全センター** Regional Safety Center
地域安全中心 지역안전센터
-  **消防署** Fire Department 消防署 소방서
-  **消防署出張所** Fire Department branch
消防署出張所 소방서출장소
-  **災害拠点病院及び災害拠点連携病院** Emergency hospital
灾难据点医院或灾难据点提携医院 재해 거점 병원 및 재해 거점 연계 병원
-  **水道・下水道** Water/sewage system
自来水管、下水道 수도, 하수도
-  **郵便局** Post Office 邮局 우체국
-  **土のうステーション** Sandbag Station
沙袋台 도노우 스테이션

7

としよかん ぶんかしせつ しせつ 図書館・文化施設・スポーツ施設



いたばしく がいこくせきじゅうみん せいかつじょうほう
板橋区 外国籍住民のための生活情報

よか たの
余暇を楽しむには

としよかん
図書館 7-2

しせつ
スポーツ施設 7-3

ぶんかきょうようしせつ
文化教養施設 7-4

しゅうかいしせつ
集会施設 7-6

こうえん
公園 7-7

ボランティア・NPO かつどう
活動 7-7

かんこう
いたばし観光センター 7-8

だんじょびょうどうすいしん
男女平等推進センター 7-8

はっこう いたばしくやくしょ ぶんか こくさいこうりゅうか
発行: 板橋区役所 文化・国際交流課

とうきょうといたばしくいたばし
〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1 TEL:03(3579)2018

はっこう ねん がつ
発行: 2024年3月

板橋区には 11ヶ所の区立図書館があり、どなたでも利用することができます。また、板橋区に在住、在勤、在学されている方は、本やCD、カセットテープなどを借りることができます。住所が確認できるもの(在留カード、健康保険証、あなたの家に届いた郵便物など)をご持参ください。

図書館名	所在地	電話	開館時間	休館日
中央図書館		03-6281-0291	9:00～20:00 (※)	・第二月曜日 (祝休日の場合は直後の平日が休館日) ・毎月末日 (土曜・日曜・祝休日の場合は直後の平日が休館日)
いたばし ポロニーヤ えほんかん 絵本館	ときわだい 常盤台4-3-1	03-6281-0560		・年末年始 (12月29日～1月4日) ・3月31日 ・特別図書整理期間 ・その他教育委員会が定める日
赤塚図書館	あかつか 赤塚6-38-1 (あかつかしよ (赤塚支所2F))	03-3939-5281		・第三月曜日 (祝休日の場合は直後の平日が休館日)
しみず図書館	いずみちよう 泉町16-16 (しみずちいき (清水地域センター3F))	03-3965-9701		・毎月末日 (土曜・日曜・祝休日の場合は直後の平日が休館日)
はすね図書館	はすね 蓮根3-15-1-101	03-3965-7351		・年末年始 (12月29日～1月4日) ・3月31日
ひかわ図書館	ひかわちよう 氷川町28-9	03-3961-9981		・特別図書整理期間 ・その他教育委員会が定める日
たかしまだいら図書館	たかしまだいら 高島平3-13-1	03-3939-6565		
ひがいたばし図書館	か が 加賀1-10-15	03-3579-2666		
こもね図書館	こもね 小茂根1-6-2	03-3554-8801		
にしだい図書館	にしだい 西台3-13-2	03-5399-1191		
しむら図書館	あずさわ 小豆沢1-8-1	03-5994-3021		
なります図書館	なります 成増3-13-1 (アリエス 3F)	03-3977-6078		

※ 児童室の閉館時間は季節により各図書館で異なります。

スポーツ施設

問合せ先

スポーツ振興課 区役所北館8階⑭窓口 電話03-3579-2651

板橋区には体育館や温水プール、野球場、テニスコート、サッカー場、フットサル場などがあります。開館時間、利用形態(団体利用・個人利用)、使用できる種目、対象者、利用料金の有無などは各施設によって異なります。また、利用時間の区分や団体貸切日があります。

詳しくはスポーツ振興課へお問い合わせください。

(掲載している利用料金は1利用区分帯の大人料金です)

◆小豆沢体育館 板橋区小豆沢3-1-1 電話03-3969-4166

- ・ 休館日：第2月曜日(祝日の場合は翌日が休館日)・年末年始
- ・ 施設及び料金：室内競技場330円、第一武道場(畳敷き)、第二武道場(板張り)いずれも 320円、温水プール 470円、トレーニングルーム 420円

※施設周辺に、和弓場、野球場、テニスコートなどの施設あり

◆赤塚体育館 板橋区赤塚5-6-1 電話03-3938-1966

- ・ 休館日：第3月曜日(祝日の場合は翌日が休館日)・年末年始
- ・ 施設及び料金：室内競技場330円、温水プール 470円、トレーニングルーム 420円

◆植村記念加賀スポーツセンター 板橋区加賀1-10-5 電話03-3579-2626

- ・ 休館日：第3月曜日(祝日の場合は翌日が休館日)・年末年始
- ・ 施設及び料金：室内競技場330円、第一武道場(畳敷き)、第二武道場(板張り)いずれも 320円、温水プール 470円、トレーニングルーム 420円

◆上板橋体育館 板橋区桜川1-3-1 電話03-5399-6501

- ・ 休館日：第2月曜日(祝日の場合は翌日が休館日)・年末年始
- ・ 施設及び料金：室内競技場330円、第一武道場(畳敷き)、第二武道場(板張り)いずれも 320円、温水プール 470円、トレーニングルーム 420円

◆高島平温水プール 板橋区高島平8-28-1 電話03-3932-5348

- ・ 休館日：第2月曜日(祝日の場合は翌日が休館日)・年末年始
- ・ 施設及び料金：温水プール 470円、トレーニングルーム 310円

ぶんかきょうようしせつ 文化教養施設

◆区立文化会館 板橋区大山東町51-1 電話03-3579-2222

グリーンホールの施設利用の受付も行っています。

ホールのほかに、会議室・音楽練習室・茶室などがあります。

利用時間や料金・施設利用の申込み方法についてはお問い合わせください。

- ・ 利用申込み受付時間：9:00～20:00(年末年始を除く)
- ・ 休館日：年末年始
- ・ 部屋の利用：有料

◆まなぼーと(生涯学習センター)

まなぼーと大原 板橋区大原町5-18 電話03-3969-0401

まなぼーと成増 板橋区成増1-12-4 電話03-3975-9706

各種の講座や行事を開催しています。

- ・ 利用時間：9:00～21:30
- ・ 休館日：毎月第3月曜日、12月29日～1月3日
- ・ 部屋の利用：有料(団体登録が必要です)
- ・ 中高生・若者が無料で利用できるスペース(i-youth)があります。

◆区立美術館 板橋区赤塚5-34-27 電話03-3979-3251

芸術的、文化的にすぐれた、種々の企画展を行っています。

- ・ 開館時間：9:30～17:00
- ・ 休館日：月曜日(祝日の場合は翌日が休館日)、年末年始
- ・ 料金：無料(特別展の場合は有料)

◆郷土資料館 板橋区赤塚5-35-25 電話03-5998-0081

区内で出土した化石や土器、古文書、民俗資料、古民家などを展示し、板橋の歴史を学ぶことのできる施設です。

- ・ 開館時間：9:30～17:00(入館は16:30まで)
- ・ 休館日：月曜日(祝日の場合は翌日が休館日)、年末年始
- ・ 料金：無料(特別展は有料の場合があります)

◆郷土芸能伝承館 板橋区徳丸6-29-13 電話03-5398-4711

区内に残る郷土芸能の伝承、後継者育成のために練習する施設です。

- ・ 開館時間：9:00～21:30
- ・ 休館日：第3月曜日(祝日の場合は翌日が休館日)、年末年始
- ・ 部屋の利用：有料(団体登録が必要です)

◆**教育科学館** 板橋区常盤台4-14-1 電話03-3559-6561

遊びながら科学の知識について学べる科学展示室やプラネタリウムなどがあります。

- ・ 開館時間: 9:00～16:30 (夏休み期間中は 17:00 まで)
- ・ 休館日: 月曜日(祝日の場合は次の平日が休館日)、年末年始
- ・ 入館料: 無料(プラネタリウム観覧は有料)

◆**エコポリスセンター** 板橋区前野町4-6-1 電話03-5970-5001

楽しみながら環境を学べる展示や、環境講座などを開催している環境学習施設です。

- ・ 開館時間: 9:00～17:00
- ・ 休館日: 第3月曜日(祝日・休日の場合は直後の平日)、年末年始
- ・ 入館料: 無料

◆**熱帯環境植物館** 板橋区高島平8-29-2 電話03-5920-1131

東南アジアの自然環境を再現し、植物や魚類の鑑賞を通じ、熱帯雨林の減少をはじめとする地球環境問題を楽しみながら学べる博物館型植物館です。

- ・ 開館時間: 10:00～18:00(入館は 17:30 まで)
- ・ 休館日: 月曜日(祝日・休日の場合は直後の平日)、年末年始
- ・ 入館料: 大人260円、小・中学生及び65歳以上130円
(小・中学生は毎週土曜日・日曜日と夏休み期間中入館無料)

◆**植村冒険館** 板橋区加賀1-10-5植村記念加賀スポーツセンター内 電話03-6912-4703

板橋に住んでいた冒険家・植村直己さんの冒険精神を伝える施設です。迫力ある映像での冒険紹介や実際に使用した装備品、冒険中の写真などを展示しています。

- ・ 開館時間: 10:00～18:00(入館は 17:30 まで)
- ・ 休館日: 月曜日(祝日・休日の場合は直後の平日)、年末年始
- ・ 入館料: 無料

◆**公文書館** 板橋区本町24-1 電話03-3579-2291

板橋区に関する公文書、行政刊行物、古い写真や地図など貴重な記録・歴史資料を保存・公開している施設です。写真や映像などの貸し出しもしています。

- ・ 開館時間: 9:00～17:00
- ・ 休館日: 日曜日、月曜日(祝日の場合も休館)、年末年始
- ・ 入館料: 無料

しゅうかいしせつ 集会施設

区民の皆さんが趣味や教養を豊かにし、また、親睦をはかるための場として、各種の集会施設があります。
利用時間や料金、申し込み方法については、各施設にお問い合わせください。

施設名	所在地	電話
区立文化会館	大山東町51-1	03-3579-2222
グリーンホール	栄町36-1	03-3579-2221
高島平区民館	高島平3-12-28	03-3938-1392
板橋地域センター	板橋3-14-15	03-3963-5049
熊野地域センター	熊野町40-9	03-3959-4115
仲宿地域センター	氷川町12-10	03-3963-1621
仲町地域センター	仲町20-5	03-3958-1101
富士見地域センター	富士見町3-1	03-3962-9281
大谷口地域センター	大谷口2-12-5	03-3959-4130
向原ホール	向原1-18-17	03-3957-8154
常盤台地域センター	常盤台4-14-1	03-3559-6560
常盤台地域集会室	常盤台3-27-1	03-3559-6560
清水地域センター	泉町16-16	03-3969-7564
志村坂上地域センター	小豆沢2-19-15	03-3969-7577
志村コミュニティホール	小豆沢1-8-1	03-5994-3081
中台地域センター	中台1-44-8	03-3932-9990
蓮根地域センター	坂下2-18-1	03-3969-5723
ロータスホール	坂下3-10-G-214	03-3965-2035
舟渡地域センター	舟渡3-19-8	03-3558-4193
舟渡ホール	舟渡1-14-5	03-3969-5722
前野地域センター	前野町4-6-1	03-3969-0307
前野ホール	前野町2-43-15	03-3967-6726
桜川地域センター	東新町2-45-6	03-3974-3180
下赤塚地域センター	赤塚6-38-1	03-3938-5116
成増地域センター	成増3-11-3-405	03-5998-6881
徳丸地域センター	徳丸3-35-15	03-3932-5370
きたのホール	徳丸2-12-12	03-3932-1090
高島平地域センター	高島平3-12-28	03-3938-1392

板橋区には大小さまざまな公園や植物園、こども動物園などがあります。上手に利用して、板橋区での生活を楽しんでください。

公園・施設名	所在地	電話番号
赤塚植物園※1	赤塚5-17-14	03-3975-9127
板橋区平和公園	常盤台4-3-1	——
氷川つり堀公園 (つり)※2	氷川町21-15	——
見次公園 (ボート)※3	前野町4-59-1	——
赤塚溜池公園	赤塚5-35-27	——
板橋交通公園※4	おおやまにしちよう 大山西町21-1	03-3973-2550
城北交通公園※4	さかした 坂下2-19-1	03-3969-9422
板橋こども動物園※5	いたばし ひがしいたばしこうえんない 板橋3-50-1(東板橋公園内)	03-3963-8003
こども動物園高島平分園※5	たかしまだいら とくまるがほらこうえんない 高島平8-24-1(徳丸ヶ原公園内)	03-3932-0090
水車公園 (水車小屋・日本庭園・茶室)※6	よつば 四葉1-17-12	03-3930-4952 (水車小屋)
竹の子公園	だいもん 大門12-2	——
にりんそう公園	わかぎ 若木1-3-18	——
薬師の泉 (日本庭園)※6	あずさわ 小豆沢3-7-20	——

- ※1 休園日:年末年始(12/29~1/3)
休室日(ウェルカムセンター):毎週月曜日、第1・3・5火曜日(祝日の場合は直後の平日)
- ※2 休園日:毎月第1・3・5木曜日(祝日の場合は直後の平日)、年末年始(12/28~1/4)
- ※3 ボート場開場日:3月下旬~10月下旬の土日・祝日
- ※4 休園日:毎週月曜日(祝日の場合は直後の平日)、年末年始(12/28~1/4)
- ※5 休園日:毎週月曜日(祝日の場合は直後の平日)、年末年始(12/29~1/3)、2月の第3火曜日
- ※6 休園日:年末年始(12/28~1/4)

ボランティア・NPO活動

ボランティア・NPO活動についての相談、情報提供やボランティアグループへの会議室の貸出などを行っています。

- ・ 所在地: 板橋区本町24-1 (都営三田線「板橋本町」駅下車徒歩7分)
- ・ 休館日: 年末年始・施設点検日
- ・ 開館時間: 9:00~21:30
- ・ 相談時間: 9:00~17:00 火~土曜日

いたばし観光センター

問い合わせ

いたばし観光センター

板橋区板橋3-14-15 (板橋地域センター内)

電話03-3963-5078

板橋区内の観光案内ガイド、資料の展示など観光情報の提供・PRを行っています。

- ・ 開館時間: 9:00~17:00
- ・ 休館日: 毎週火曜日(祝日の場合はその翌平日が休館日)、年末年始
- ・ 交通: 東武東上線「大山」、「下板橋」駅下車 徒歩14分
都営三田線「板橋区役所前」駅下車 徒歩4分

男女平等推進センター

問い合わせ

男女平等推進センター

板橋区栄町36-1 グリーンホール 7階

電話03-3579-2790

男女平等や多様性理解に関する学習や活動・交流の場としてお使いいただけます。

- ・ 開館時間: 9:00~21:30
- ・ 休館日: 年末年始、施設点検日
- ・ 交通: 東武東上線「大山」駅下車 徒歩5分
都営三田線「板橋区役所前」駅下車 徒歩5分

【情報資料コーナー】

図書、DVDなどの閲覧、貸出を行っています。性別・年代を問わない、暮らしや働き方・生き方をテーマにしたものがそろっています。

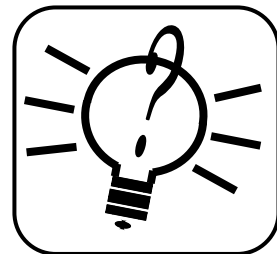
貸出の際には「貸出カード」が必要です。初めて「貸出カード」を作るときには、住所・氏名が確認できるものをお持ちください。

【団体交流コーナー】

男女平等・多様性理解推進に関わる活動・交流の場として、お使いいただけるフリースペースがあります。

8

やくだ じょうほう お役立ち情報



いたばし く がいこくせきじゅうみん せいかつじょうほう 板橋区 外国籍住民のための生活情報

いたばし く せいかつ
板橋区で生活していくうえで、役に立つ情報を集めました。

がいこくご たいおう そうだんまどぐち 外国語で対応できる相談窓口	8-2
くせい かん がいこくご そうだん 区政に関して外国語で相談するには	8-4
だんじょびょうどう かん そうだんまどぐち 男女平等に関する相談窓口	8-4
いたばし く りよう 板橋区で利用できるサービス	8-4
いたばし く はいふ こうほうし じょうほうし 板橋区で配布している広報紙、情報誌	8-5
かくか はいふ がいこくご しりよう 各課で配布している外国語の資料	8-5
こくさいこうりゅうじぎょう あんない 国際交流事業のご案内	8-6

はっこう いたばし くやくしょ ぶんか こくさいこうりゅうか
発行：板橋区役所 文化・国際交流課

〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1 TEL:03(3579)2018

はっこう ねん がつ
発行：2024年3月

がいこくご たいおう そうだんまどぐち
外国語で対応できる相談窓口

うけつけじかん しょうさい かくきかん と あ
 受付時間など詳細については、各機関へお問い合わせください。
 しゆくじつおよ ねんまつねんし のぞ
 (※) 祝日及び年末年始を除く

団体名	相談内容	言語	曜日・時間	電話番号
行政 東京都 外国人相談	日常生活	英語	月～金(※) 9:30～12:00 13:00～17:00	03-5320-7744
		中国語	火・金(※) 同上	03-5320-7766
		韓国語	水(※) 同上	03-5320-7700
入国手続・在留資格	外国人在留総合 インフォメーション センター	英語・中国語・ 韓国語・スペイン語 等	月～金(※) 8:30～17:15	0570-013904 (IP電話・海外から 03-5796-7112)
	外国人総合相談支援 センター	在留手続、 生活相談	英語・中国語 ポルトガル語 スペイン語 タガログ語 インドネシア語 ベトナム語	月～金 9:00～ 16:00 (第2・ 第4 水曜 日以外)
労働関係	東京都 労働相談情報 センター	中国語	月～金 14:00～16:00	03-3265-6110
		英語	火～木 14:00～16:00	03-3265-6110
	仕事上のトラブル	英語・中国語・ スペイン語・ポ ルトガル語・フラ ンス語・ロシア 語・韓国語・タイ 語・ベトナム語・ ネパール語・イ ンドネシア語・タ ガログ語・ヒンデ ー語	月～金(※) 9:00～12:00 13:00～17:00 (事前に日本語で予約 が必要)	03-3265-6110
東京外国人雇用 サービスセンター	就労相談 【対象】 ・日本で就職を希望 する外国人留学生 ・専門的・技術的 分野の在留資格の 方の相談など	英語 中国語	月～金(※) 9:00～17:00	03-5361-8722

	新宿外国人雇用 支援・指導センター	就労相談 【対象】 ・就労に制限のない 在留資格の方 (日本人の配偶者 や、定住者など) ・アルバイトを希望 する外国人留学生	英語・中国語(完全 予約制のため、 事前に電話で予約 してください)	月～金(※) 8:30～17:15	03-3204-8609
労働関係	外国人労働者 相談コーナー	労働条件	英語 中国語 タガログ語 ベトナム語 ネパール語 クメール語 モンゴル語	月・水・木・金 月・火・木 月・火・水・金 火・木・金 火～木 水 金 9:30 ～ 12:00 13:00 ～ 16:30	03-3816-2135
医療関係	TOKYO ENGLISH LIFE LINE	悩み事相談	英語	毎日 9:00～23:00	03-5774-0992
	東京都保健医療 情報センターひまわり	病院紹介、 医療情報	英語・中国語・ スペイン語・ タイ語・韓国語	毎日 9:00～20:00	03-5285-8181
税金	東京国税局 外国人相談	所得税相談	英語	月～金(※) 9:00～17:00	03-3821-9070
教育	NPO法人 多文化共生センター 東京	教育相談、 学習支援	英語・中国語	火～土 9:30～18:00 ※土曜は 10:00～19:00 まで	03-6807-7937
	東京都教育相談セン ター	教育相談、いじめ 相談	日本語	24時間	0120-53-8288
		高校入学・進級、 教育相談	英語・中国語・ 韓国語	金(※) 13:00～17:00	03-3360-4175
消費生活	東京都消費生活総合 センター	消費生活に関する 相談	英語・中国語・ 韓国語・タガログ語・ ベトナム語	月～土(※) 9:00～17:00 ベトナム語は土のみ	03-3235-1155
支援団体	カトリック東京国際セ ンター (CTIC)	在住外国人支援	英語・タガログ語・ス ペイン語・ポルトガル 語・イタリア語・ 中国語	月～金 11:00～17:00	03-5759-1061
	NPO法人 ASIAN PEOPLE'S FRIENDSHIP SOCIETY(APFS)	ビザや生活に 関する相談	英語・中国語・ 韓国語・ベンガル 語・ビルマ語・ペル シャ語・タガログ語・ ウルドゥ語	月・火・金 14:00～ 18:00	03-3964-8739

くせい かん がいこくご そうだん 区政に関して外国語で相談するには

お問い合わせ先

(公財)板橋区文化・国際交流財団 国際交流係 区立グリーンホール1階

電話:03-3579-2015 FAX:03-3579-2295

〒173-0015 板橋区栄町36-1 区立グリーンホール 1階

ホームページ URL: <https://www.itabashi-ci.org/>



外国籍の方からの区政に関するご相談に対応するため、英語・中国語の通訳員が配置されています。通訳可能な日時についてはお問い合わせください。

だんじょびょうどう かん そうだんまどぐち 男女平等に関する相談窓口

お問い合わせ先

男女平等推進センター相談室 電話03-3579-2188

家族の問題、職場の人間関係、配偶者や恋人からの暴力など、様々な悩みや不安などについて相談をお受けします。秘密は厳守します。相談したいことがある場合は、お問い合わせください。

【相談の種類】

(1) 総合相談

家族との関係、職場での人間関係など様々な不安について相談をお受けします。

相談日時: 月曜日～金曜日、第2土曜日 9:00～17:00(電話相談・面接相談)

月曜日～金曜日 14:00～20:00(チャット相談)

(2) 女性のための働き方サポートとフェミニスト相談

仕事と家庭の両立、労働条件、セクハラなど女性が仕事をしていく上での困りごとや、女性が抱える生きづらさ・自身の生き方などについての相談をお受けします。

相談日時: 第2・4・5水曜日、第2土曜日 10:00～12:00 13:00～16:00(面接相談)

(3) DV専門相談

配偶者や恋人から暴力を受けた方の様々な相談です。

相談日時: 月曜日、木曜日、第2土曜日 10:00～12:00 13:00～17:00 (電話相談・面接相談)

(第2土曜日は 16:00 まで)

【相談の方法】

電話、面接、チャット(面接相談は予約が必要です。)

いたばしく りょう 板橋区で利用できるサービス (資金融資など)

お問い合わせ先

産業振興課 経済対策係 情報処理センター5階 電話03-3579-2172

(1) 中小企業相談窓口

中小企業の経営に関する相談を中小企業診断士がお受けしています。

(日本語のみの対応となります。)

受付時間: 月曜日～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00 (予約制です。)

(2)板橋区産業融資制度

区内の中小企業の方やこれから区内で創業しようとする方が、事業経営に必要な資金を区と契約している金融機関から低利で借入ができます。法人経営・個人経営は問いませんが、法人は本社登記及び活動実態(本社機能)が区内であること、個人は確定申告上の主たる事業所が区内であることが必要です。

また、借り受けた方の負担軽減を図るため、利子の一部を補助(「利子補給」)しています。

板橋区で配布している広報紙、情報誌

刊行紙名	言語	刊行日	問合せ先
いたばし暮らしガイド・防災ガイド	日本語	2年に1回	広聴広報課 区役所南館4階⑳窓口
広報いたばし (※)	日本語	毎月第1～第4 土曜日	広聴広報課 区役所南館4階⑳窓口
アイシェフ・ボード (ICIEF Board)	ルビ付日本語・ 英語・中国語・ 韓国語	毎月第1火曜日	(公財)板橋区文化・国際交流財団 国際交流係 区立グリーンホール 1階
いたばし区議会だより (※)	日本語	1年に4回	区議会事務局 区役所北館10階

※ 多言語対応アプリ「カタログポケット」で、多言語自動翻訳・音声読み上げなどの機能を利用できます。

○板橋区公式ホームページ <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/>

最新の情報や重要なお知らせを、区のホームページで見ることができます。

121 か国語で見ることができます(自動翻訳)。



各課で配布している外国語の資料

配布資料名	言語	所管課	問合せ先
ガイドブック都税 ※東京都主税局ホームページでご 覧になれます。	英語・中国語・韓国語	納税課	区役所北館3階⑪窓口
東京23区の住民税(閲覧のみ)	英語・中国語・韓国語	課税課	区役所北館3階⑫窓口
外国語版母子健康手帳	英語・中国語・韓国語・ タイ語・タガログ語・スペ イン語・ポルトガル語・イ ンドネシア語・ネパール 語・ベトナム語	健康推進課	区役所南館3階㉑窓口
国民健康保険のご案内	英語・中国語・韓国語・	国民年金課	区役所南館2階㉒窓口

	ベトナム語・タガログ語・ ネパール語	管理係	
国民年金制度の仕組み ※日本年金機構ホームページでご 覧になれます。	英語・中国語・韓国語 ポルトガル語・スペイン 語・インドネシア語・ロシ ア語・タガログ語・タイ 語・ベトナム語・ミャンマ ー語・カンボジア語・ネ パール語・モンゴル語	国保年金課 国民年金係	区役所南館2階⑮窓口
資源とごみの分け方・出し方	英語・中国語・韓国語	資源循環推進課	区役所北館7階⑪窓口
公的住宅のご案内	英語・中国語・韓国語	住宅政策課	区役所北館5階⑭窓口
就学援助制度についてのお知らせ	英語・中国語	学務課	区役所北館6階⑭窓口
私立幼稚園等保護者補助金につ いてのお知らせ	英語・中国語	学務課	区役所北館6階⑭窓口
図書館利用パンフレット	英語・中国語・韓国語	各図書館	

国際交流事業のご案内

問合せ先

(公財)板橋区文化・国際交流財団 国際交流係 区立グリーンホール 1階
 電話:03-3579-2015 FAX:03-3579-2295
 〒173-0015 板橋区栄町36-1 区立グリーンホール 1階
 ホームページ URL: <https://www.itabashi-ci.org/>



(公財)板橋区文化・国際交流財団では、外国人を含めた地域住民が互いに共生の意識を育み、
 地域の国際化を推進していくためにさまざまな事業を行っています。

- 姉妹都市・友好都市交流事業
- ICIEF日本語教室
- 外国人のための無料相談会
- 国際理解教育・異文化理解講座
- ホームステイ・ホームビジットのあっせん
- 民間国際交流事業助成
- 日本語スピーチ大会
- 外国人向け刊行物の作成

【外国人のための日本語教室】

詳しくは財団ホームページに掲載しています。

(1) ICIEF日本語教室

① 初級日本語教室(レベル:入門～初級)

週2回、6か月間、日本語を勉強する教室です。

日時: ④月曜日・木曜日コース(10:00～12:00) ⑤火曜日・金曜日コース(18:30～20:30)

定員:各コース 30～40名(申込順)

② 水曜会話サロン(レベル:初級～上級)

会話サポーターと会話を楽しみながら学ぶクラスです。

日時:毎週水曜 ①午前コース(10:00～11:30) ②夜間コース(18:30～20:00)

定員:各コース 20名(申込順)

①②共通

対象:区内在住・在勤・在学で15歳以上の方 ※お子様連れでの受講はできません。

期間:(前期)4月～9月/(後期)10月～3月

会場:区立グリーンホール

費用:授業料とテキスト代

(2) 区内ボランティア日本語教室

外国人の方に日本語を教えているボランティア・グループを財団ホームページでご紹介しています。

活動日、会場などについては直接各教室の連絡先へお問い合わせください。

【情報誌「アイシェフ・ボード」】

財団が開催するイベントを始めとして、板橋区や他の団体が行う国際交流事業などを広く周知するほか、生活に必要な情報を提供しています。

- ・ 発行内容:ルビ付日本語、英語、中国語、韓国語
- ・ 配布場所:区役所、区民事務所、図書館など区内施設67か所、区内大学など

※財団ホームページにも掲載しています。

【ボランティア登録制度】

(公財)板橋区文化・国際交流財団では、ボランティアにご協力していただける方を随時募集しています。

詳しくは財団ホームページに掲載しています。

○通訳・翻訳ボランティア

通訳ボランティア:区役所窓口での手続き、小学校・中学校での面談、区主催のイベントでの通訳など

翻訳ボランティア:区が発行する申請書や通知文、イベント案内などの翻訳

○ホストファミリー

外国人のホームステイ(宿泊込み)、ホームビジット(宿泊無し)の受け入れ

○国際理解教育の講師(外国出身の方のみ)

区内の小中学校で、子どもたちに母国の文化や習慣、料理や踊り・音楽・遊びなどを紹介

【外国人のためのメール相談】

外国人の方で何か困ったことがあれば、メールで相談することができます。

※ご相談いただく言語や内容によってはお返事までに時間がかかる場合があります。

<https://www.itabashi-ci.org/form/5/step1.html>

